

西伊豆町津波防災
地域づくり推進計画

令和2年3月
第1版

西伊豆町

目次

第1章	推進計画の目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第1節	推進計画作成の背景と目的	
第2節	計画の位置づけ	
第3節	推進計画区域	
第2章	沿岸部の現況とこれまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第1節	西伊豆町の歴史	
第2節	人口・産業	
第3節	土地利用・交通	
第4節	これまで西伊豆町が実施してきた地震・津波防災施策	
第3章	津波防災地域づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
第1節	津波の浸水深と想定される被害	
第2節	地域別の課題	
第3節	津波防災地域づくり上の課題	
第4章	津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針・・・・・・・・・・	P 62
第1節	津波防災地域づくり推進の基本的な方針	
第5章	土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 67
第1節	土地利用	
第2節	警戒避難体制の整備	
第6章	津波防災地域づくりの推進のための事業・事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 69
第1節	事業・事務の整理	
第2節	事業・事務	
第3節	事業・事務の実施による町の未来図	
第7章	推進計画実現に向けた今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 98
第1節	今後さらに検討が必要な事項	
第2節	計画の見直しと更新	
参考資料		
	西伊豆町津波防災地域づくり推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 100
	西伊豆町津波防災地域づくり推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 102
	検討体制と計画作成の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 103

第1章 推進計画の目的と位置づけ

第1節 推進計画作成の背景と目的

本計画は、東日本大震災の教訓をふまえ、平成23年12月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）に基づき、津波から町民の生命及び財産を守り、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるための計画である。

(1) 推進計画作成の背景

想定をはるかに超える大津波が発生した東日本大震災を受けて、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な津波防災地域づくりを総合的に推進するため制定された津波法では、国土交通大臣による基本指針を踏まえ、都道府県知事が津波浸水想定を公表し、市町村は津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成すること等が定められている。

静岡県が、平成25年11月に静岡県津波浸水想定を設定公表したこと、また、平成26年3月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されたことを受け本町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するため、「西伊豆町津波防災地域づくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を作成することとした。

(2) 推進計画の目的

本計画は、津波法に基づき、南海トラフ巨大地震等による最大規模の地震によって発生が予想されている津波災害による被害の防止・軽減を図るため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波に強いまちづくりを目指すための指針となるものである。

本町の現状や地理的特性、予想される災害リスクなどから、本町に合った取組指針を設定し、地震・津波対策を強力に推し進めることを目的とする。なお、施策の推進にあたっては、解決すべき課題や実施時期等を明確にし、関係部局が密接に連携して取り組むものとする。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、津波法に基づき作成されるものであり、「第2次西伊豆町総合計画」や「西伊豆町地域防災計画」、「西伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の上位・関連計画との整合・連携を図り、津波防災地域づくりを推進するものである。

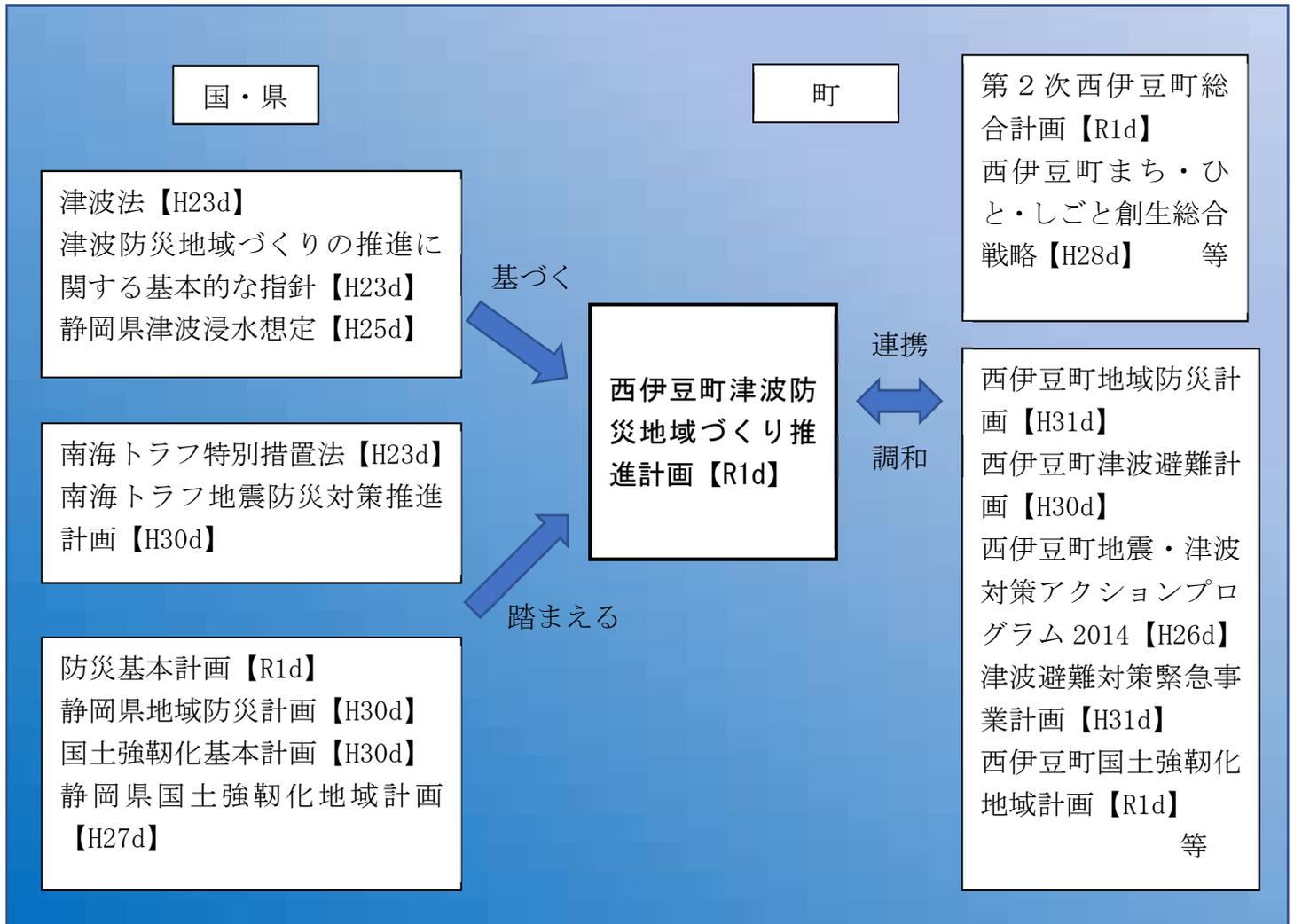
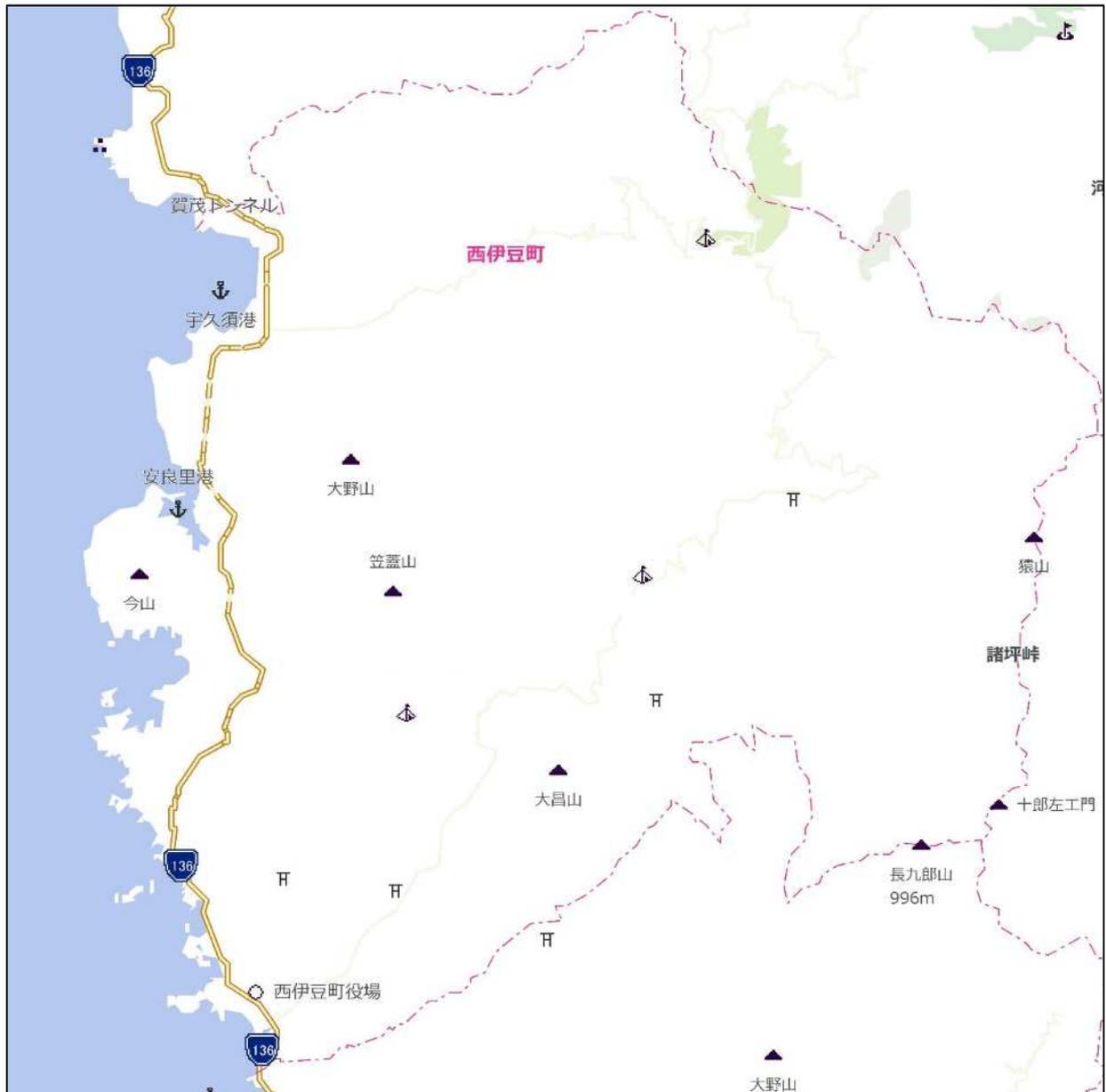


図 本計画の位置づけ

第3節 推進計画区域

地震・津波対策の推進にあたっては、全町をあげて総合的に取り組み、犠牲者ゼロを目指す必要がある。そのため、推進計画区域は、津波による浸水が予想される地域だけではなく、町内全域とする。

なお、推進計画区域内においては、津波防護施設の整備等の特例措置等を利用することが可能となる。



第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

第1節 西伊豆町の歴史

本町は、有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

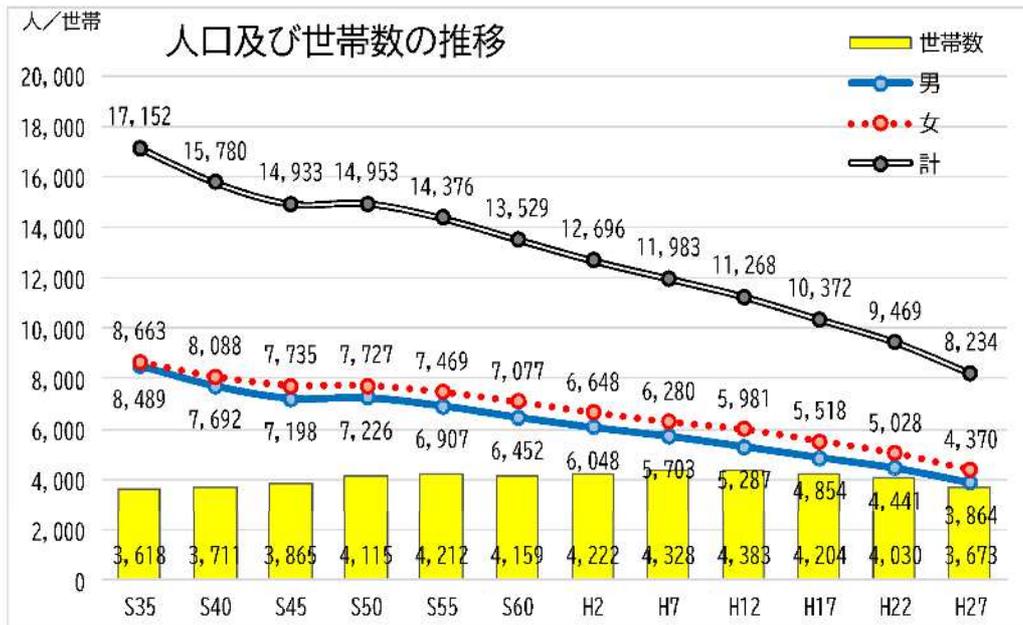
	発生年月日	被害状況
明応地震	1498年9月11日	M8.5程度。西伊豆町の沿岸で6mを超える津波が発生した可能性。 町内の神社にはこの地震による津波の被害が多く記されている。
慶長地震	1605年2月3日	東海・南海・西海を震源とするM7.2の地震。津波による被害が甚大であった。
安政東海地震	1854年12月23日	御前崎沖を震源とするM8.4。田子で250戸浸水、仁科正円で軒並み浸水、仁科川を遡り寺川の田畑や住家まで浸水した。
伊豆半島沖地震	1974年5月9日	住宅の一部で被害、山崩れも発生した。
伊豆大島近海地震	1978年1月14日・15日	伊豆中央部を震源とする地震が2回発生。建物や公共施設の被害が多く、また人的被害も発生した。

表 本町に被害をもたらした主な地震・津波

第2節 人口・産業

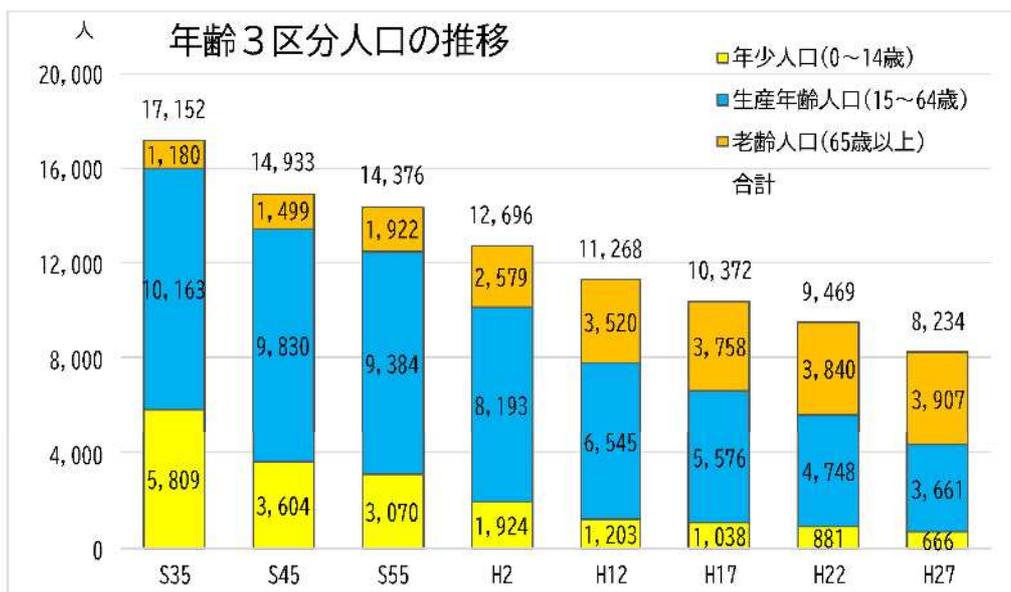
(1) 人口

本町の人口は、著しく減少している。一方、世帯数は人口に比べると緩やかな減少となっており、人口減少が進行する中、単身世帯や少人数世帯が増加していることがうかがえる。

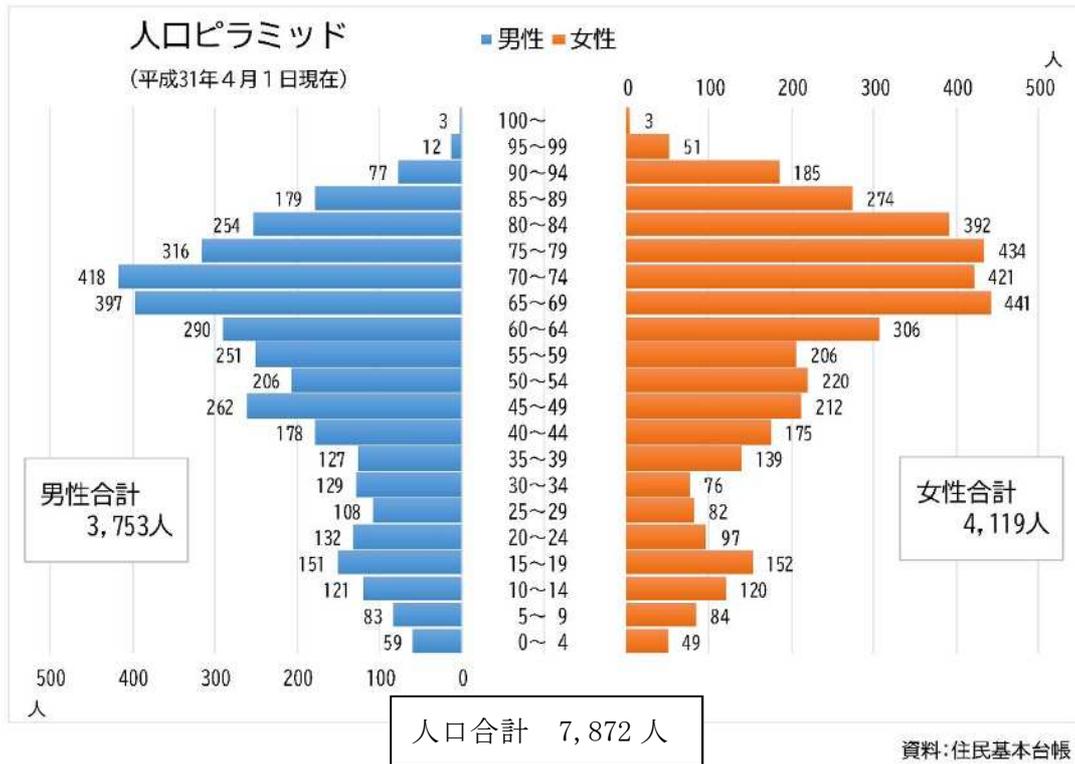


資料:国勢調査

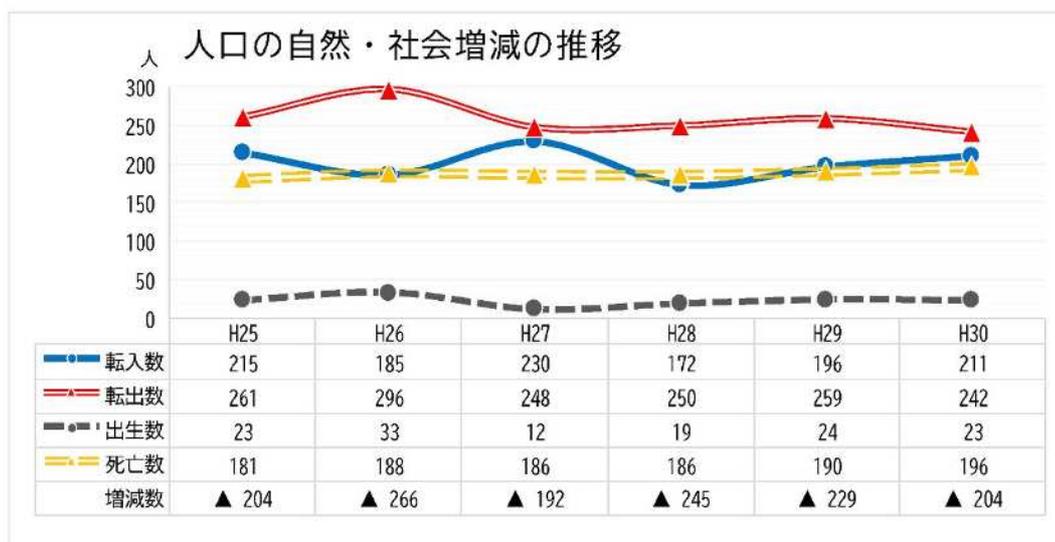
年齢階層別に見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は大きく減少している。一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成2年以降は年少人口を、平成27年には生産年齢人口を上回っている。



資料:国勢調査



人口の社会増減を見ると、毎年、転出者が転入者を上回っている。
 自然増減を見ると、毎年、死亡数が出生数を上回っており、その差は年々大きくなっている。
 また、年間の増減数は、ほぼ毎年 200 人を超える減少数となっている。



(2) 産業

本町の産業別就業人口は、平成 27 年国勢調査によると、第 1 次産業 189 人、第 2 次産業 683 人、第 3 次産業 2,741 人となっている。

かつては、山林を中心とした林業、平坦地を中心とした農業、それに鰹やサンマ船などの漁業を中心とした水産業が営まれてきたが、時代の変化に伴う産業構造の変化等により第 1 次産業は年々減少している。

産業別比率では、第 3 次産業の占める比率が高く、中でもサービス業のウエイトが高く、産業の中心となっている。

産業（大分類）別就業人口

(単位:人、%)

産業大分類	男	女	計	構成比
総数	1,922	1,694	3,616	100.0
第1次産業	139	50	189	5.2
農業	50	37	87	2.4
林業・狩猟業	4	0	4	0.1
漁業・水産養殖業	85	13	98	2.7
第2次産業	477	206	683	18.9
鉱業	16	2	18	0.5
建設業	238	33	271	7.5
製造業	223	171	394	10.9
第3次産業	1,304	1,437	2,741	75.8
卸売・小売業	264	341	605	16.7
金融・保険業	4	38	42	1.2
不動産業	11	8	19	0.5
運輸・通信業	120	24	144	4.0
電気・ガス・水道業	5	1	6	0.2
サービス業	804	982	1,786	49.4
公務	96	43	139	3.8
分類不能	2	1	3	0.1

資料:平成27年国勢調査

第3節 土地利用・交通

(1) 土地利用

本町は、海に迫る急峻な山に阻まれているものの、市街地が国道沿いに南北に点在して形成され、農地や平坦地などの可住地は海岸線沿いに広がっている。変化に富むリアス式海岸からなる海岸線は、その一部が富士箱根伊豆国立公園区域及び名勝伊豆西南海岸に指定され、豊富な温泉、豊かな海の幸、温暖な気候など自然に恵まれており、平成30年度には伊豆半島ジオパークとしてユネスコ世界自然遺産にも認定されるなど、変化に富んだ美しい自然景観を有する観光地として発展している。

土地利用の基本方針としては、自然、文化、花、温泉などの豊かな地域資源を有効に活用する自然活用型土地利用を基本理念として、遊休地の積極的な活用や景観に配慮した市街地の整備を進めている。

また、海や森林の持つ多面的な機能を活かし、子どもから高齢者まで全ての住民が安らぎのある生活ができ、また、本町を訪れる人たちには癒しを与えることができるような「ふるさと」づくりを目指した土地利用も進めていく方針である。

令和2年4月から、景観行政団体に移行し、今後、西伊豆町景観計画や景観条例を策定し、景観の整備・保全を図っていく。

(2) 交通

陸上交通は、町内に鉄道がなく、道路は国道 136 号が、北は三島・伊豆市方面へ、南は松崎町へと海岸線を通っており、住民の暮らしと本町を訪れる観光客の重要なルートとして、大きな役割を果たしている。主な他の路線として、町の東西を結ぶ主要地方道伊東西伊豆線、県道仁科峠宇久須線がある。

主要地方道伊東西伊豆線や県道仁科峠宇久須線は、急峻な山間地を通り、災害が頻繁に発生しており、幹線道路としての機能を十分に発揮できているとは言えず、早急な整備が待ち望まれている。

海上交通は、駿河湾をフェリーが運航し、清水港と土肥港とが航路で結ばれており、災害時などにおける物流や避難の大事なルートとしての活用が期待されている。



第4節 これまで西伊豆町が実施してきた地震・津波防災施策

(1) 関係者との連携協力の確保

○自主防災組織育成事業

自主防災組織が整備する防災資機材や防災拠点となる施設の改修などに助成を行い、災害時の防災活動の推進を図っている。また、防災委員に対し、研修会等を実施し、自主防災組織内での防災意識の啓発を行っている。

○防災力向上事業

自主防災組織や民生委員、消防団など住民が主体となり防災対策を検討する「町民防災会議」を立ち上げ、避難行動や避難後の生活について検討を進めている。

○災害時応援協定等の締結

姉妹町である長野県富士見町や山梨県市川三郷町に加え、長泉町、東京都多摩市などと災害時における相互応援に関する協定を結んでいる。また、医療や物資に関する協定も関係事業者と締結している。

○自衛隊との連携

自衛隊との連携を図るため、災害時の応援体制や平常時の連絡体制などの確認を行っている。



(2) 津波からの防護、円滑な避難の確保

○避難路の整備

地震発生から津波到達までの時間が短いと想定されているため、避難の障害となる可能性が高いブロック塀や木造住宅の耐震化等の補助を行っている。また、避難路沿いの障害木の伐採や階段の設置、道路拡張等を行っている。

○海拔表示看板の設置

町内各所に避難行動の目安となる現在地の海拔表示看板を設置している。

(3) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

○海岸保全施設等の整備

漁港海岸保全施設の耐震化、水門や陸閘、門扉の電動化、遠隔操作化を進め、津波防護対策を進めている。

○公共施設の耐震化

災害時の拠点として活用できるよう役場本庁舎や学校施設などの耐震化を実施した。また、災害時の緊急輸送路整備として橋梁やトンネルの整備改修を実施している。

(4) 防災訓練、広報・啓発活動

○津波避難計画の策定

津波が発生した場合に備え、町民の生命、身体の安全を確保するために、円滑かつ適切な避難を行うことを目的として津波避難計画を策定した。

○津波避難訓練の拡充

静岡県では、東日本大震災が発生した3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波避難訓練を実施している。

○情報伝達手段の強化・促進

災害時の情報伝達の手段として防災行政無線を整備するとともに、防災ラジオの普及やメール配信等により、町民一人ひとりに情報が迅速に届くよう整備を行っている。また、孤立が想定される地域に事前に防災無線を設置し、災害時の情報共有体制を整備している。

○防災マップの配布

津波浸水想定区域や避難場所を示した防災マップを作成し、各戸に配布した。

○公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備

避難所や避難場所として利用する一部の施設に、情報伝達を可能とするため Wi-Fi 環境を整備した。(町内 15 か所 (観光施設を含む))



(5) その他の対策

○コミュニティ防災センター整備

災害時の自主防災組織の拠点となる施設としてコミュニティ防災センターを各地に設置した。

○地籍調査事業

復旧・復興を見据え、土地の所有者や境界、面積を調査している。

○災害廃棄物処理計画の策定

復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することと、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とし、「西伊豆町災害廃棄物処理計画」を策定した。

○災害時医療の整備

津波浸水想定区域内に病院等が位置していることから、災害時には救護所の設置が想定される。そのため、災害時医療資機材の整備や「西伊豆町災害時医療救護計画」、「西伊豆町救護所設営・運営マニュアル」の整備を行った。

第3章 津波防災地域づくりの課題

第1節 津波の浸水深と想定される被害

(1) 対象とする地震・津波

静岡県では、東日本大震災を教訓とし、また、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定の方針策定に取り組み、平成25年6月に第一次報告、同年11月に第二次報告を公表している。

本計画においては、公表された第4次地震被害想定を踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (最大震度6強) (最大津波高7m)	南海トラフ巨大地震 (最大震度6強) (最大津波高15m)
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震 (最大震度5強) (最大津波高2m)	元禄型関東地震 (最大震度6弱) (最大津波高3m)

(2) 津波による浸水想定区域

南海トラフ巨大地震が発生した場合の本町における最大津波高は15m、津波浸水区域面積は2.5km²(250ha)、津波浸水想定区域内の人口は5,700人程度である。また、最短津波到達時間は、沿岸部で5分程と、津波到達までの時間が短く、津波浸水区域外への避難可能時間も限られ、沿岸部では津波避難施設空白区域が存在する。

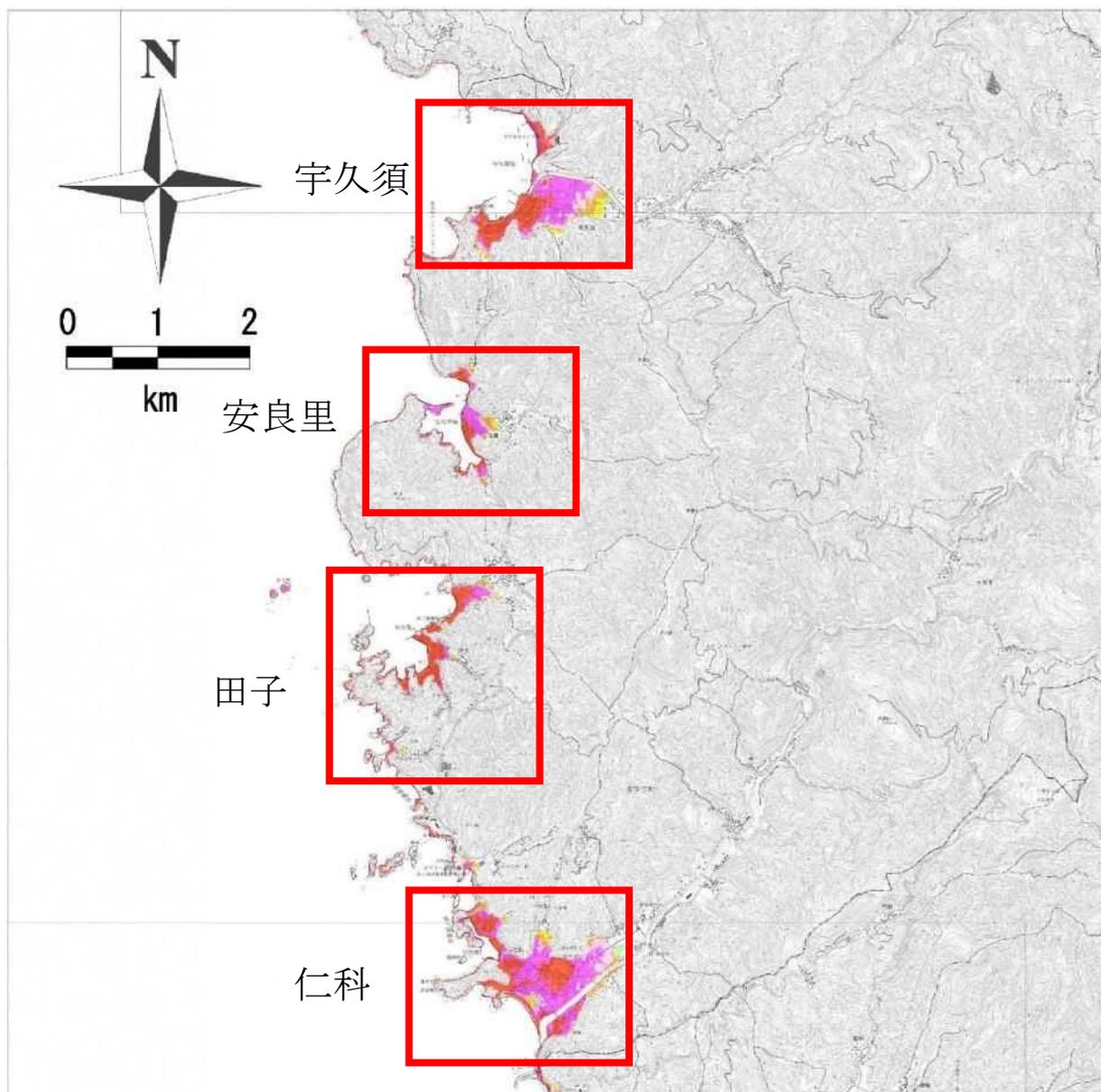
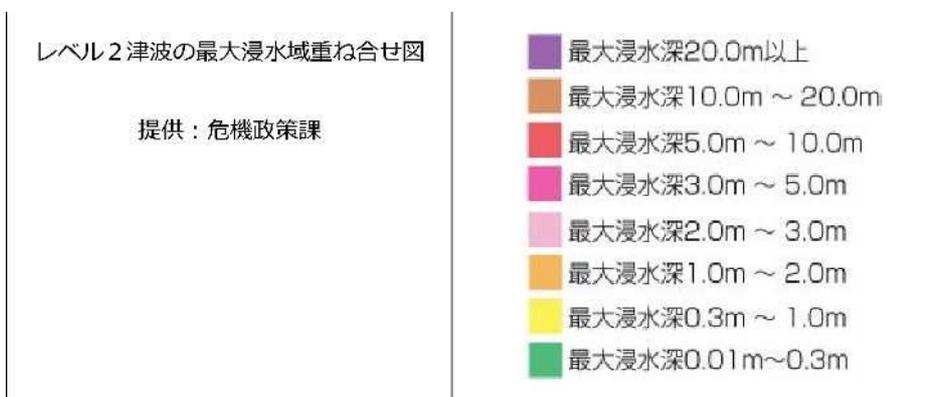


図 津波浸水想定区域（レベル2 重ね図）
 （出典：「静岡県第4次地震被害想定」）



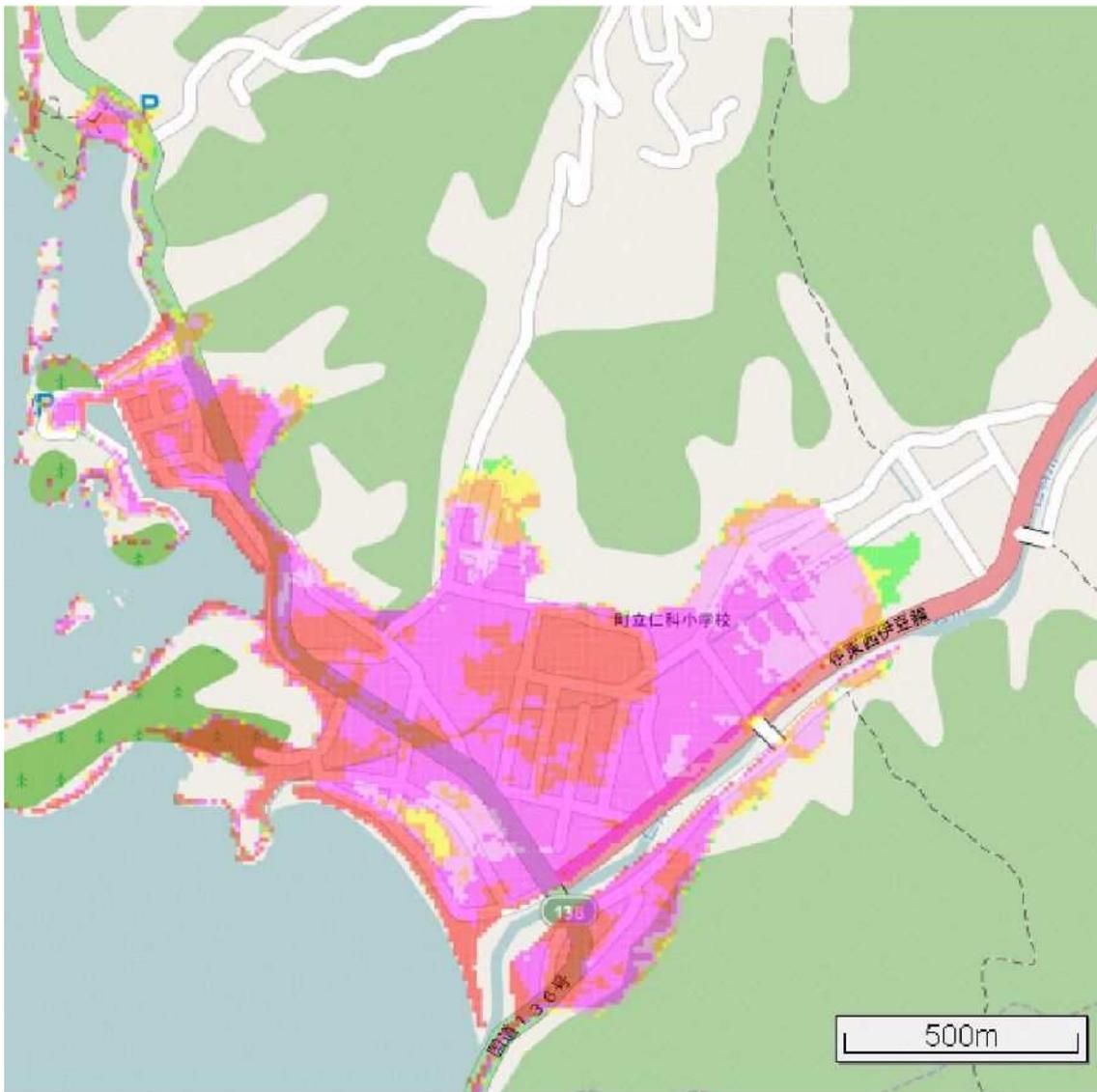


図 津波浸水想定区域【仁科地区】

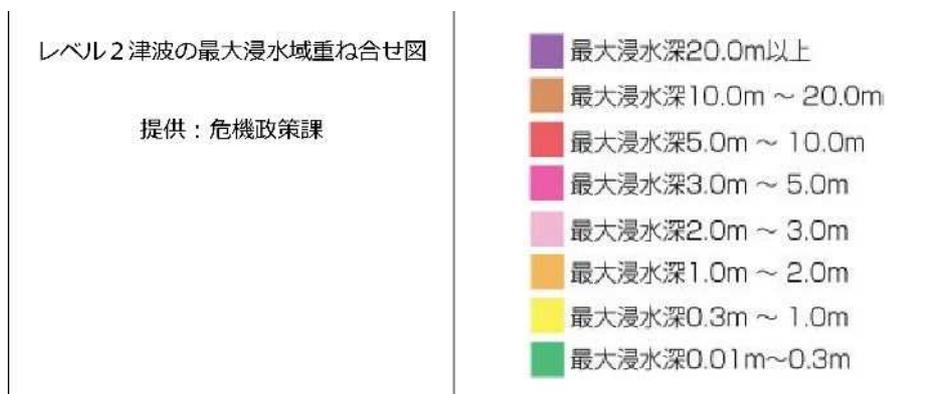
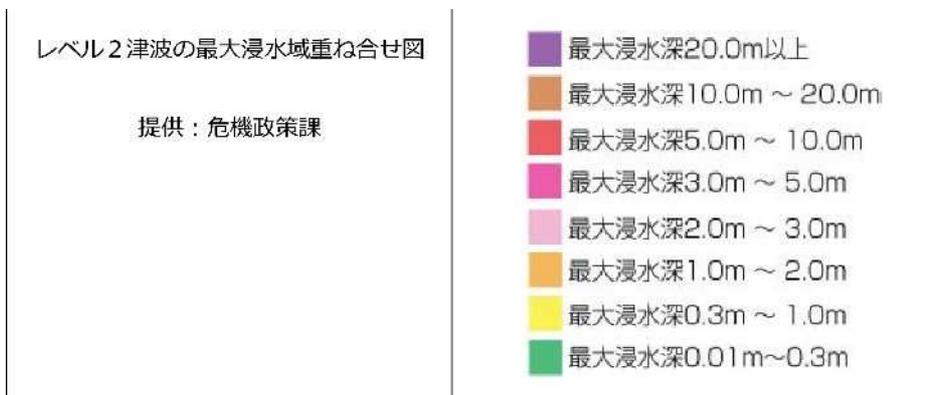




図 津波浸水想定区域【田子地区】



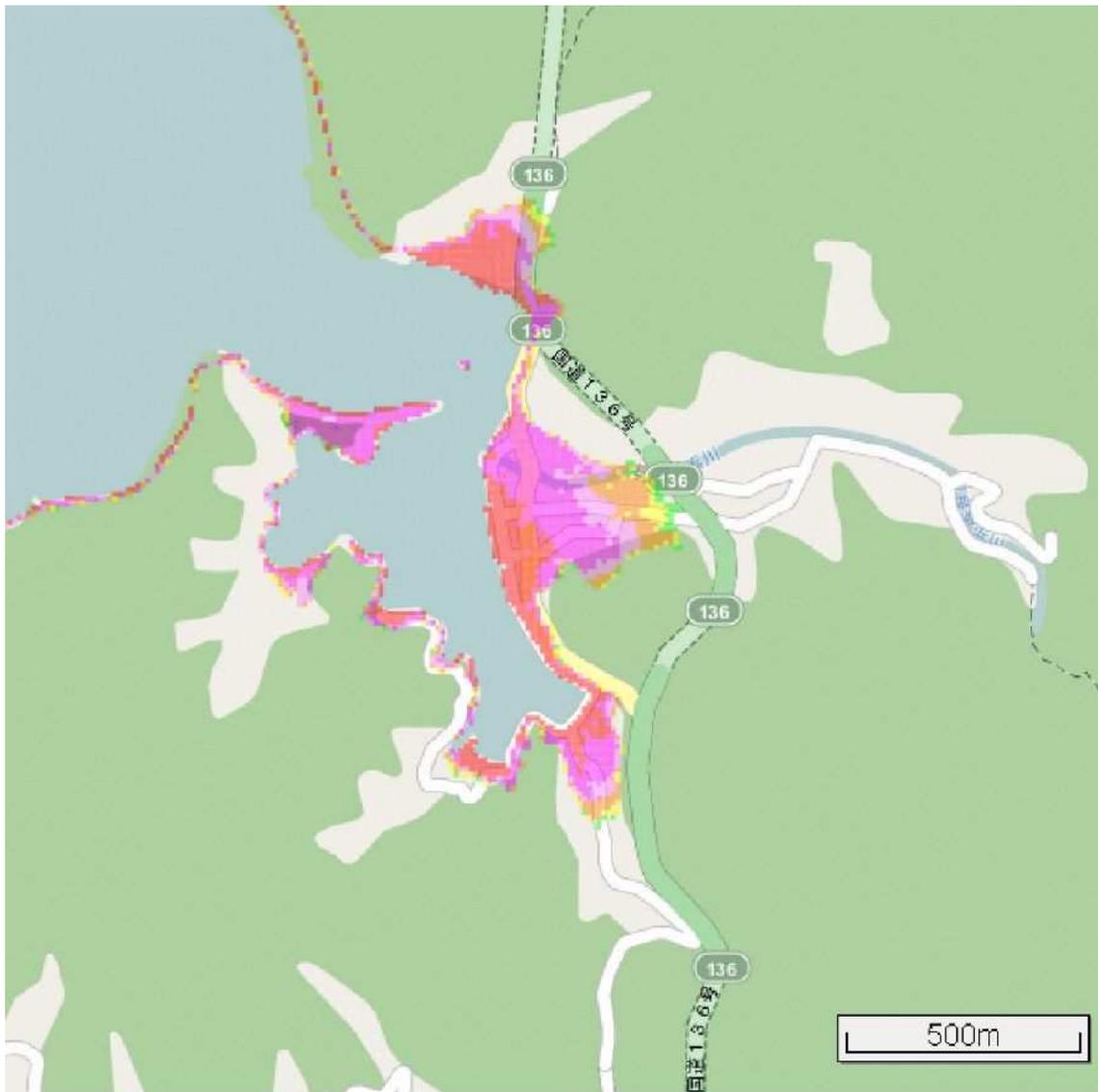


図 津波浸水想定区域【安良里地区】

レベル2津波の最大浸水域重ね合せ図

提供：危機政策課

- 最大浸水深20.0m以上
- 最大浸水深10.0m～20.0m
- 最大浸水深5.0m～10.0m
- 最大浸水深3.0m～5.0m
- 最大浸水深2.0m～3.0m
- 最大浸水深1.0m～2.0m
- 最大浸水深0.3m～1.0m
- 最大浸水深0.01m～0.3m

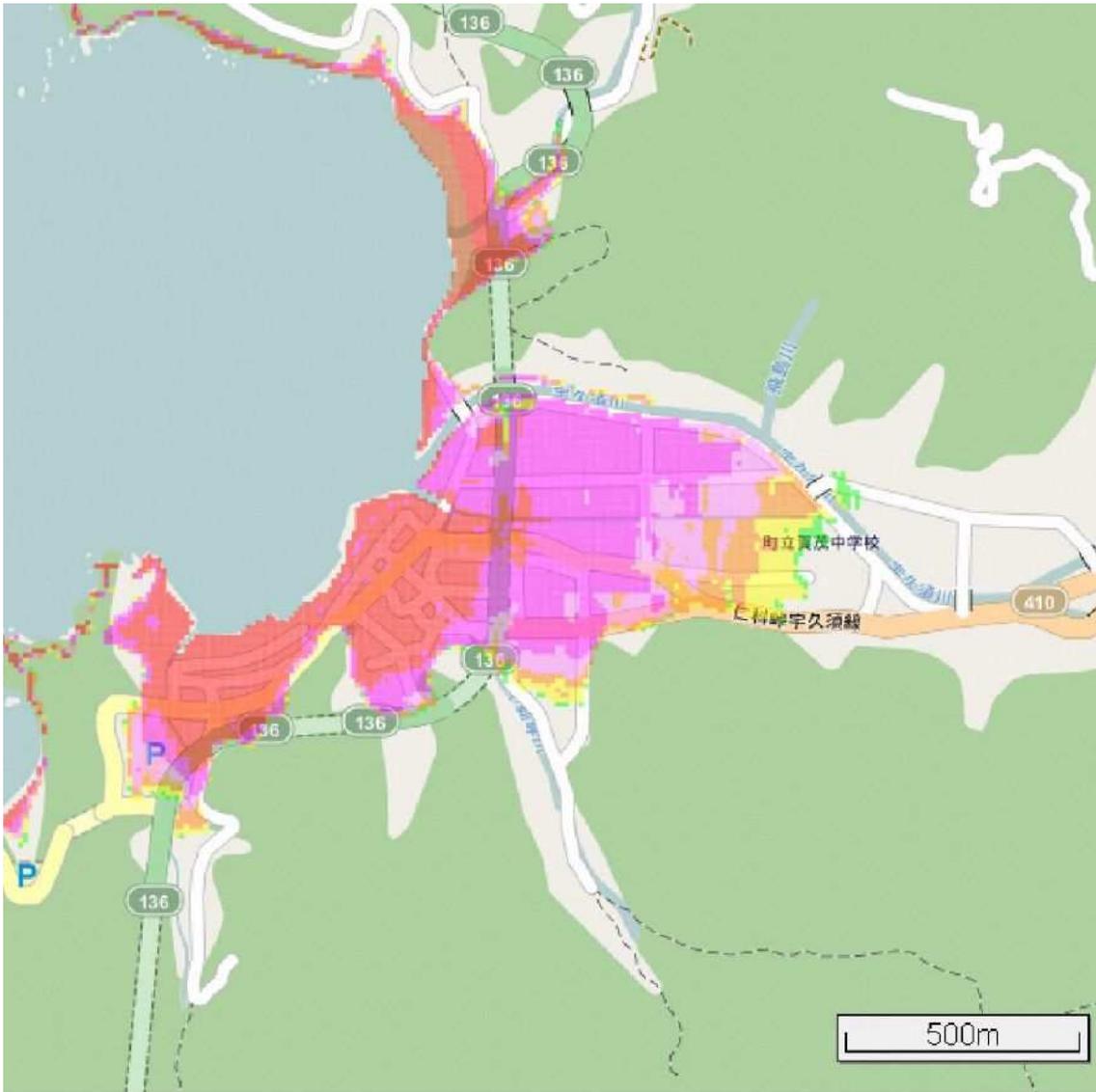


図 津波浸水想定区域【宇久須地区】

レベル2津波の最大浸水域重ね合せ図

提供：危機政策課

- 最大浸水深20.0m以上
- 最大浸水深10.0m～20.0m
- 最大浸水深5.0m～10.0m
- 最大浸水深3.0m～5.0m
- 最大浸水深2.0m～3.0m
- 最大浸水深1.0m～2.0m
- 最大浸水深0.3m～1.0m
- 最大浸水深0.01m～0.3m

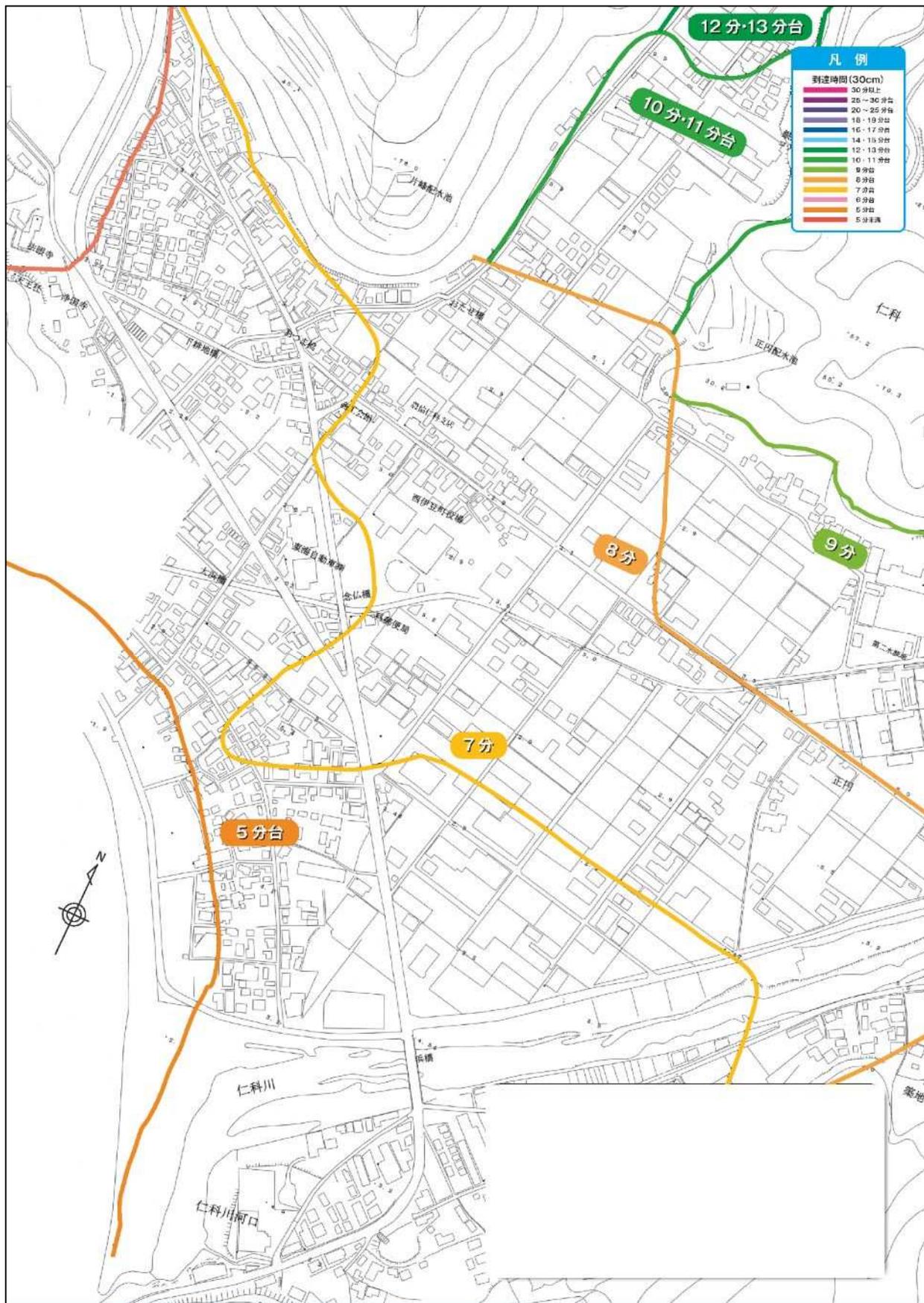


図 仁科地区津波到達時間（大浜、築地、浜）（出典：「津波避難路マップ」）



図 仁科地区津波到達時間（築地、中） （出典：「津波避難路マップ」）

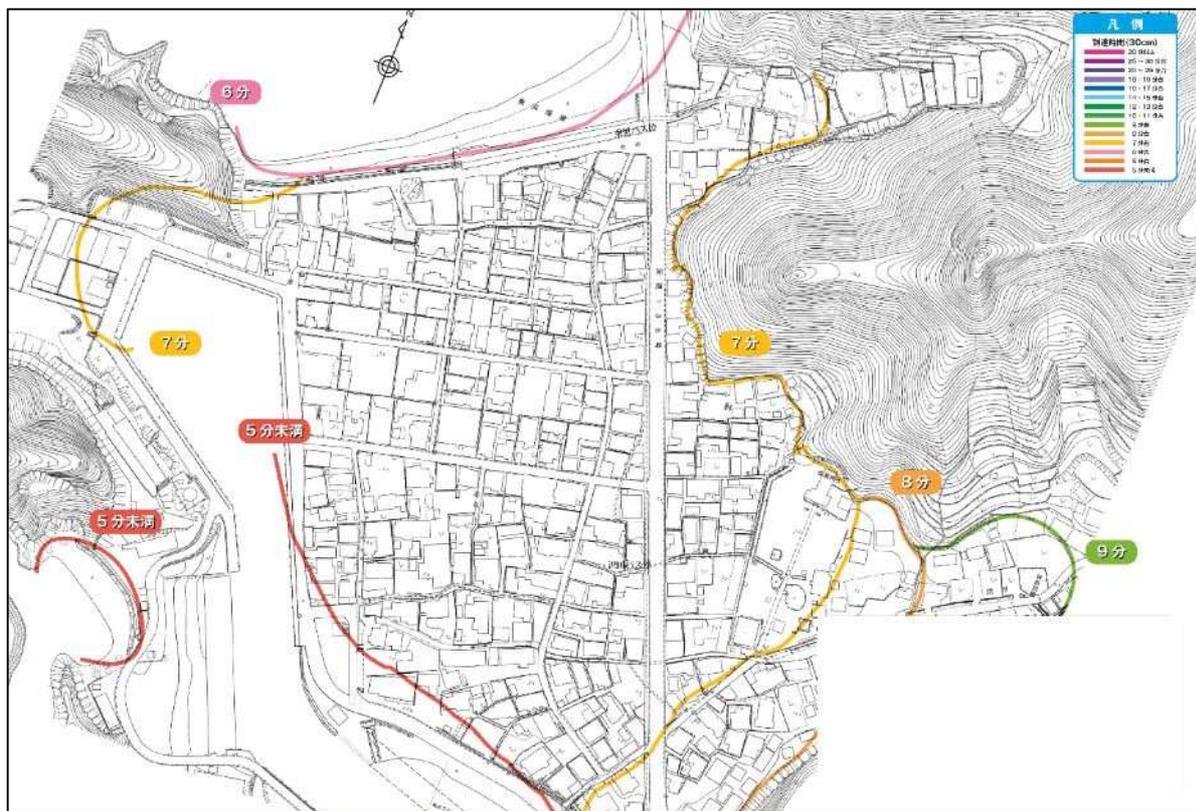


図 仁科地区津波到達時間（沢田）（出典：「津波避難路マップ」）



図 田子地区津波到達時間（浮島）（出典：「津波避難路マップ」）

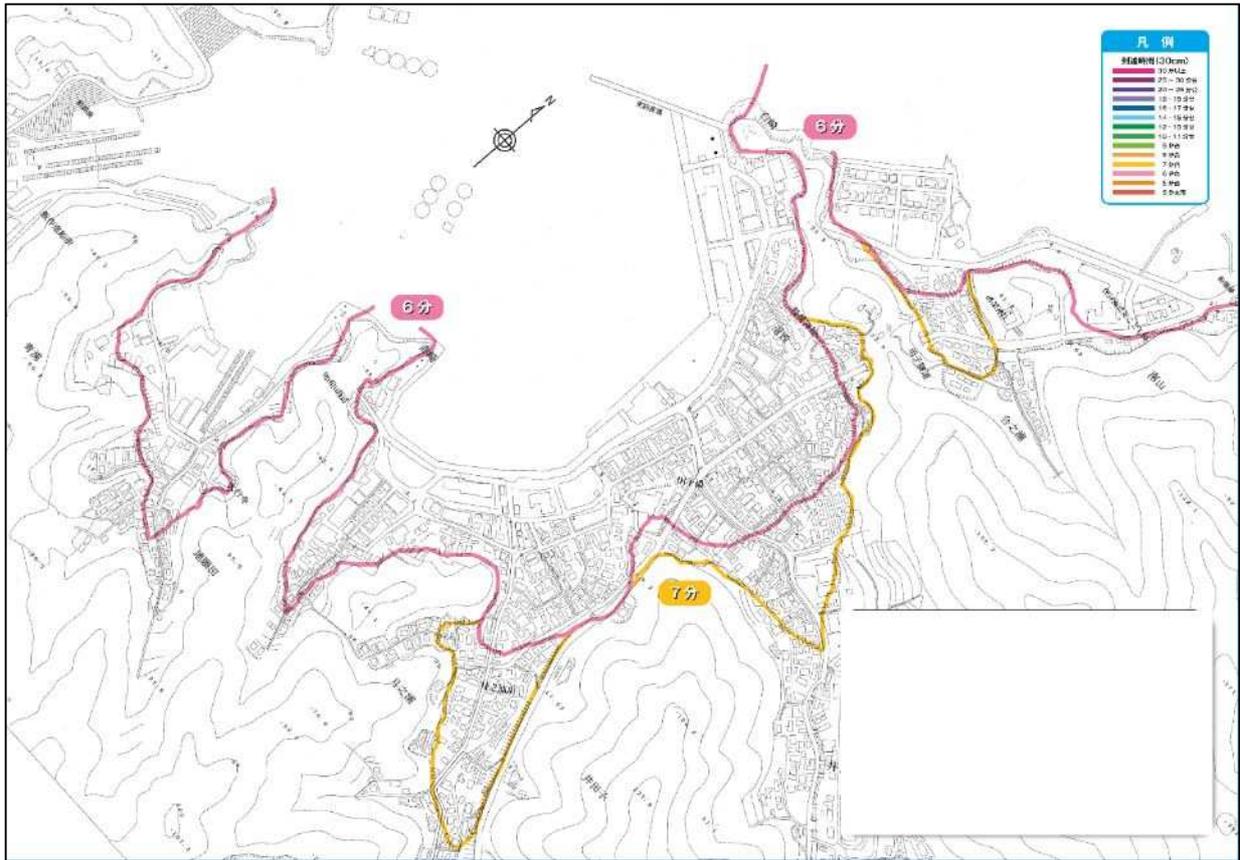


図 田子地区津波到達時間（井田子）（出典：「津波避難路マップ」）

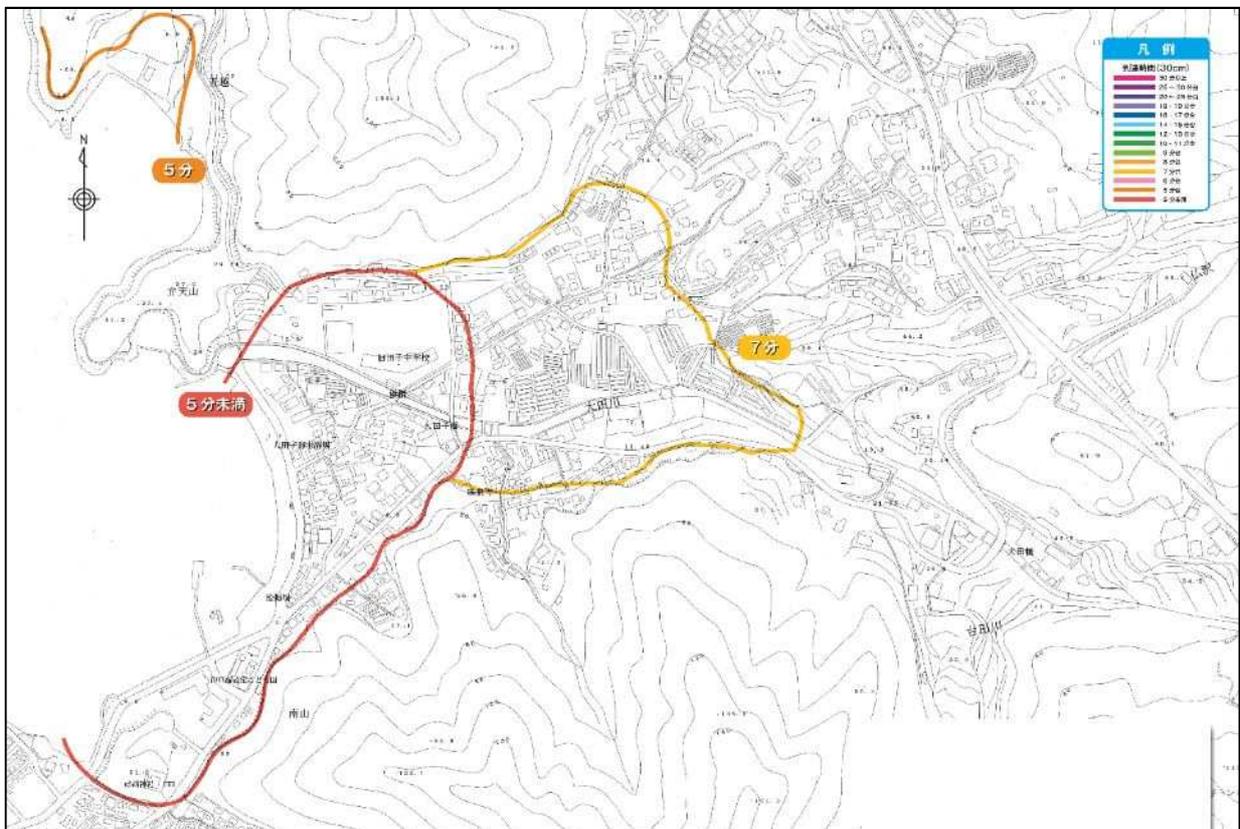


図 田子地区津波到達時間（大田子）（出典：「津波避難路マップ」）

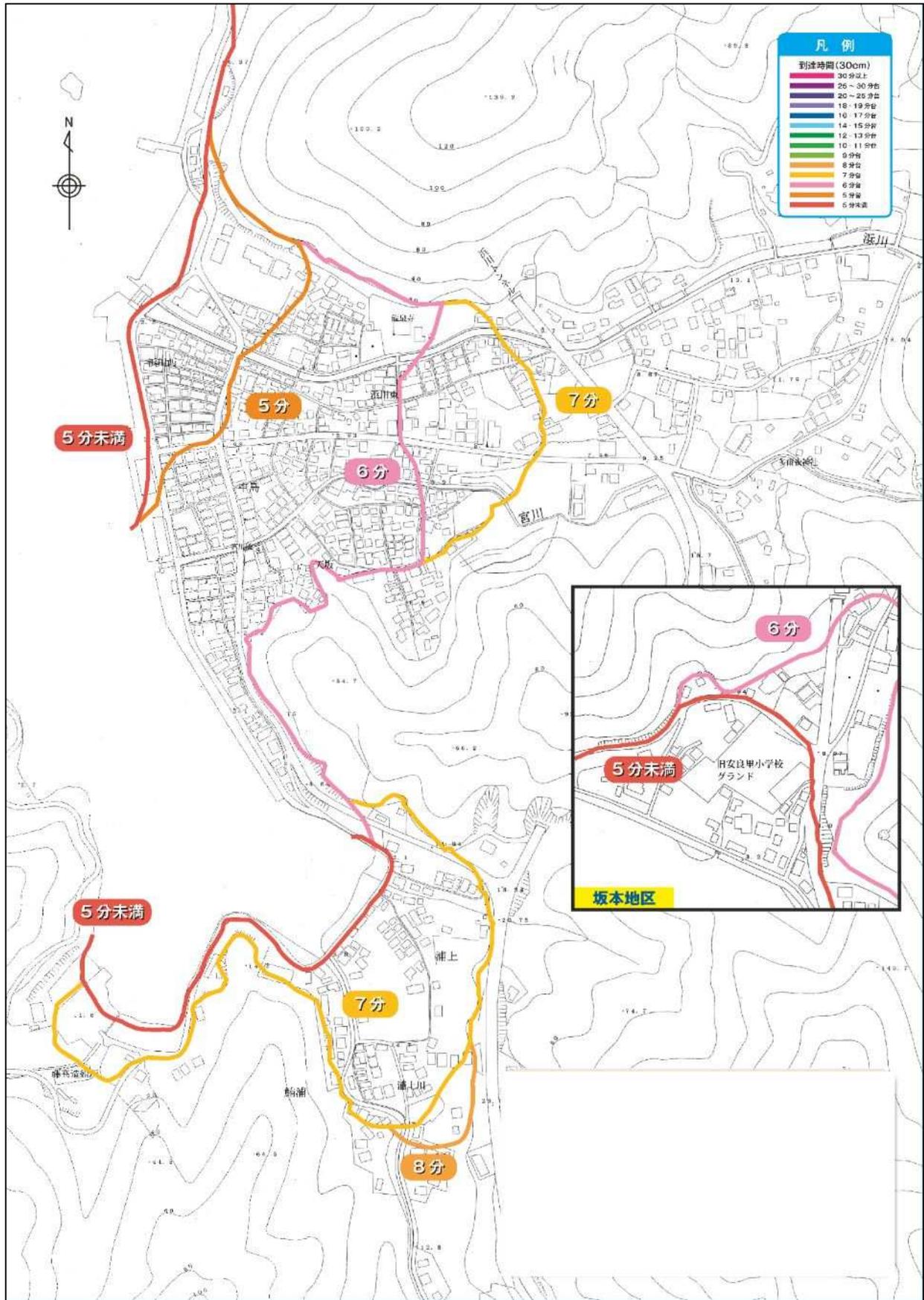


図 安良里地区津波到達時間 (出典:「津波避難路マップ」)

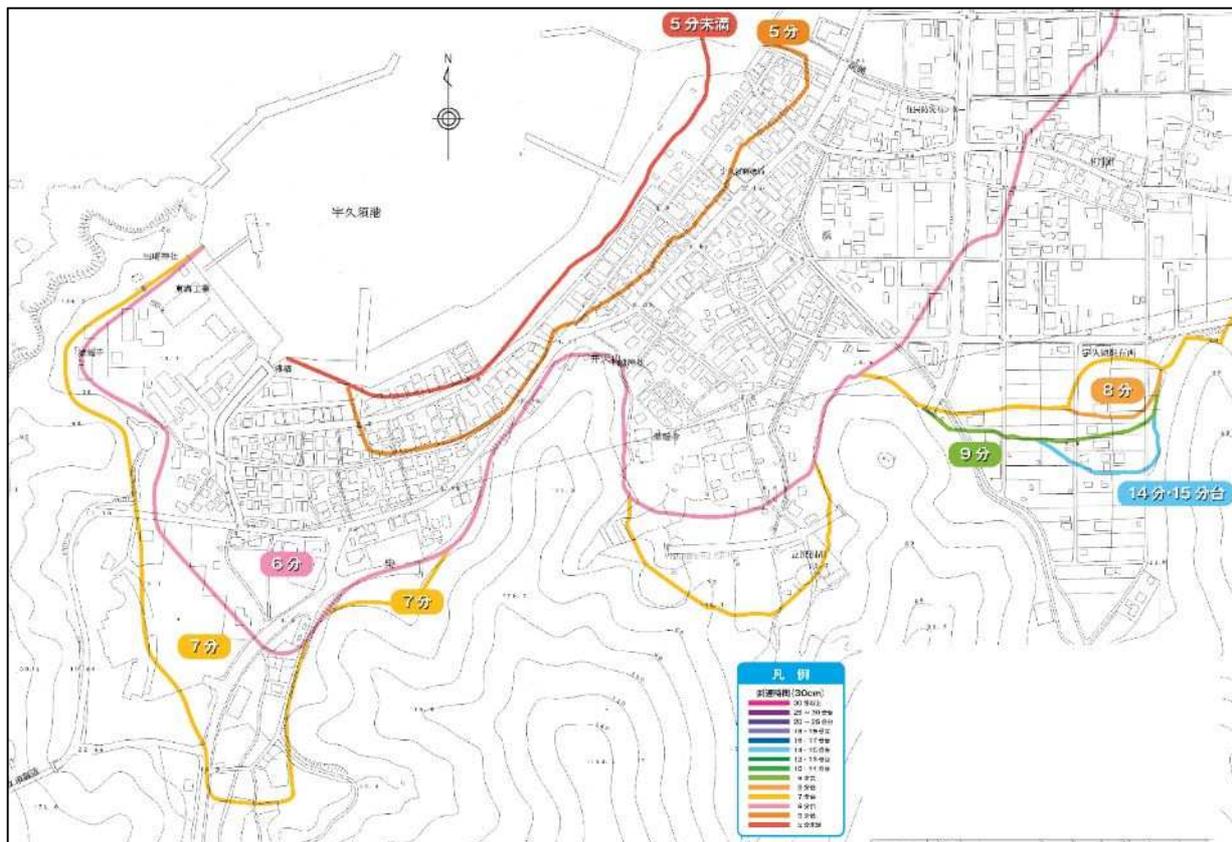


図 宇久須地区津波到達時間（柴、浜）（出典：「津波避難路マップ」）



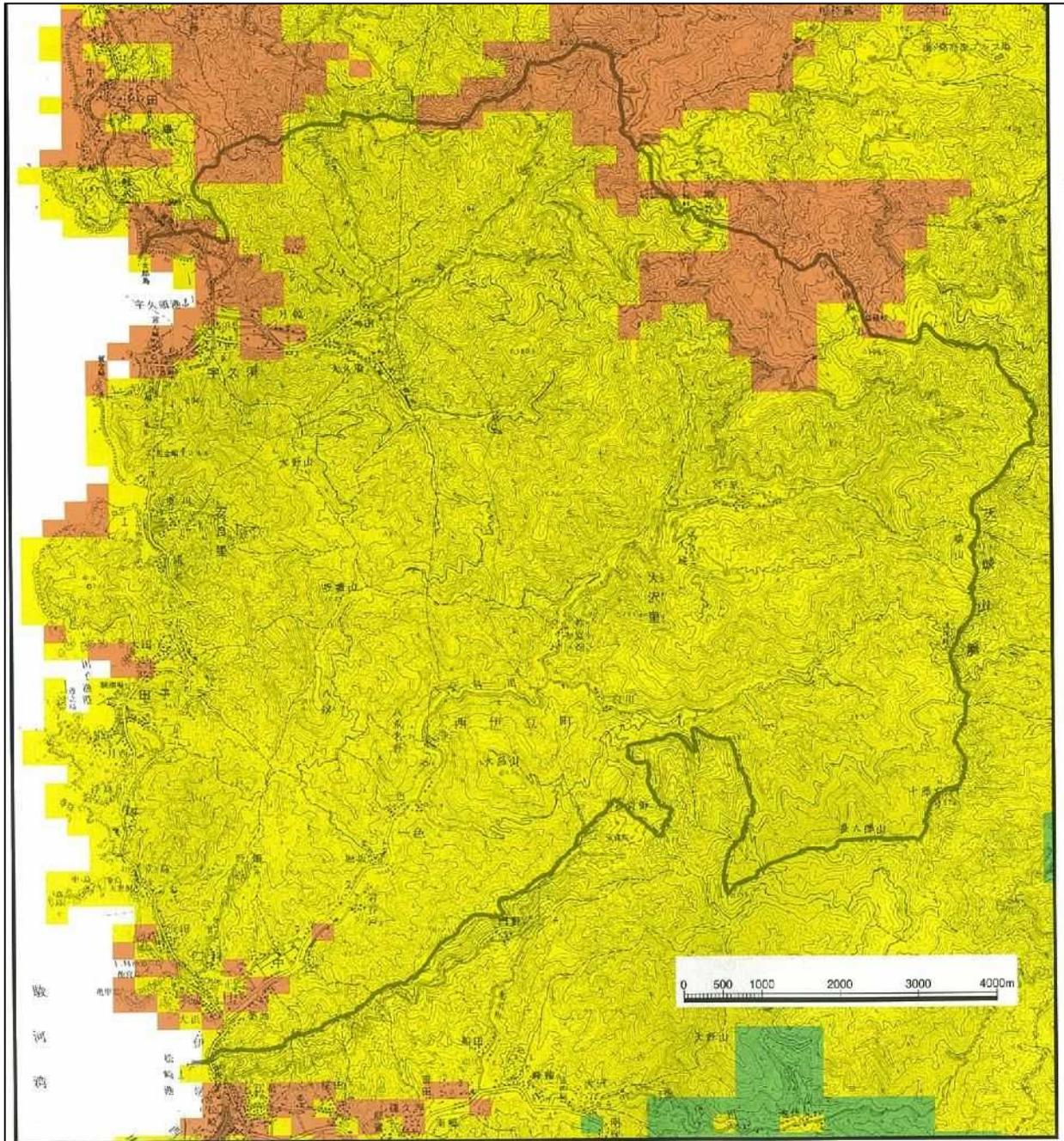
図 宇久須地区津波到達時間（浜、月原、下月原）（出典：「津波避難路マップ」）

(3) 地震・津波による被害想定

南海トラフ巨大地震による本町の被害は下表のとおりと想定している。

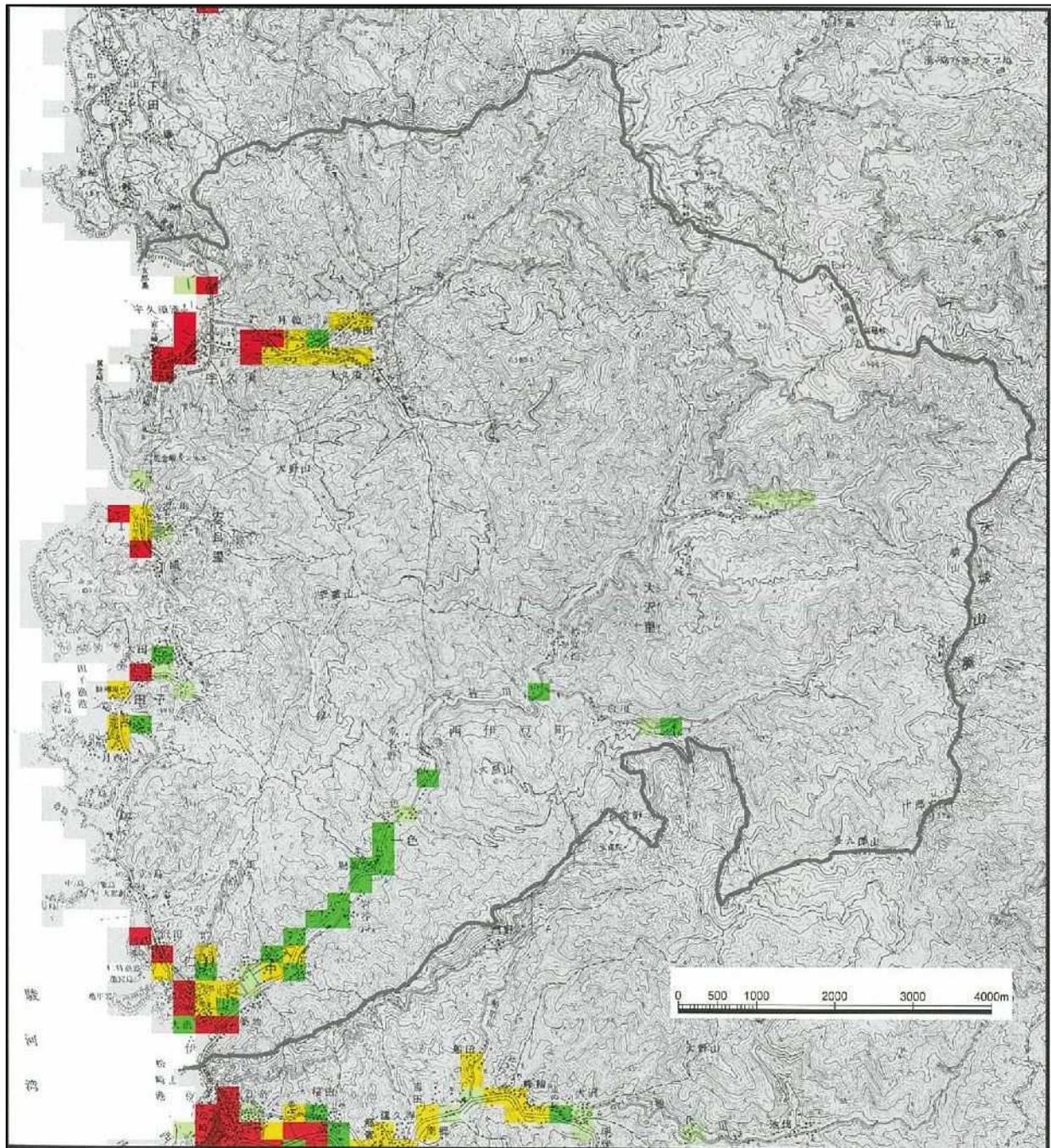
最大震度	震度 6 強
最大津波高	15m
最短津波 到達時間 (津波高 30cm)	5 分未満
浸水面積 (浸水深 1 cm 以上)	2.5km ²
建物全壊・焼失数	3,000 棟
建物半壊数	1,000 棟
犠牲者数	4,300 人 (うち津波 4,300 人)
重傷者数	50 人

出典：「西伊豆町地域防災計画」



凡例							
色別	震度階級	人間	屋内の状況	色別	震度階級	人間	屋内の状況
■	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	■	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。
■	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	■	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器棚、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。

図 震度分布図 (出典:「西伊豆町防災マップ」)



凡例					
色別	危険度	発生の可能性	色別	危険度	
	大	液状化発生の可能性が高い		なし	液状化発生の可能性がない
	中	液状化発生の可能性がある		岩盤	対象外 (対象となる砂層がない)
	小	液状化発生の可能性が低い			

図 液状化危険度 (出典:「西伊豆町防災マップ」)

(4) 津波避難困難区域

津波避難困難区域とは、津波浸水想定区域外及び指定緊急避難場所に避難が間に合わない区域及び指定緊急避難場所への避難が可能であっても避難可能人数が想定避難人口を下回る区域のことを指す。

居住区域への津波到達時間が6分と想定されており、地震発生から3分後に避難行動を開始すると試算すると、避難できる時間は3分となる。1分間に66m避難するとした場合、3分間で約200m避難が可能と算出した。それを下図のように津波浸水想定区域と重ね合わせ、200m圏外（赤マル）の津波浸水想定区域を主な津波避難困難区域とする。

試算した結果、本町においては、仁科・安良里・宇久須地区において48haの津波避難困難区域が存在し、避難困難者数は1,297人である。

なお、避難が可能な区域について3分間で約200m避難可能と試算しているが、あくまで直線距離であり、実際は200m以上の距離を避難する必要があることに留意しなければならない。

地区	人口	面積
仁科	910人	37ha
安良里	270人	3ha
宇久須	117人	8ha
合計	1,297人	48ha

表 津波避難困難区域の概況



図 津波避難困難区域の設定イメージ

(出典：「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）」国土交通省)

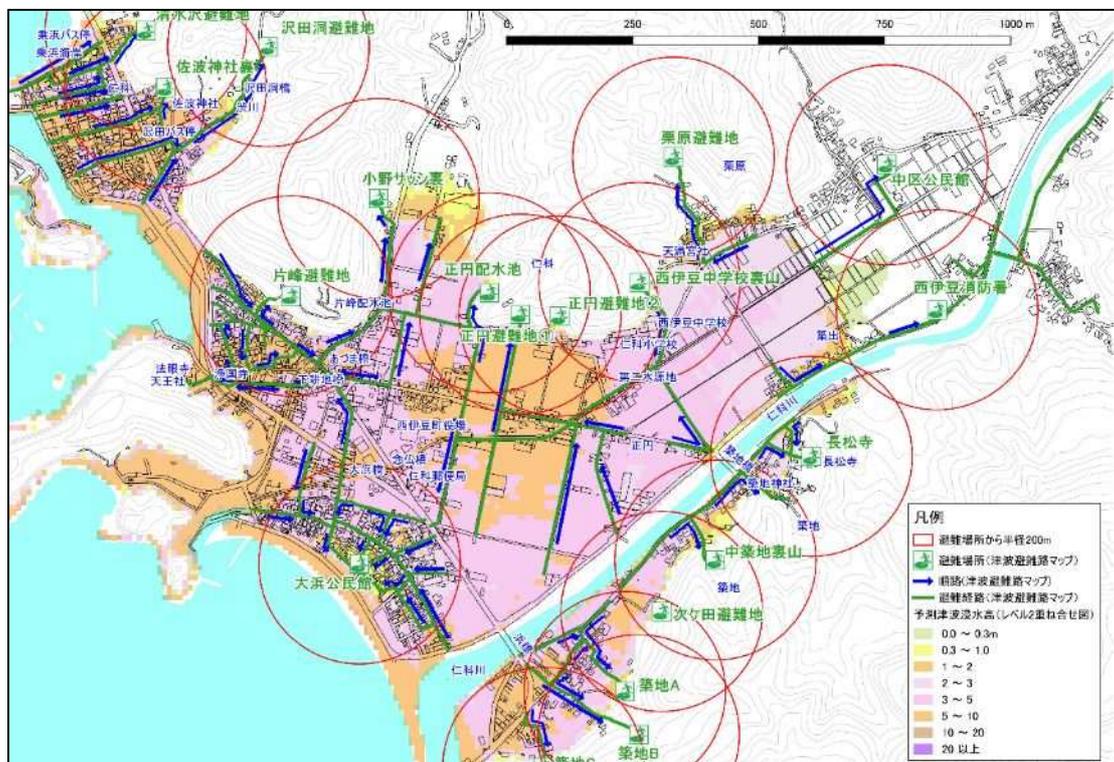


図 津波避難困難区域算出検討例

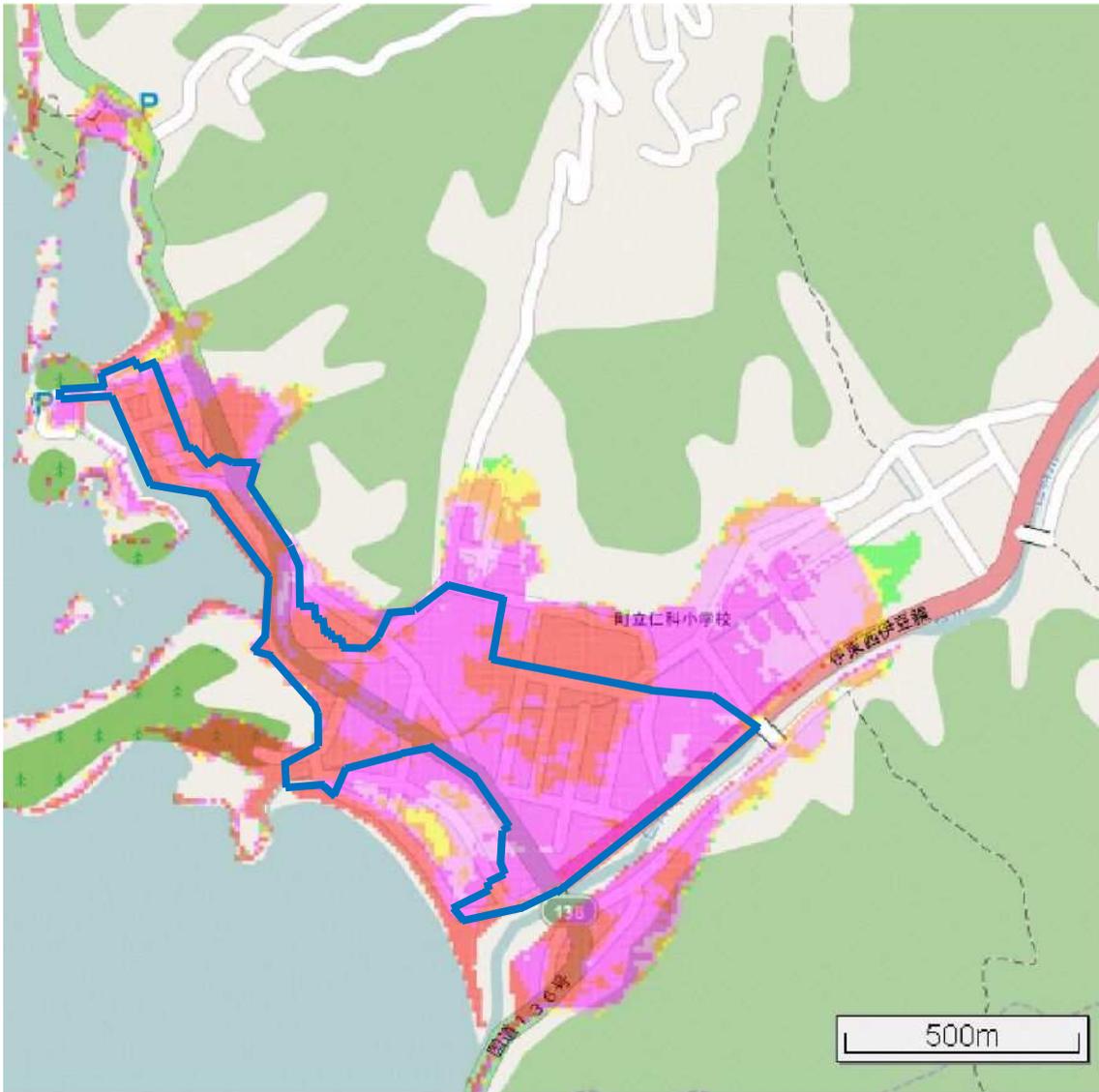
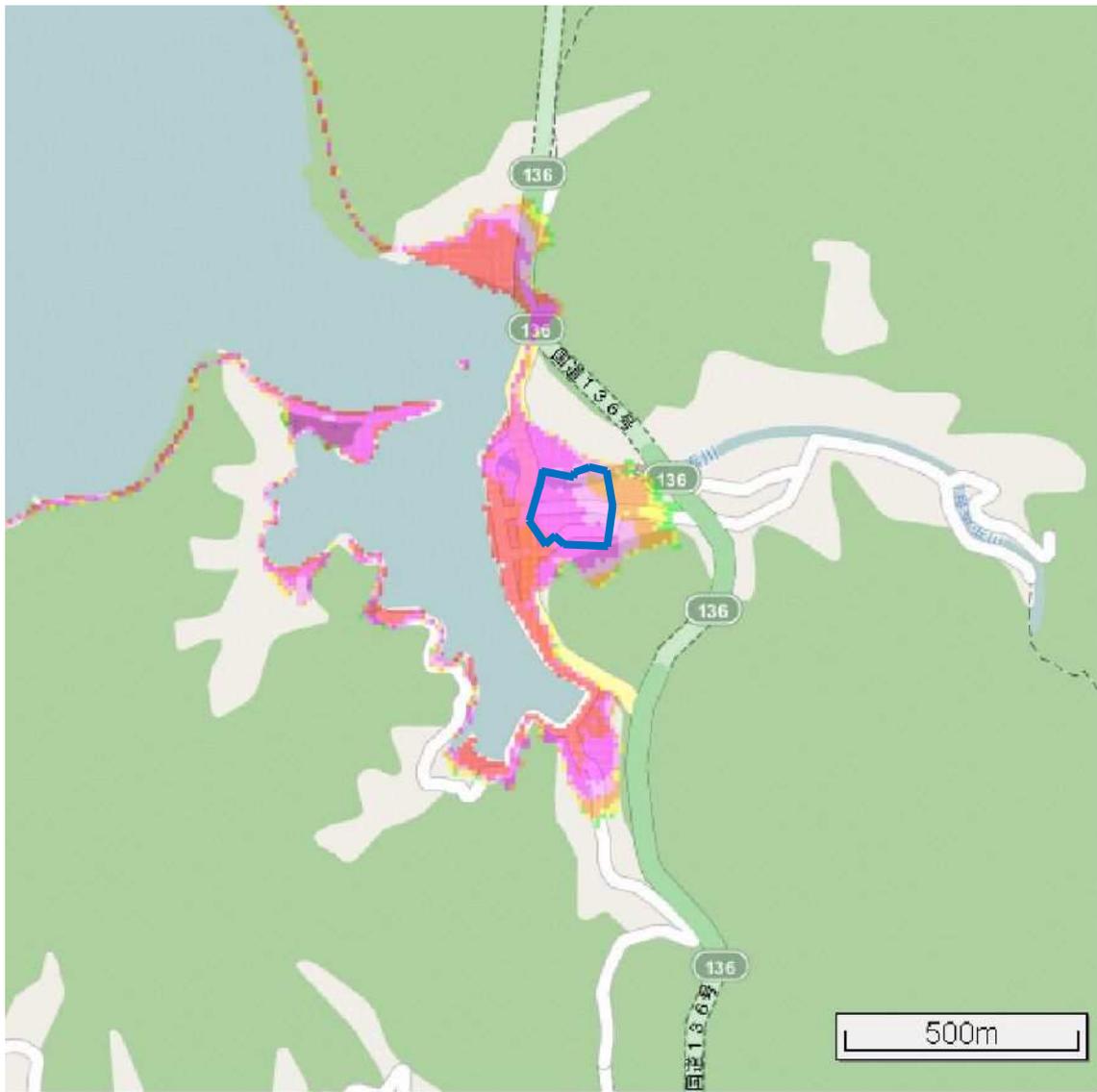


図 津波避難困難区域図【仁科地区】

図 津波避難困難区域図【安良里地区】

… 津波避難困難区域



 … 津波避難困難区域

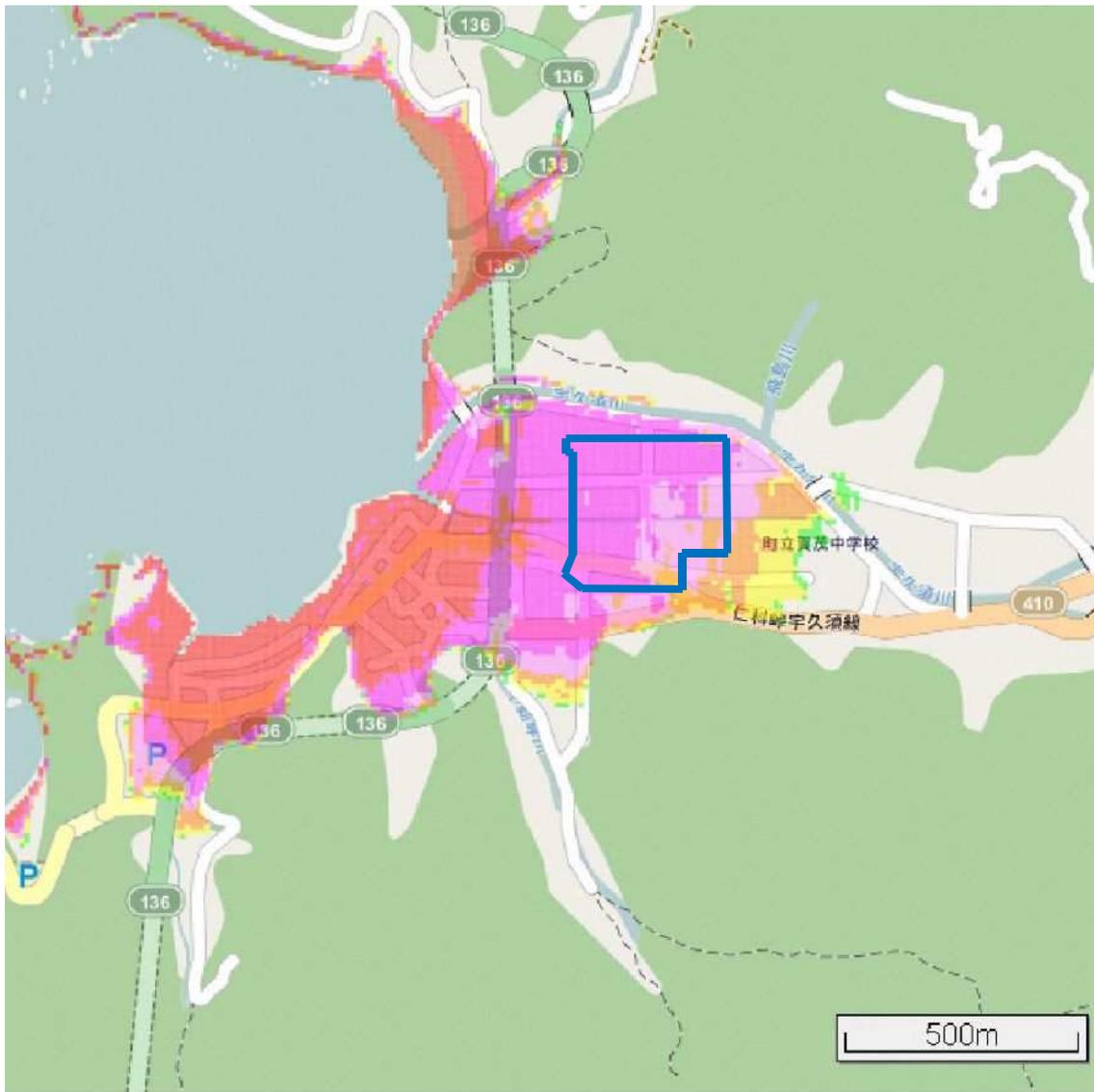


図 津波避難困難区域図【宇久須地区】

 … 津波避難困難区域

(5) 土砂災害警戒区域等

地震により、がけ崩れ等が発生する可能性がある。町内には 223 箇所の土砂災害警戒区域が指定されており、避難経路や避難場所が区域内に存在する箇所もあるため、避難の支障となることが想定される。

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
土石流	地滑り	急傾斜	計	土石流	地滑り	急傾斜	計
90	1	132	223	1	-	8	9

表 町内土砂災害防止法区域指定状況

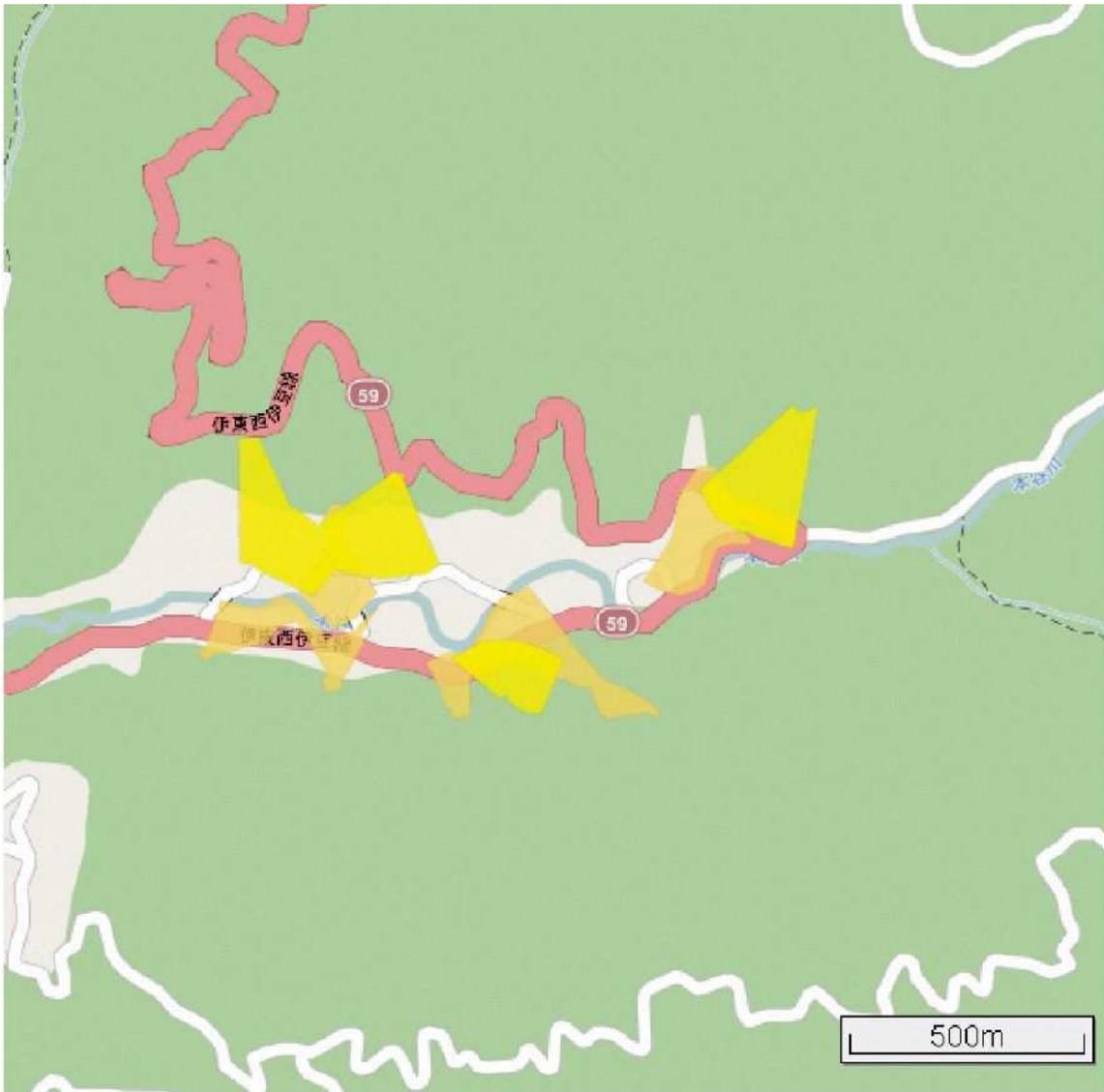


図 土砂災害（特別）警戒区域【大沢里地区・宮ヶ原】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--

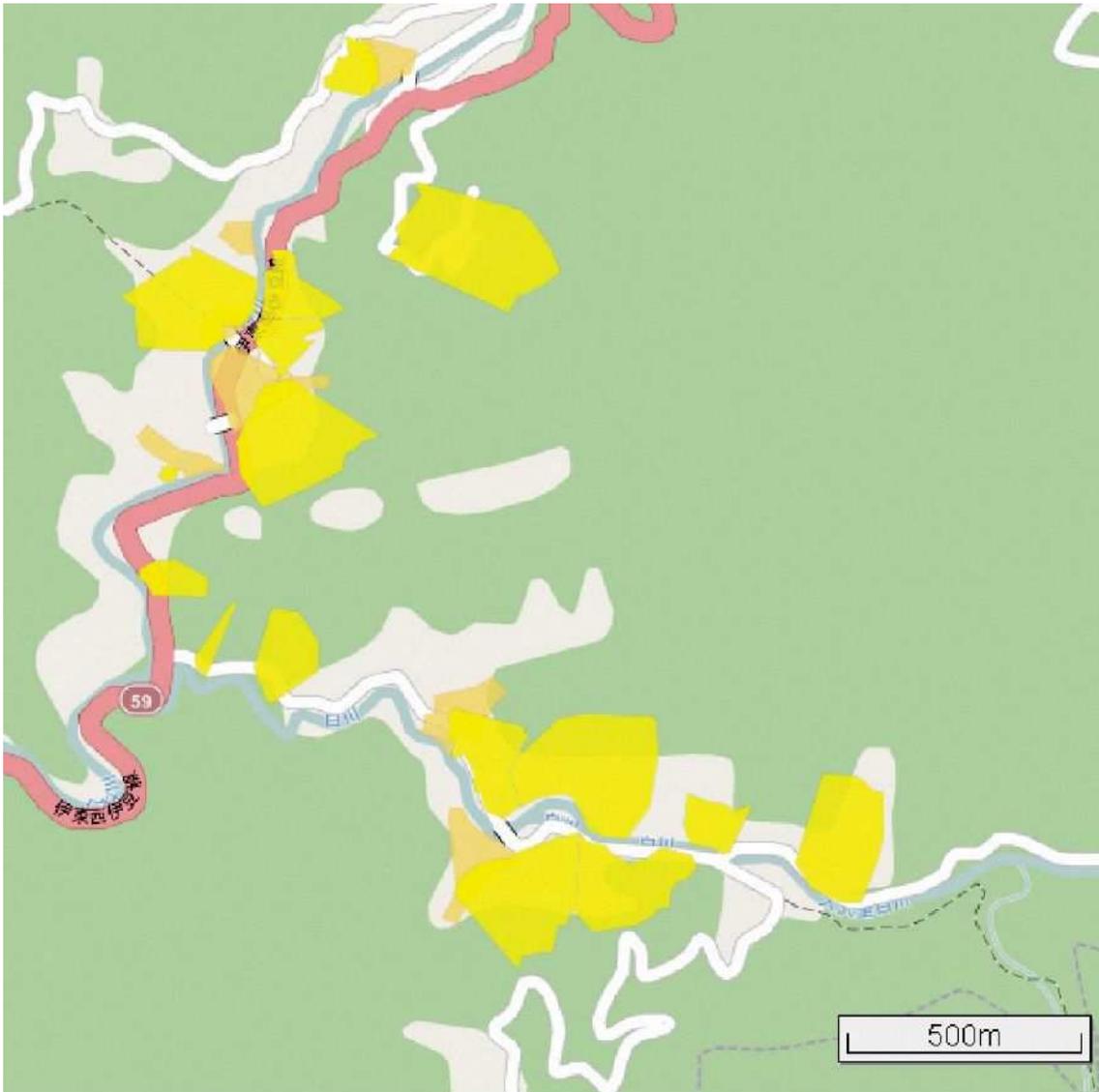


図 土砂災害（特別）警戒区域【大沢里地区・白川、祢宜の畑、大城】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--

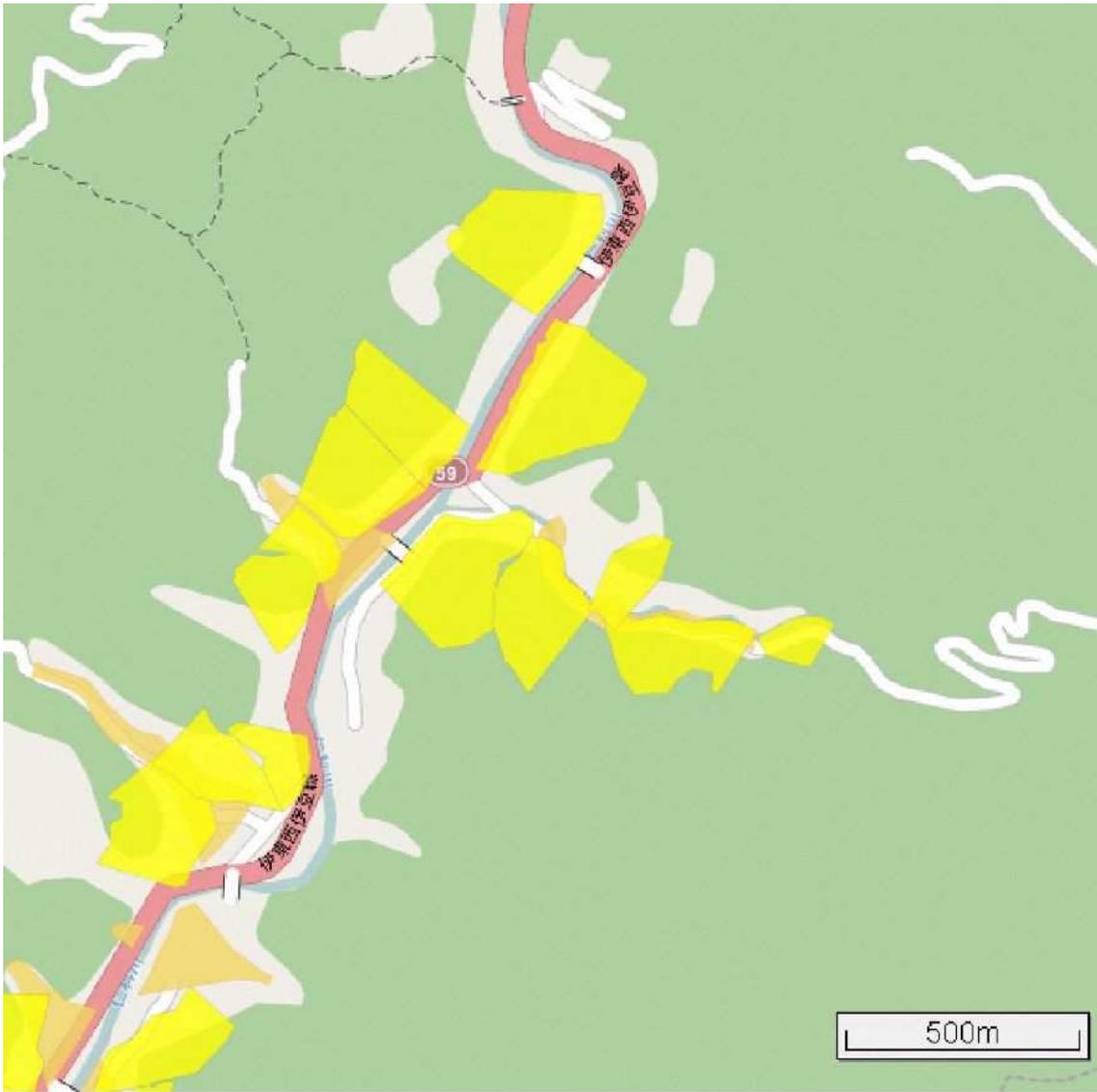


図 土砂災害（特別）警戒区域【仁科地区・一色、堀坂】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--



図 土砂災害（特別）警戒区域【仁科地区・岩谷戸、中】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--



図 土砂災害（特別）警戒区域【仁科地区・築地、浜、大浜】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--

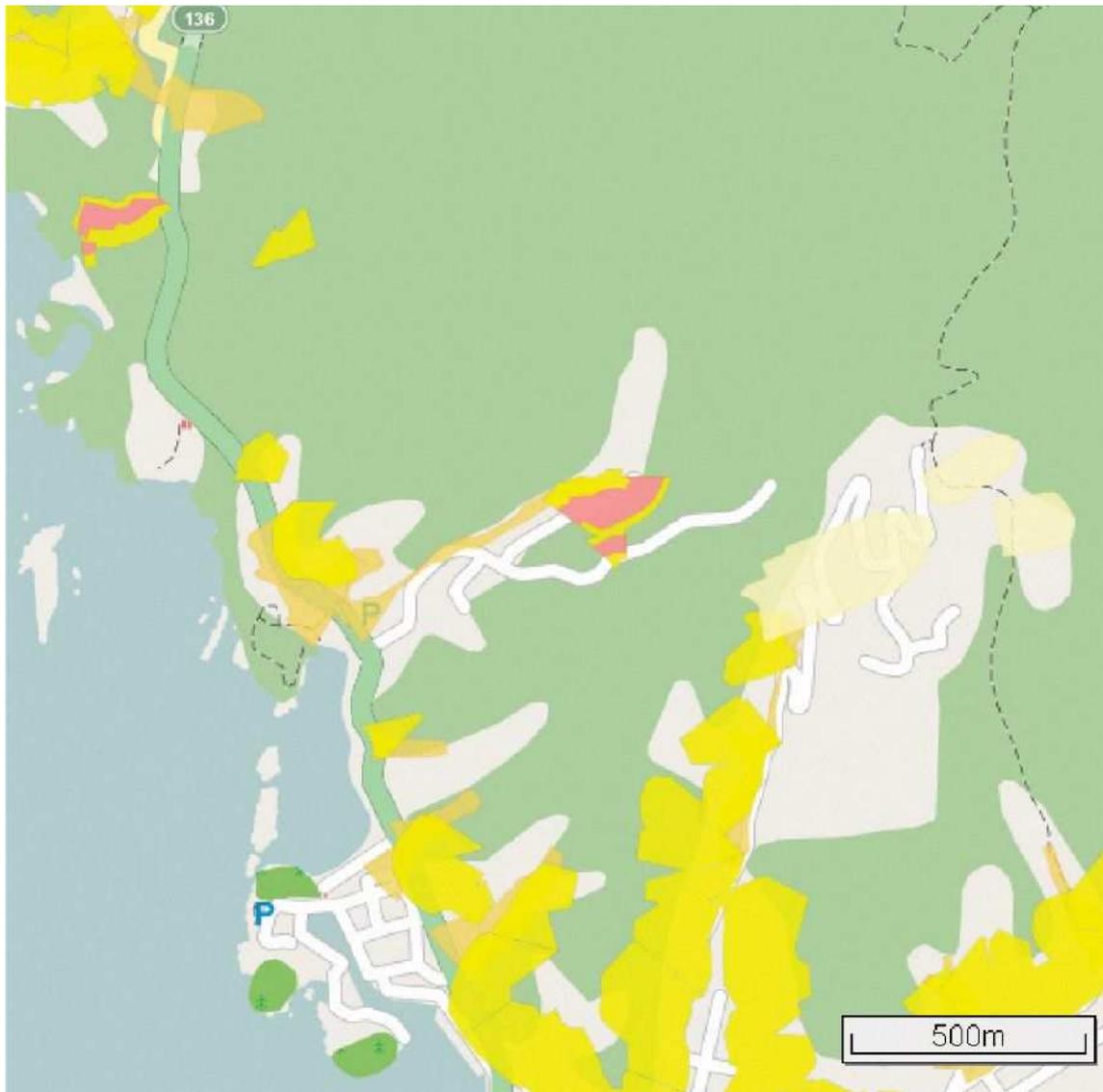


図 土砂災害（特別）警戒区域【仁科地区・沢田、野畑、堂ヶ島】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--

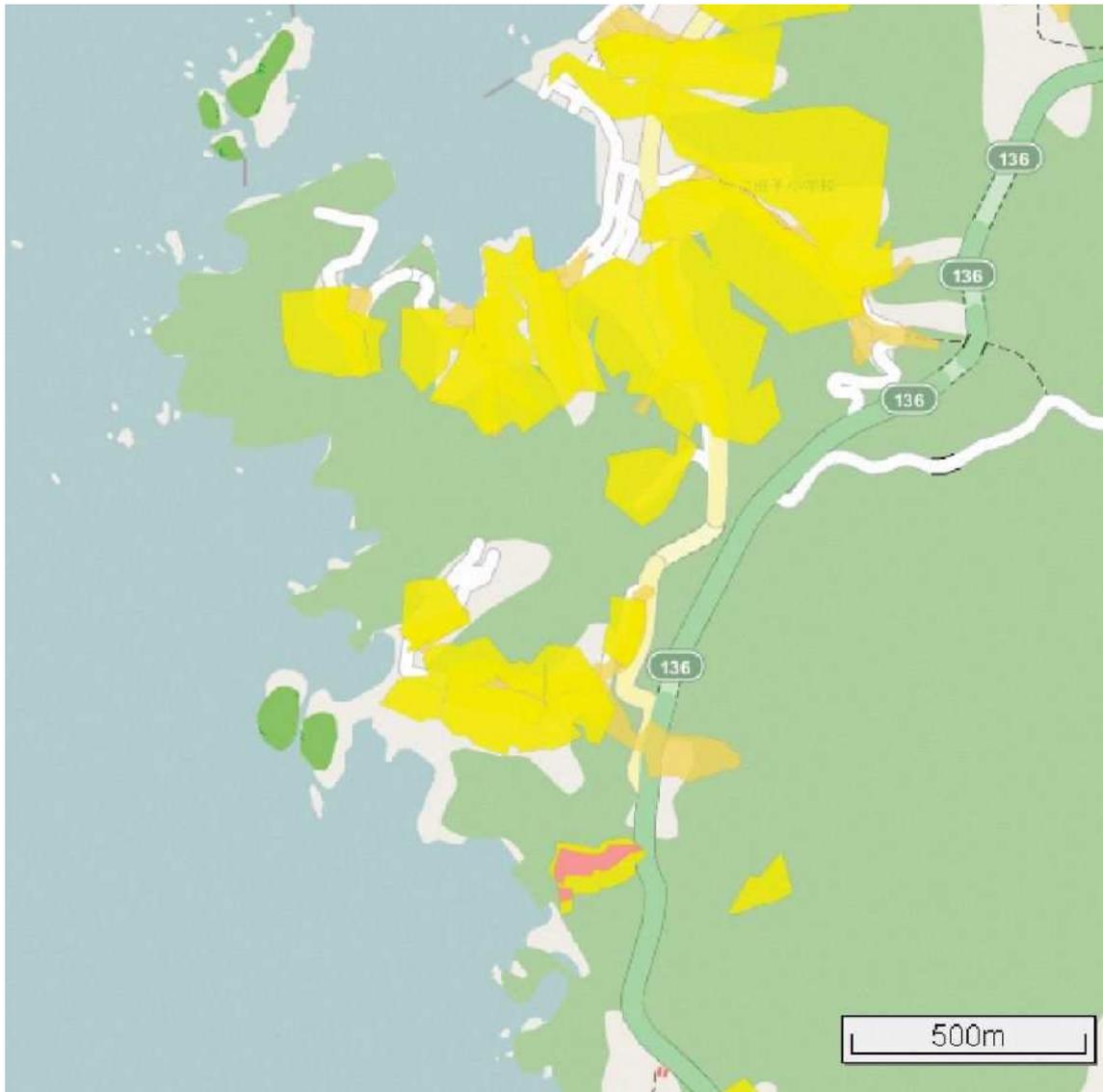


図 土砂災害（特別）警戒区域【田子地区・浮島、井田子】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--

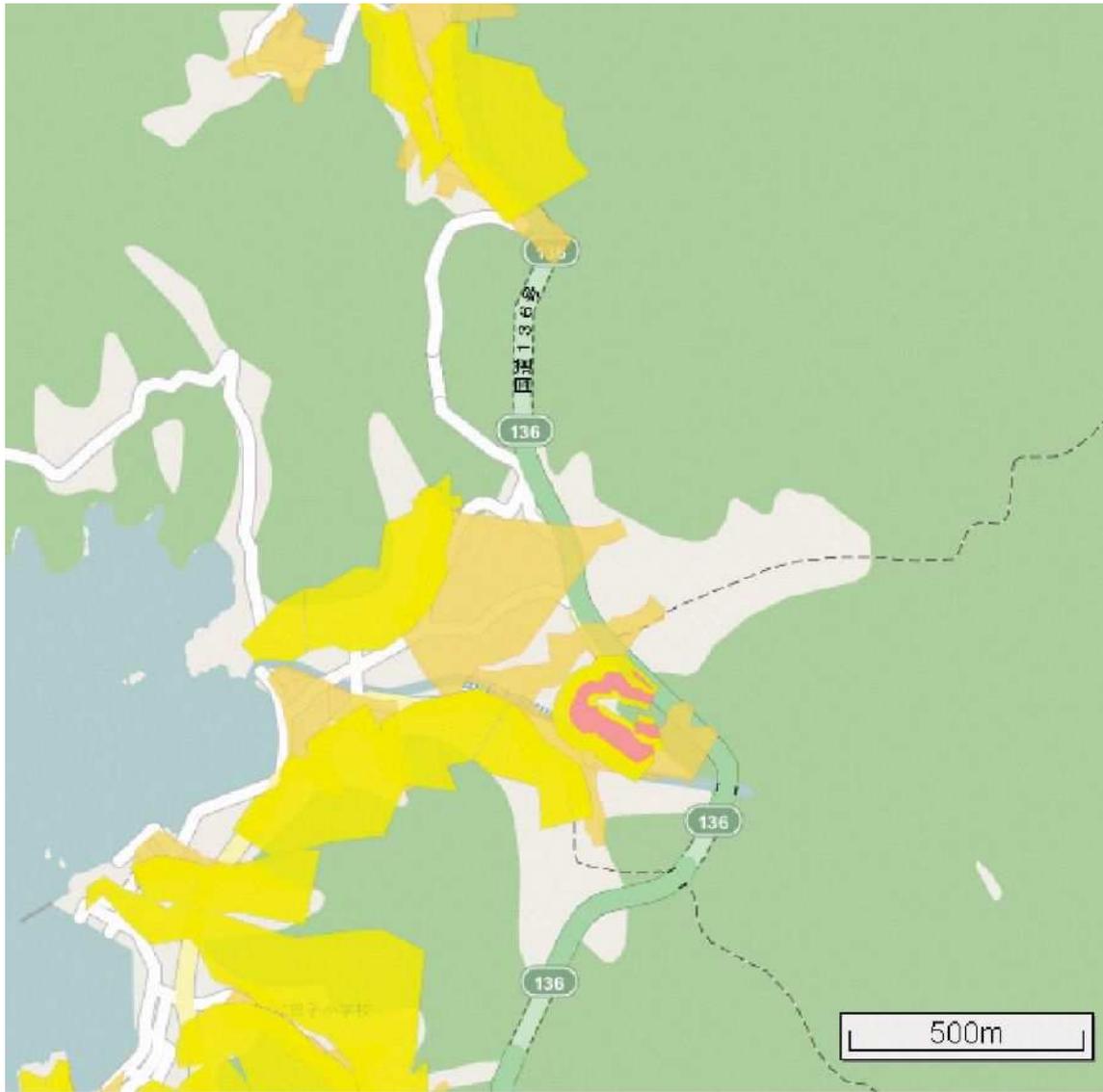


図 土砂災害（特別）警戒区域【田子地区・大田子】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--

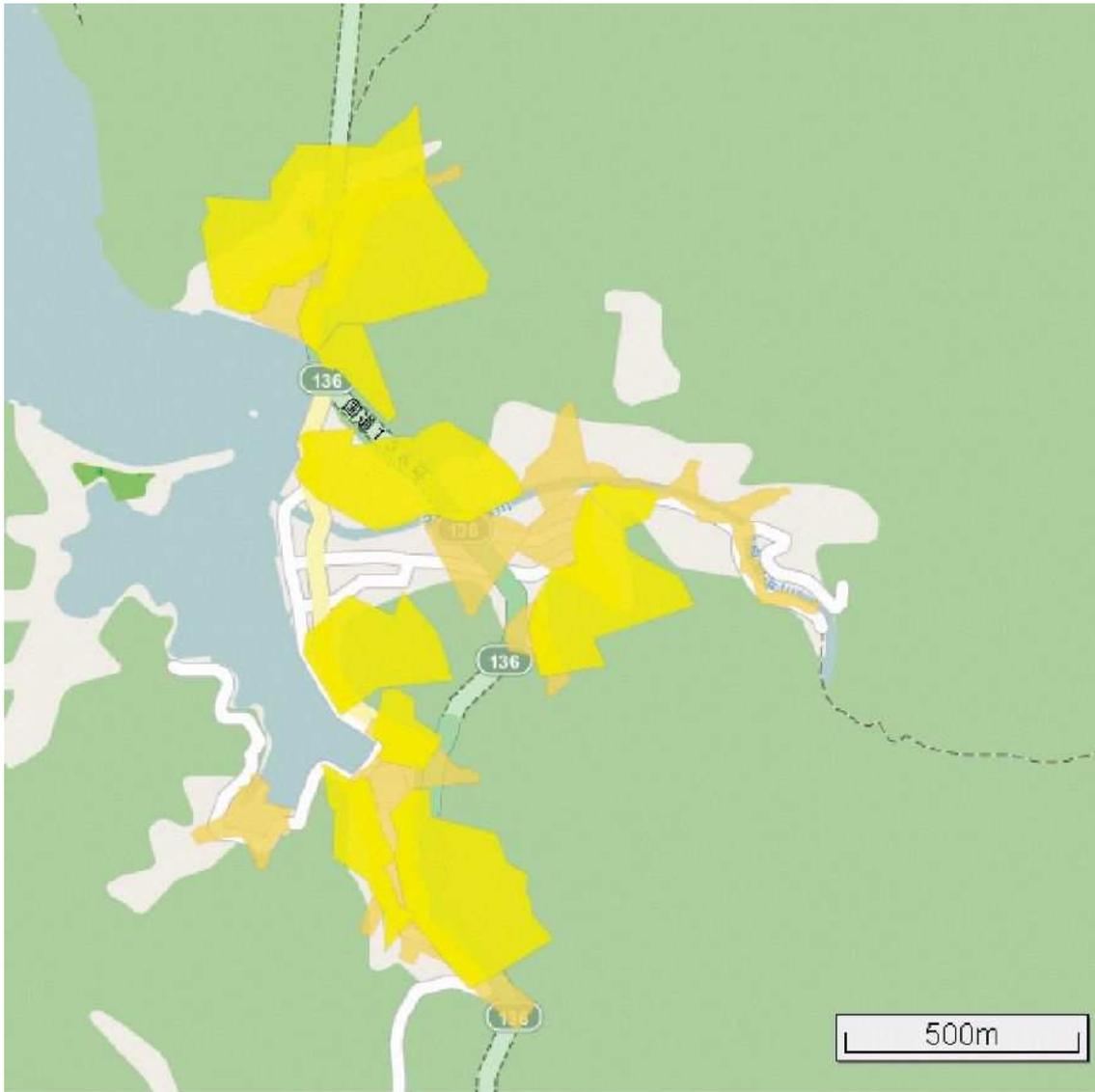


図 土砂災害（特別）警戒区域【安良里地区】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--

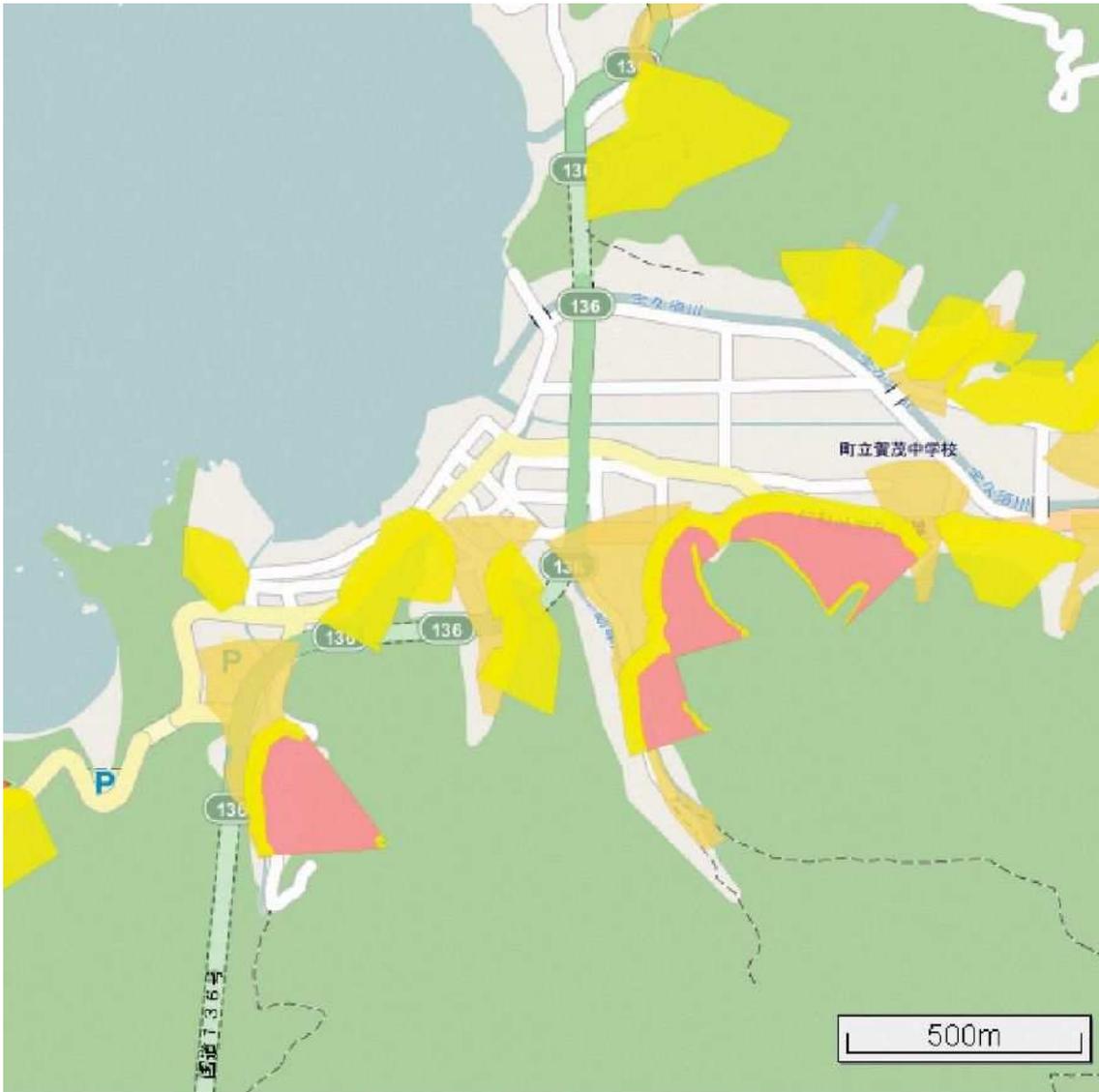


図 土砂災害（特別）警戒区域【宇久須地区・柴、浜、月原】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--

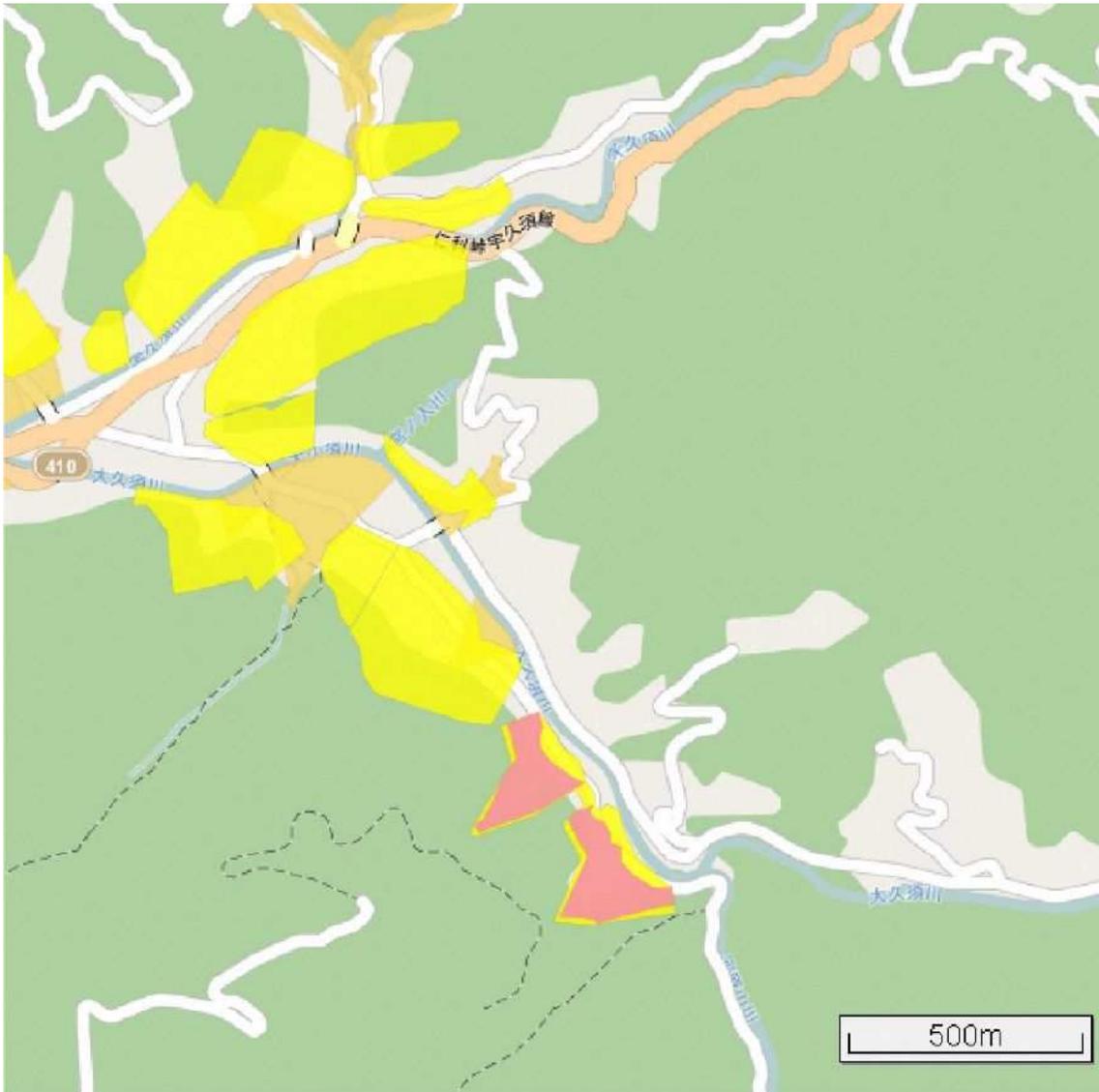


図 土砂災害（特別）警戒区域【宇久須地区・神田、大久須】

<p>土砂災害（特別）警戒区域マップ</p> <p>提供：砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域・土石流 警戒区域・土石流 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊 警戒区域・急傾斜地の崩壊
--------------------------------------	--

(5) 洪水浸水想定区域

地震発生時や避難生活の中で大雨等により洪水被害が発生する恐れもある。水位周知河川である仁科川については洪水浸水想定区域が指定されており、災害リスクを把握しておく必要がある。なお、その他の二級河川についても今後洪水浸水想定区域の指定が予定されており、避難所等の指定に際し注意していくこととなる。

種別	河川数
二級河川	3
準用河川	6
普通河川	157
合計	166

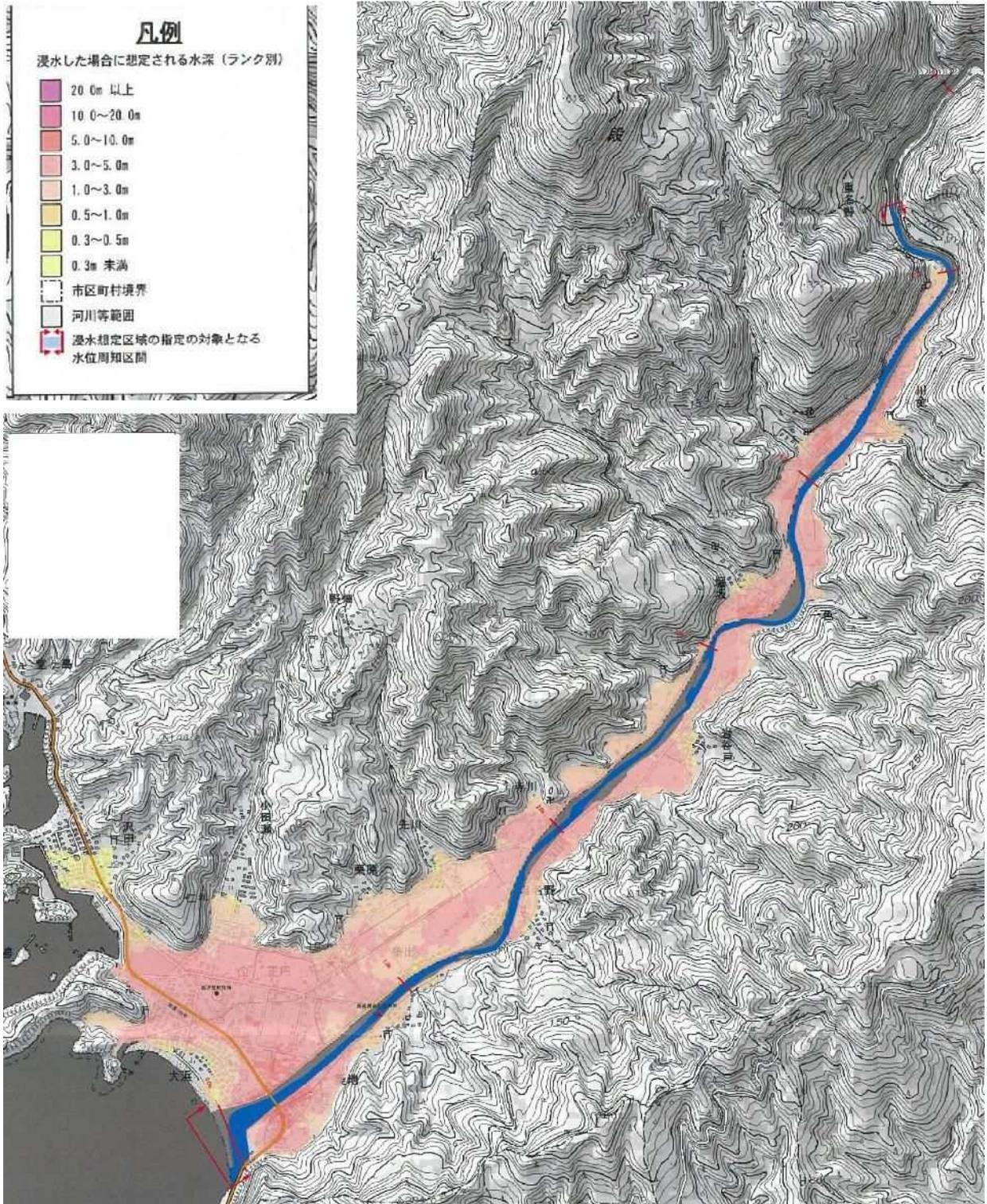


図 仁科川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

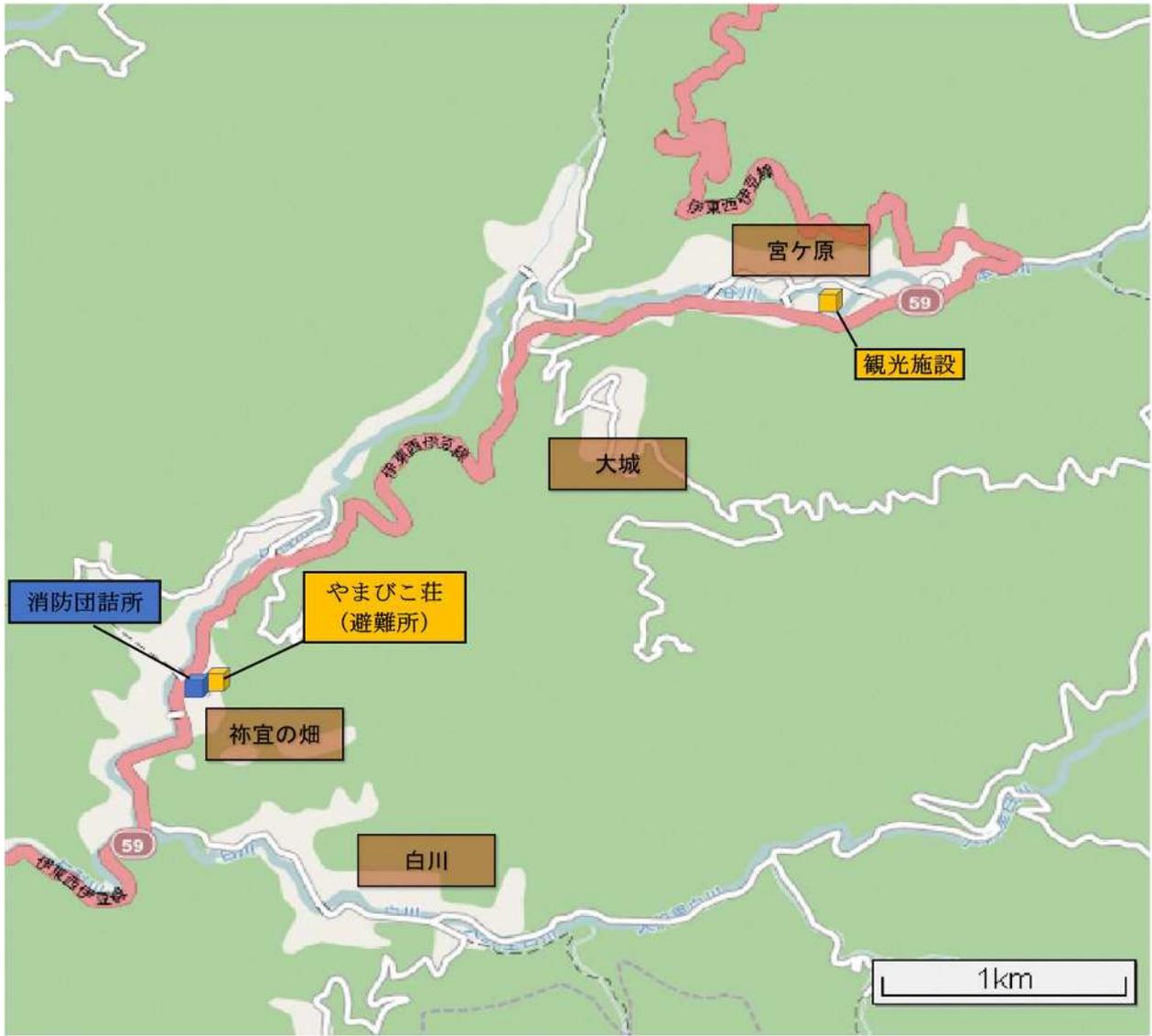
第2節 地域別の課題

本町は大きく5つのブロック（大沢里・仁科・田子・安良里・宇久須）に分けることができる。ここでは各ブロックが抱える課題を整理する。



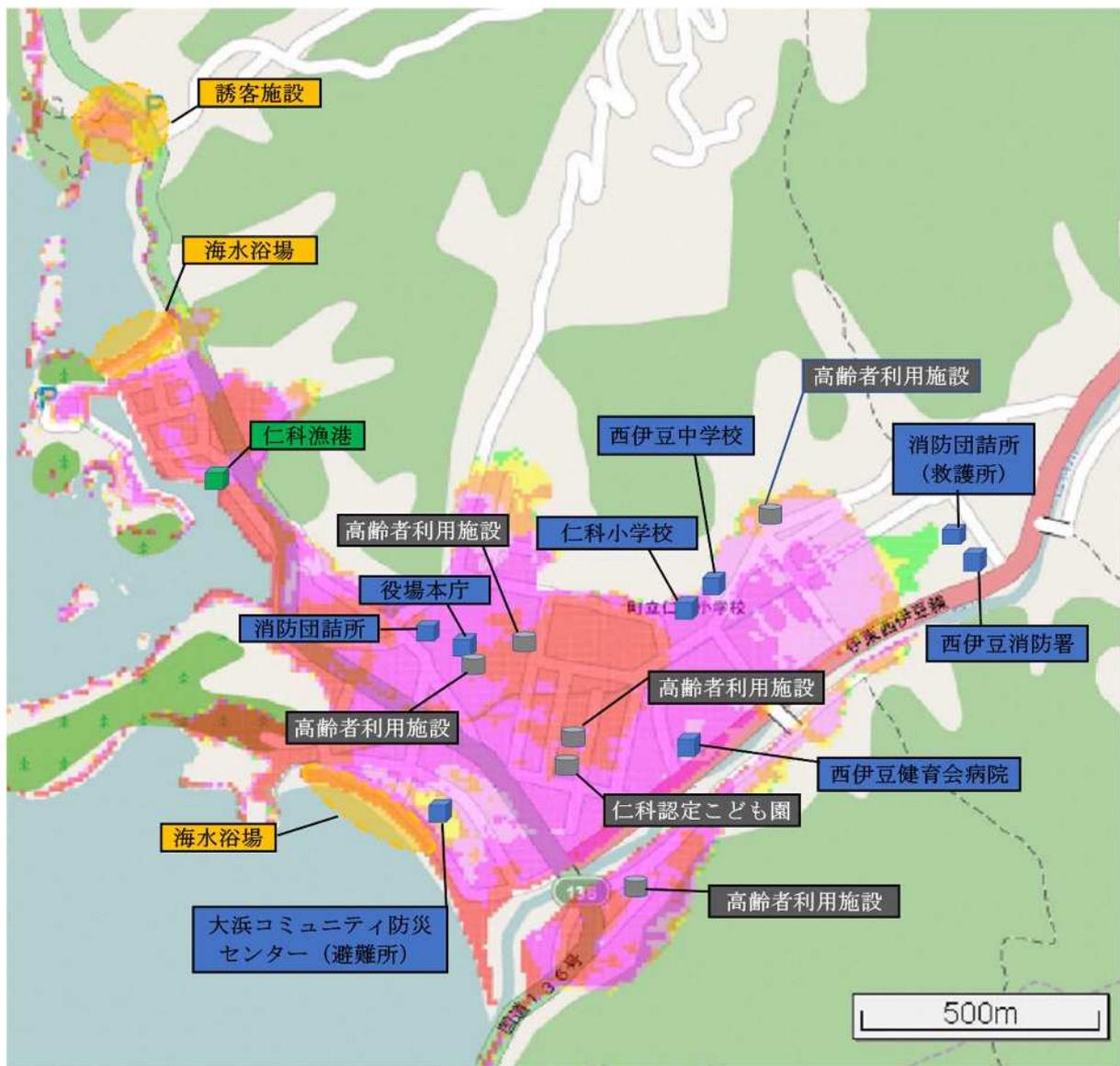
(1) 大沢里地区

概要	
人口	185人（令和2年1月1日時点）
特性	・山間部に位置 ・町内でもっとも少子高齢化が進んでいる ・自主防災組織：4組織
主要施設	やまびこ荘（宿泊施設）・わさびの駅（観光施設）
被害想定	
人的被害	死者想定：0人
津波による被害	なし
地震による被害	・液状化の危険性：なし ・建物被害（全壊及び半壊）：約60棟
津波避難困難区域	なし
課題	
<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒区域内の家屋が多く、地震によるがけ崩れや耐震性のない家屋の倒壊などによる人的・建物被害が発生する。・地域の拠点となる公民館が古く、倒壊する恐れがある。また、高齢化率も高いため、自助、共助が困難となる恐れがあるため、自主防災組織による地域防災力の向上が必要である。・本地域へのアクセスは1本の県道しかなく大雨などにより孤立することが多々あるため、孤立地域となり連絡や物資の支援が行えない可能性がある。	



(2) 仁科地区

概要	
人口	3,037人（令和2年1月1日時点）
特性	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部に位置 ・本町の中心地域 ・海水浴場やマリレジャー、誘客施設などが沿岸部に位置 ・観光業とともに漁業も盛んであり、漁港内には漁船が多く係留している ・自主防災組織：14組織
主要施設	役場本庁舎・西伊豆健育会病院・仁科認定こども園・仁科小学校・西伊豆中学校・堂ヶ島（観光地）
被害想定	
人的被害	死者想定：1,838人
津波による被害	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水面積（1cm以上）：323ha ・建物被害（全壊及び半壊）：約1,030棟
地震による被害	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化の危険性：あり ・建物被害（全壊及び半壊）：約440棟
津波避難困難区域	37ha
課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内の家屋が多く、地震によるがけ崩れや耐震性のない家屋の倒壊などによる人的・建物被害が発生する。 ・多くの家屋が津波被害を受ける。 ・防災拠点施設や要配慮者利用施設が津波浸水区域内にあるため、代替機能の確保や区域外への移転、避難支援体制などが必要である。 ・避難所となる施設が浸水区域外に少なく避難所の確保が必要である。 ・地域の防災倉庫などが一部浸水区域内に位置しているため、移設や区域外の自主防災組織との連携が必要である。 ・主要道路が浸水区域内を通過しており、津波によるがれきで通行が困難となる恐れがあるため、道路啓開や災害廃棄物の処理などが必要である。 ・狭小で急な避難路や古い家屋・ブロック塀が避難路沿いに存在するため、耐震化や避難路整備が必要である。 ・観光スポットや海水浴場などが浸水区域内にあるため観光客の避難誘導が必要である。 ・津波により町の主要産業である観光業と漁業に甚大な被害が予想され、早期に産業復旧、復興するため、協力体制の構築や支援策の検討が必要である。 	



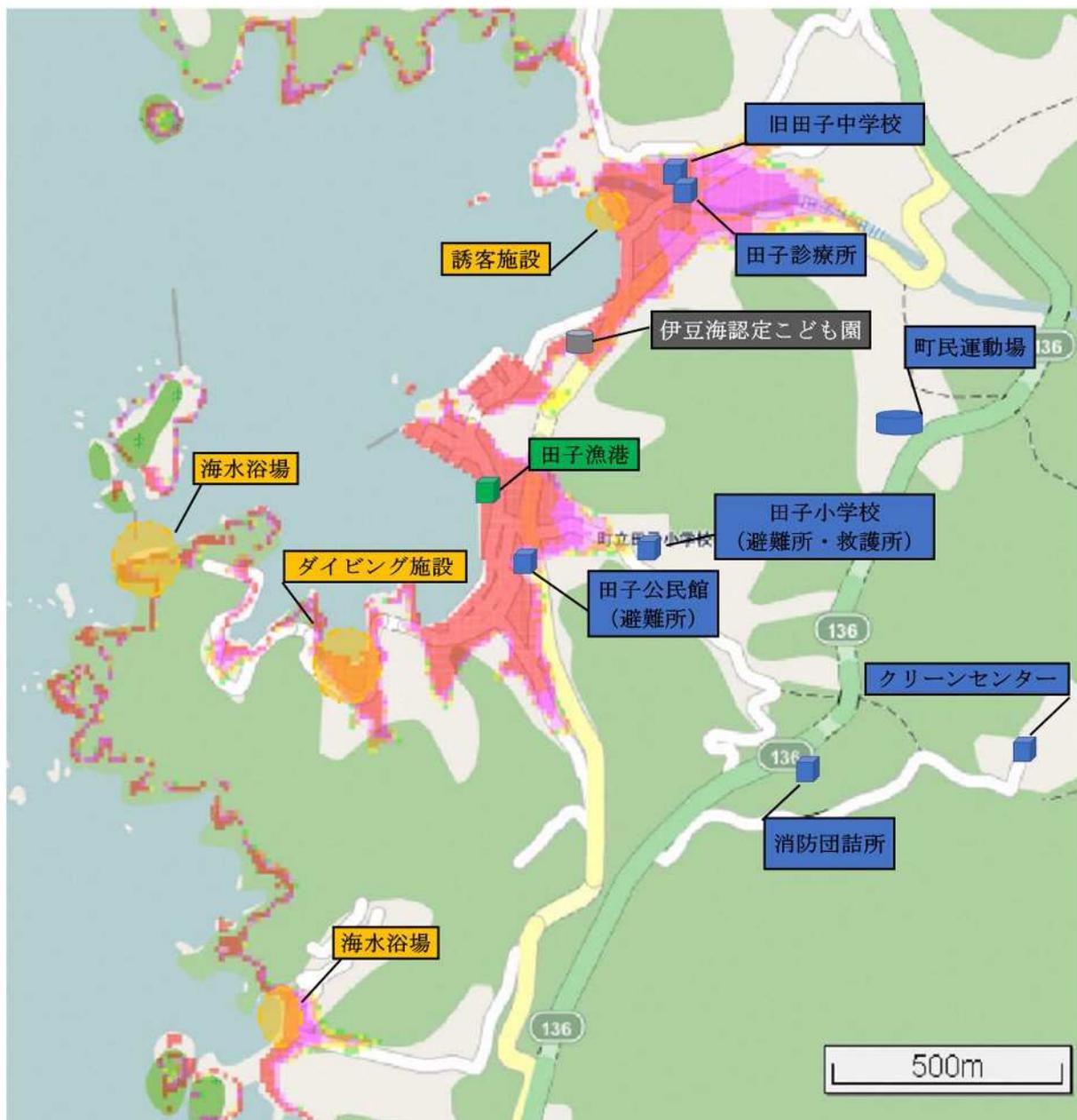
レベル2津波の最大浸水域重ね合せ図

提供：危機政策課

- 最大浸水深20.0m以上
- 最大浸水深10.0m～20.0m
- 最大浸水深5.0m～10.0m
- 最大浸水深3.0m～5.0m
- 最大浸水深2.0m～3.0m
- 最大浸水深1.0m～2.0m
- 最大浸水深0.3m～1.0m
- 最大浸水深0.01m～0.3m

(3) 田子地区

概要	
人口	1,969人（令和2年1月1日時点）
特性	<ul style="list-style-type: none">・沿岸部に位置・海水浴場やマリレジャー、誘客施設などが沿岸部に位置・漁港内には漁船が多く係留している・自主防災組織：8組織
主要施設	役場出張所・田子診療所・伊豆海認定こども園・田子小学校・クリーンセンター
被害想定	
人的被害	死者想定：768人
津波による被害	<ul style="list-style-type: none">・津波浸水面積（1cm以上）：115ha・建物被害（全壊及び半壊）：約630棟
地震による被害	<ul style="list-style-type: none">・液状化の危険性：あり・建物被害（全壊及び半壊）：約360棟
津波避難困難区域	なし
課題	
<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒区域内の家屋が多く、地震によるがけ崩れや耐震性のない家屋の倒壊などによる人的・建物被害が発生する。・多くの家屋が津波被害を受ける。・地域の防災倉庫などが一部浸水区域内に位置しているため、移設や区域外の自主防災組織との連携が必要である。・狭小で急な避難路や古い家屋・ブロック塀が避難路沿いに存在するため、耐震化や避難路整備が必要である。・津波により町の主要産業である観光業と漁業に甚大な被害が予想され、早期に産業復旧、復興するため、協力体制の構築や支援策の検討が必要である。	



レベル2津波の最大浸水域重ね合せ図

提供：危機政策課

- 最大浸水深20.0m以上
- 最大浸水深10.0m～20.0m
- 最大浸水深5.0m～10.0m
- 最大浸水深3.0m～5.0m
- 最大浸水深2.0m～3.0m
- 最大浸水深1.0m～2.0m
- 最大浸水深0.3m～1.0m
- 最大浸水深0.01m～0.3m

(4) 安良里地区

概要	
人口	1,042 人（令和 2 年 1 月 1 日時点）
特性	・沿岸部に位置 ・造船所があり、大型の船舶が係留している ・自主防災組織：5 組織
主要施設	役場出張所・安良里診療所・造船所
被害想定	
人的被害	死者想定：714 人
津波による被害	・津波浸水面積（1 cm 以上）：78ha ・建物被害（全壊及び半壊）：約 440 棟
地震による被害	・液状化の危険性：あり ・建物被害（全壊及び半壊）：約 120 棟
津波避難困難区域	3 ha
課題	
<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒区域内の家屋が多く、地震によるがけ崩れや耐震性のない家屋の倒壊などによる人的・建物被害が発生する。・多くの家屋が津波被害を受ける。・避難所となる施設が浸水区域外に少なく避難所の確保が必要である。・狭小で急な避難路や古い家屋・ブロック塀が避難路沿いに存在するため、耐震化や避難路整備が必要である。・津波により町の主要産業である観光業と漁業に甚大な被害が予想され、早期に産業復旧、復興するため、協力体制の構築や支援策の検討が必要である。	



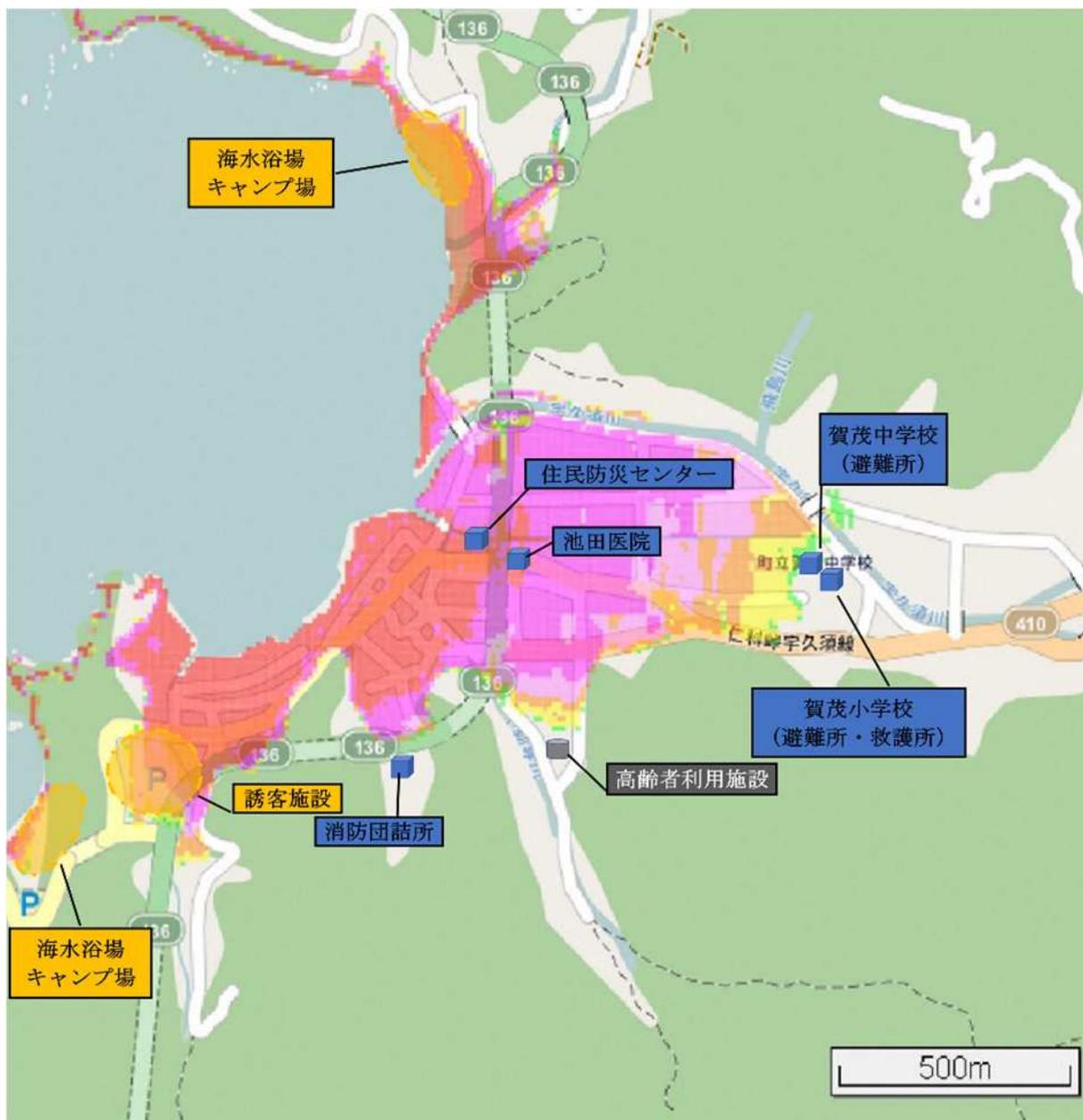
レベル2津波の最大浸水域重ね合せ図

提供：危機政策課

- 最大浸水深20.0m以上
- 最大浸水深10.0m～20.0m
- 最大浸水深5.0m～10.0m
- 最大浸水深3.0m～5.0m
- 最大浸水深2.0m～3.0m
- 最大浸水深1.0m～2.0m
- 最大浸水深0.3m～1.0m
- 最大浸水深0.01m～0.3m

(5) 宇久須地区

概要	
人口	1,405人（令和2年1月1日時点）
特性	・沿岸部から内陸にかけて位置 ・海水浴場やキャンプ場、誘客施設などが沿岸部に位置 ・自主防災組織：7組織
主要施設	役場支所・池田医院・賀茂小学校・賀茂中学校・黄金崎（観光地）・クリスタルパーク（観光施設）
被害想定	
人的被害	死者想定：993人
津波による被害	・津波浸水面積（1cm以上）：219ha ・建物被害（全壊及び半壊）：約650棟
地震による被害	・液状化の危険性：あり ・建物被害（全壊及び半壊）：約230棟
津波避難困難区域	8ha
課題	
<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒区域内の家屋が多く、地震によるがけ崩れや耐震性のない家屋の倒壊などによる人的・建物被害が発生する。・多くの家屋が津波被害を受ける。・防災拠点施設が津波浸水区域内にあるため、代替機能の確保や区域外への移転などが必要である。・地域の防災倉庫などが一部浸水区域内に位置しているため、移設や区域外の自主防災組織との連携が必要である。・主要道路が浸水区域内を通過しており、津波によるがれきで通行が困難となる恐れがあるため、道路啓開や災害廃棄物の処理などが必要である。・狭小で急な避難路や古い家屋・ブロック塀が避難路沿いに存在するため、耐震化や避難路整備が必要である。・観光スポットや海水浴場などが浸水区域内にあるため観光客の避難誘導が必要である。・津波により町の主要産業である観光業と漁業に甚大な被害が予想され、早期に産業復旧、復興するため、協力体制の構築や支援策の検討が必要である。	



レベル2 津波の最大浸水域重ね合せ図

提供：危機政策課

- 最大浸水深20.0m以上
- 最大浸水深10.0m ~ 20.0m
- 最大浸水深5.0m ~ 10.0m
- 最大浸水深3.0m ~ 5.0m
- 最大浸水深2.0m ~ 3.0m
- 最大浸水深1.0m ~ 2.0m
- 最大浸水深0.3m ~ 1.0m
- 最大浸水深0.01m~0.3m

第3節 津波防災地域づくり上の課題

「第1節 津波の浸水深と想定される被害」及び「第2節 地域別の課題」を踏まえ、本町の津波防災地域づくり上の課題を次のとおり整理する。

(1) 防災拠点の確保

町の防災拠点となる公共施設は、耐震化が完了しているものの、津波浸水区域内にある施設については、安全性の確保や代替機能の検討が必要である。

また、学校施設や消防団詰所など災害時の拠点として活用できる施設についても浸水区域内に存在するため、移転や津波の及ばないフロアの創出などの対策が必要である。

加えて速やかな復旧・復興を見据え、災害時の広域支援を受け入れるため、自衛隊等と平時から情報交換等を行い、防災拠点となる施設等を整備していく必要がある。

(2) 孤立地域

山間地等において、道路の防災対策を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、避難路や代替輸送路の確保が必要である。

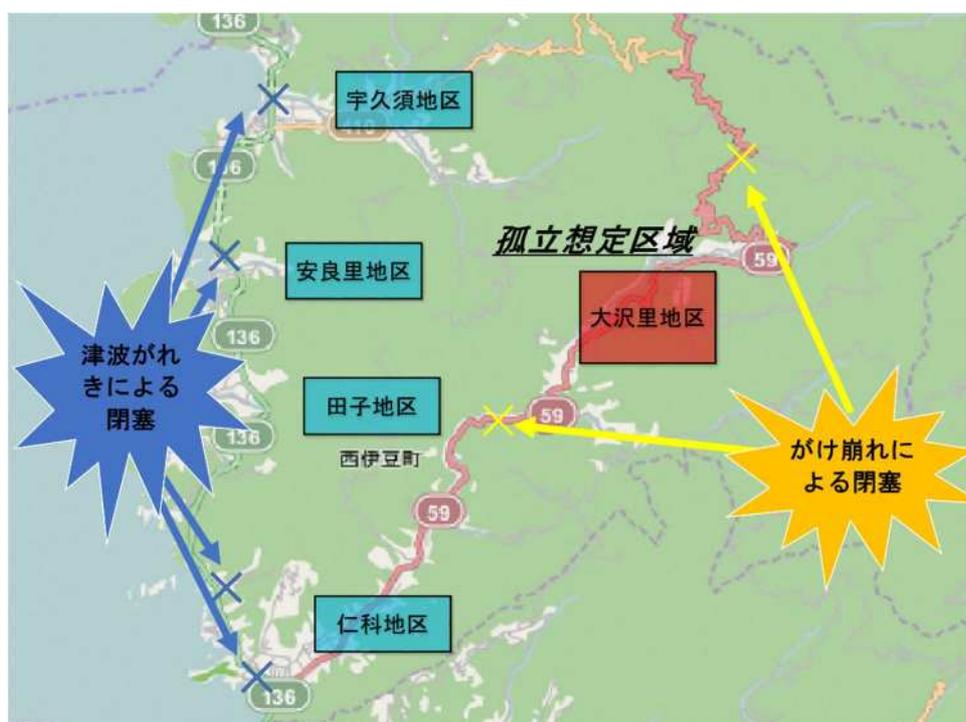


図 孤立予想図

(3) 産業被災

事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画の策定促進や、町内事業者間の連携強化、支援策の検討が必要である。

(4) 避難生活

津波による避難が想定される住民に対し、現在指定している避難所の収容人数が足りていないため、新たな避難所の確保などの対策が必要である。また、被災後の速やかな開設や避難生活の体制整備を図るため、地域が主体となった避難所運営体制の構築や資機材の整備が必要である。

避難対象者数	避難所収容可能人数	不足数
5,691 人	4,173 人	1,518 人

(5) 要配慮者

デイサービスや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認定こども園など避難に支援が必要な方がいる施設の多くが浸水区域内に存在するため、避難計画の策定促進や支援者の人材育成、高台への移転などの対策が必要である。

(6) 観光客

本町は自然景観が良く、また海水浴場やマリンレジャーなどの体験ができるため、多くの観光客が訪れる観光地である。特に夏場には多くの方が海岸部に訪れるため、避難誘導や非常食の備蓄などの対策が必要である。また、帰宅困難者を極力発生させないため、観光施設や宿泊施設においては、当面の間、その施設内に観光客を留めておくことが必要となることから、非常食等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

(7) 津波避難困難区域への対応や避難路の確保

津波避難困難区域を解消するため、津波避難施設等の整備が必要である。また、安全な避難地へ迅速に避難を行うため、避難地・避難路の整備と障害物となる危険性が高いブロック塀等の撤去・改善を促進する必要がある。

(8) 道路閉塞や漂流物への対応

地震や津波により倒壊した家屋などがれきや漂流物などの災害廃棄物が多く見込まれるため、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、町災害廃棄物処理計画の見直しを促進する必要がある。また、沿岸部では津波による道路閉塞を解消するため、関係機関との連携や資機材・作業車両の充実など道路啓開に関する対策が必要である。

(9) 被災者支援や事前復興の検討

被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を確保するなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく必要がある。また、被災者生活再建支援制度の充実を図るとともに、様々な生活再建施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備する必要がある。

加えて、被災後行政機能が麻痺することも想定されるため、事前に復興後のまちづくりを検討しておく必要がある。

(10) 地震・津波による人的被害、建物等倒壊

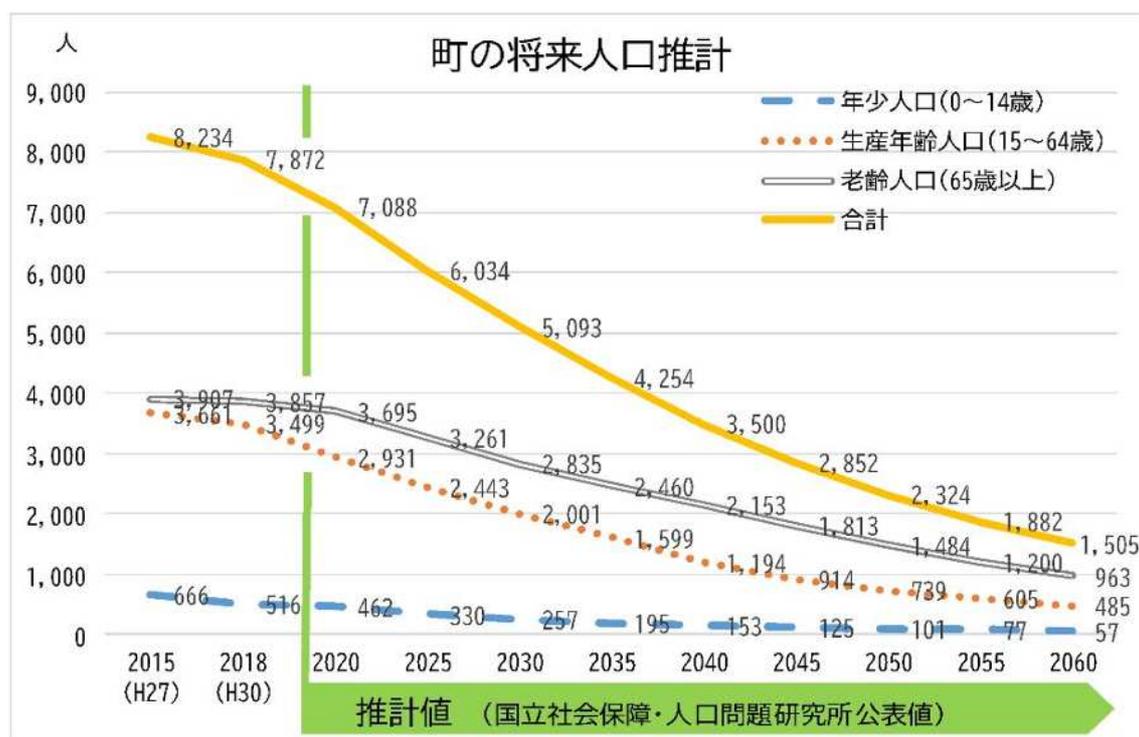
住宅の耐震化や空き家の適正管理を進めるとともに、津波防護施設等の検討などハード対策が必要である。

また、地震や津波による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。このため、防災意識の高揚や地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

(11) 将来的な地域力の低下

町外への人口流出や人口減少が進む中、地域の活力低下を防ぐために、事業者の魅力創出を図り町内就職者を増加させるとともに、大規模災害に係る復旧・復興を事前に見据えた、安全・安心な地域づくりを行う必要がある。

また、高齢化率が高い現状を理解し、高齢者が地域活力の要となるため、健康づくりや住民が参加したまちづくりを進めていく必要がある。



資料：(2015)国勢調査／(2018)住民基本台帳／(2020～)国立社会保障・人口問題研究所公表値

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

第1節 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

(1) 方針を設定するにあたっての本町の方向性

津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針を設定するため、津波防災地域づくりをどのように進めていくのかを定める必要がある。

南海トラフ巨大地震による津波によって町民の半数が犠牲になるとの想定があるため、まずは命を守るための避難行動の促進や避難場所の整備などソフト対策を優先的に推進する。次に避難した後の生活や復旧・復興を見据えた対策を推進し、最後にこれらの対策を補完するためのハード整備を推進する方向性である。

想定される巨大地震の危機とは別に、本町は人口減少、少子高齢化といった社会的災害に直面している。これを踏まえ、地域活力の低下防止を図るために人口減少対策や産業の推進などまちづくりに関する方向性も本計画で定める。

防災とまちづくりの両輪で持続可能かつ災害に強く安心して暮らせるまちづくりを目指す。

そのためにも、防災面だけでなく観光や産業、健康づくりなどと連携した施策の推進が求められる。

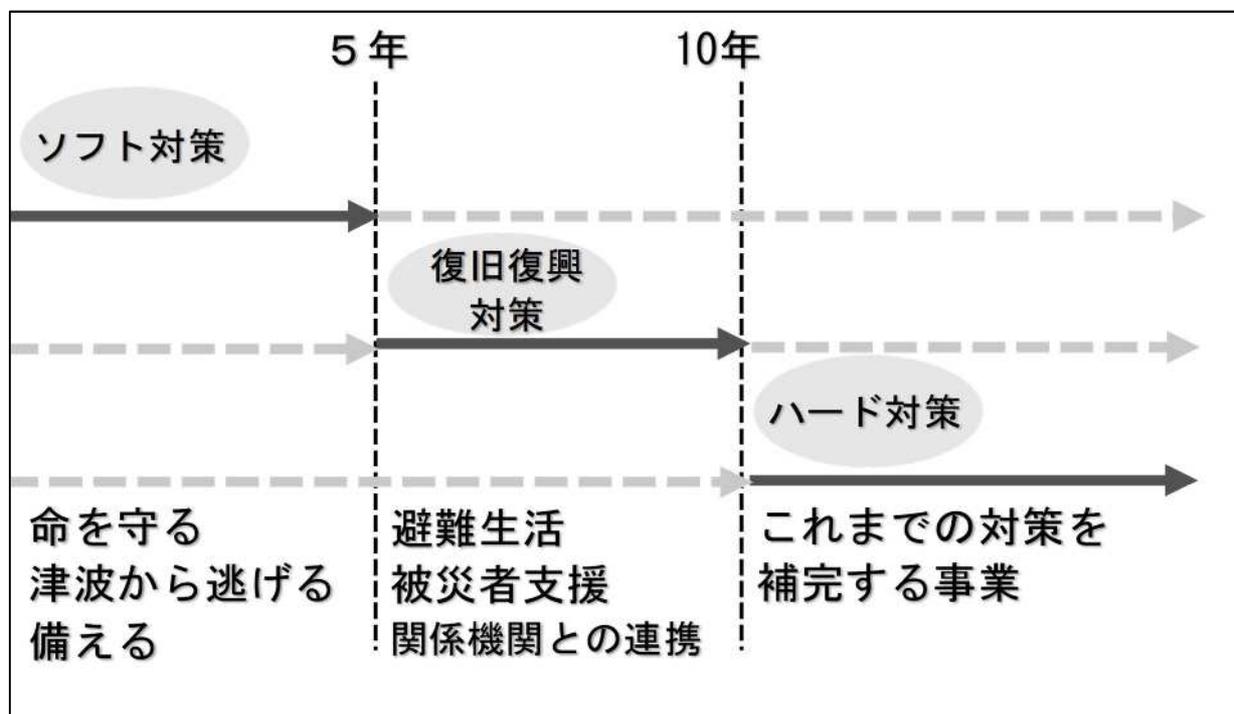


図 防災対策推進イメージ

防災 × まちづくり = 新しい施策

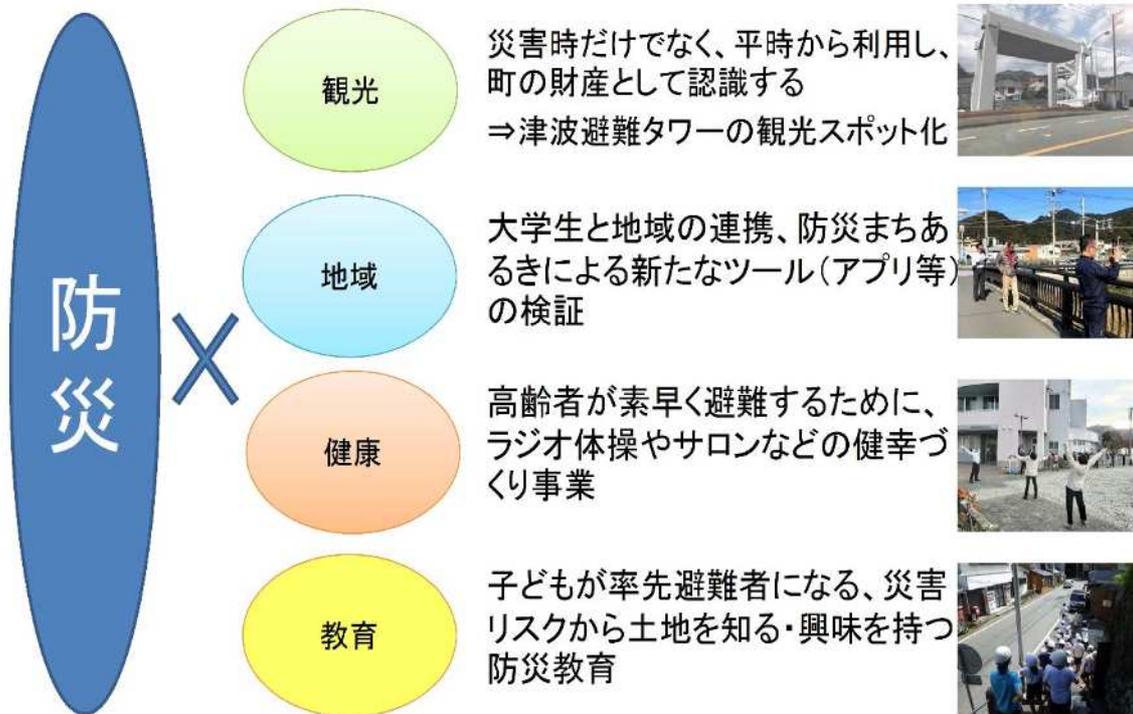


図 防災と連携した各種施策例

(2) 本町の基本方針

本計画の理念として、上記の方向性を持ちつつ、「第2次西伊豆町総合計画」の基本理念である「住民が安心と安らぎのある生活ができるまちづくり」「心豊かで住みやすいまちづくり」を踏まえ、以下のとおり設定することとする。

まち・ひと・しごとを災害から守り

未来に繋げる防災まちづくり

まち

…人々が本町での生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるよう、生活基盤の充実が必要である。このため、災害への備えに加え、教育体制の充実や救急医療の確保を推進していく。

ひと

…自主防災組織の防災力向上や復旧・復興を行っていくには、人が必要である。住民を守るための対策を推進しつつ、人口減少、少子高齢化に対しても対策を講じ、広い意味での人材育成を推進していく。

しごと

…被災した地域が復興するには、地域の商店街や漁業、農業などの生産者の力が必要不可欠である。平時から事業者間の連携を強化し、被災した後も地域に残り続ける地域特性を生かした産業づくりを推進していく。

未来に繋げる防災まちづくり

…津波により住民の半数以上が犠牲になるという想定、人口減少、地域経済職掌など多くの課題を抱えているが、持続可能な地域として将来本町が存続していくために、防災だけでなくまちづくりも推進し、次の世代に繋げる。

(3) 津波防災地域づくりの基本的な方針

第3章で掲げた課題を解決するための基本方針は、次のとおりとする。

I 命を守る

なんとしても人命を守るため、津波避難施設の整備や避難行動の円滑化など避難に関するソフト対策を優先して実行する。観光立地でもあり、特に夏場には多くの観光客が滞在するため、住民だけでなく広く人命を救うため、情報伝達手段の拡充や避難誘導、観光事業者との連携などを推進していく。

現状では津波避難困難区域が存在しているため、優先的にこの区域の解消を図る。

要配慮者の避難行動支援も大きな課題であるため、施設や地域との連携、支援者の育成などを行っていく。

対応する課題： 防災拠点確保・要配慮者・観光客・
津波避難困難区域、避難路・人的被害、建物被害・地域力

II 備える

想定される最大規模の地震・津波に対して、具体的に被害をイメージし備えることで災害時の混乱の減少、速やかな災害対策への移行が可能となる。

役場本庁が津波浸水区域内に位置していることから、災害対策本部機能の移転も含め、防災機能を備えた施設整備を進める。また、事前に町内関係者と協議し、災害時の行動や協力体制の構築などを進める。

対応する課題： 防災拠点確保・孤立地域・産業被災・避難生活・要配慮者・
観光客・被災者支援、事前復興・地域力

III まちづくり

復旧・復興の人材確保や地域の防災力の維持を図るためにも、地域の活力の低下を防ぐことが必要である。まちづくりの推進や関係人口の獲得など地域活性化を踏まえた施策を実施し、災害に強いまちづくりの土台である地域活性化を図る。

対応する課題： 産業被災・人的被害、建物被害・地域力

IV 津波から復旧・復興する

災害発生からいかに迅速な復旧・復興体制へと移行できるかが、その後の被災者の生活や事業者の再興に繋がる。特に道路啓開に関することは医療や支援物資、人的支援など幅広く関係してくる。そのためにも、関係者との体制整備や燃料の確保など、計画的な復旧作業を検討していく。

また、平時から災害が発生したことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト対策を事前に準備しておくことも重要であるため、事前復興計画の策定も検討していく。

対応する課題： 孤立地域・産業被災・避難生活・道路閉塞、漂流物・被災者支援、復興・地域力

V 被害を減らす

まずは命を守るためのソフト対策や復旧・復興に関する対策を推進していく。これに加えて、拠点病院へのアクセス道路を保護するための河川整備や津波防護施設整備、防潮堤の嵩上げなどのハード対策を推進することで、直接的な被害を減らすとともに、避難時間の確保などソフト対策を補完することに繋げる。

対応する課題： 孤立地域・津波避難困難区域、避難路・道路閉塞、漂流物・被災者支援、復興・人的被害、建物被害

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

津波災害警戒区域とは、津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。この区域内においては基準水位が表示されることとなる。基準水位とは、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準になるもので、津波が建物等に衝突した際のせり上がりを考慮した高さのことである。

本町においては、既に津波避難施設等の建設に取り組んでおり、津波避難困難区域を解消したうえで、さらに津波避難対策を推進するためにこの津波災害警戒区域を指定することとする。



図 津波災害警戒区域のイメージ図

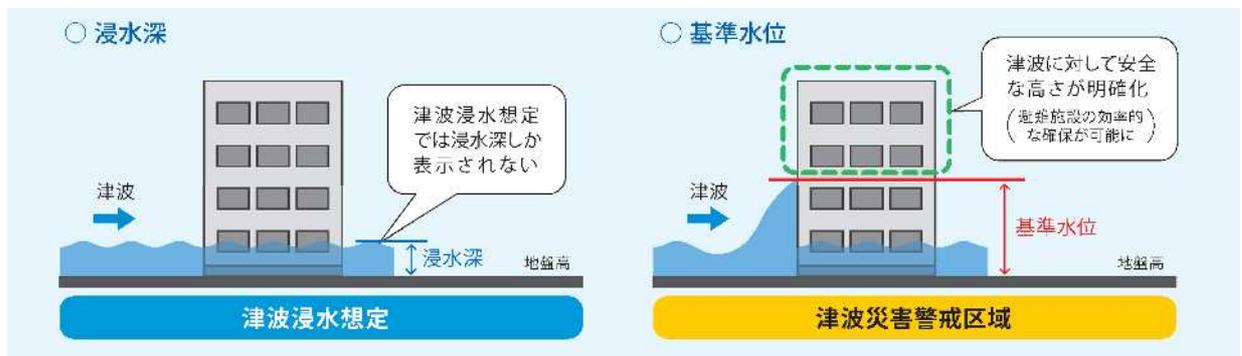


図 基準水位イメージ (出典：「静岡県河川企画課資料」)

第1節 土地利用

本町は津波による浸水区域が広く、町の中心地も浸水する想定となっている。また、背後に山を抱え、中規模な河川が町を流れていることもあり、土砂災害や河川の氾濫による浸水の危険性を抱えている。

今後総合計画の土地利用の方針に沿いながら、津波防護施設や津波避難タワーの整備など地域に暮らす人々にとって安全なまちづくりと景観に配慮した土地利用を推進していく。

第2節 警戒避難体制の整備

(1) 避難場所、避難経路の確保

これまで津波からの避難路や避難場所について町民主体で検討し、「津波避難行動ルールブック」としてまとめた。今後、このルールブックで定めた避難場所や避難路の整備を進めていく。また、高齢化が進んでいる現状を踏まえ、より安全な避難場所の確保を目指していくために、新たに津波避難施設の整備や津波避難ビルの指定、既存施設の耐津波調査を行う。

(2) ハザードマップ作成、周知

津波浸水想定区域に加え土砂災害警戒区域、河川氾濫による浸水想定区域を踏まえた防災マップを作成し住民への周知を行い、平常時から避難体制の確立を図る。

(3) 情報収集、情報伝達手段の確保

緊急的な情報伝達手段として防災行政無線を引き続き維持管理していく。また、防災ラジオの普及促進やエリアメールの活用、避難所への防災無線の整備など情報伝達を強化していく。

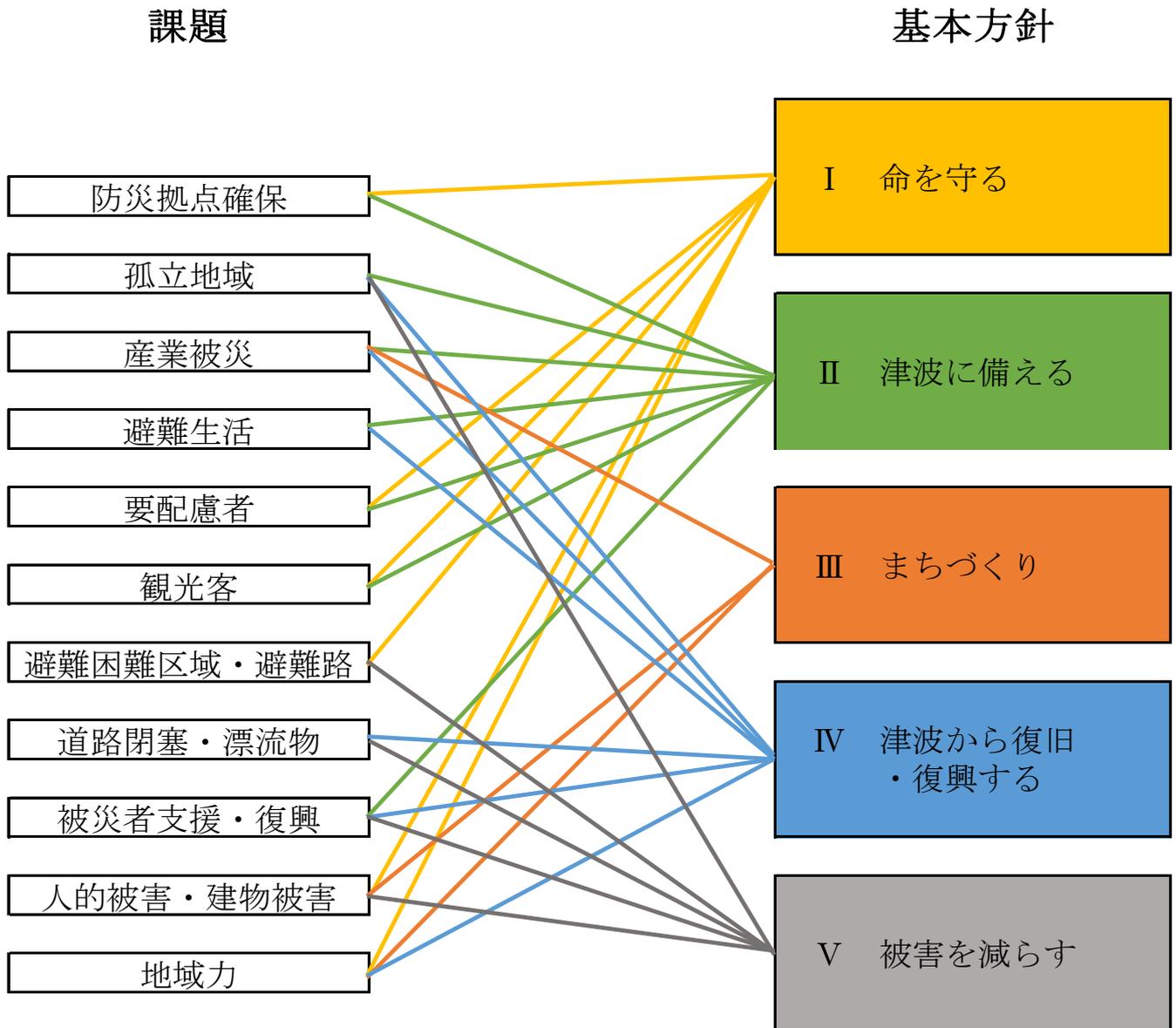
(4) 防災意識の啓発・普及活動

自主防災組織や消防団を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を推進していく。また、平時から防災意識の高揚を図るため、防災講演会の開催や広報誌等での啓発活動を行う。

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

第1節 事業・事務の整理

本章では、第3章で掲げた課題を解決するための取組方針及び第4章で定めた津波防災地域づくり推進計画の基本方針に基づき、事業・事務を整理する。



基本方針Ⅰ 命を守る		
取組方針		取組施策
i	避難体制の整備	①津波避難場所の整備 ②安全な避難行動の確保 ③観光客の避難対策 ④情報伝達の充実
ii	要配慮者の避難対策	①避難行動要支援者の対策 ②要配慮者等利用施設との連携
iii	医療の確保	①医療の確保 ②健康支援体制の整備 ③災害時のトイレ対策

基本方針Ⅱ 備える		
取組方針		取組施策
i	危機管理体制の強化	①災害対策本部機能の確保 ②受援体制の整備 ③防災拠点整備
ii	地域防災力の向上	①自主防災組織の育成 ②消防体制の強化 ③防災教育の推進 ④事業者との連携 ⑤防災意識の普及啓発
iii	備蓄の確保	①計画的な備蓄の整備 ②防災倉庫の整備
iv	孤立地域対策	①孤立地域対策 ②連絡体制の整備
v	避難所の確保	①文教施設の活用 ②宿泊施設等との連携 ③要配慮者等を考慮した避難所の環境整備 ④地域の避難所運営体制の強化

基本方針Ⅲ まちづくり		
取組方針		取組施策
i	人口減少への対策	①関係人口・交流人口の獲得 ②移住・定住への支援
ii	地域の活性化	①観光誘客施策 ②地域のつながりの創出 ③健幸づくり事業

基本方針Ⅳ 復旧・復興する		
取組方針		取組施策
i	ライフラインの復旧	①道路の復旧 ②水道機能の復旧 ③電気の復旧
ii	生活再建支援対策	①被災者生活再建支援体制の確立 ②被災者支援策の拡充
iii	事前復興計画の策定	①事前復興計画の検討

基本方針Ⅴ 被害を減らす		
取組方針		取組施策
i	ハード対策の推進	①海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備 ②Ⅰ～Ⅳの対策を補完するハード対策 ③景観と調和した海岸整備の検討

第2節 事業・事務

記載例

I-i-①※1 津波避難場所の整備						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期 ※2	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当 ※3
津波避難タワー 建設	仁科 安良里 宇久須	津波避難困難区域を 解消するため、津波避 難タワーを建設する 整備目標：5基	短期	町		ニ
…						

※1…基本方針-取組方針-取組施策 の順

※2…短期=5年以内に完了するもの

中期=10年以内に完了するもの

長期=新たな取組で今後長期にわたって実施するもの

未定=実施時期は未定だが、今後検討を進めるもの

継続=既に実施しており、今後も継続するもの

※3…津波法第10条第3項第3号「津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項」

イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項

ロ 津波防護施設の整備に関する事項

ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下、「土地区画整理事業」という。）、都市再開発法第2条第1号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

ニ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項

ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項に規定する集団移転促進事業に関する事項

ヘ 国土調査法第2条第5項に規定する地籍調査の実施に関する事項

ト 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

チ その他（法律には記載がないもの）

I - i - ① 津波避難場所の整備						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
津波避難タワー 建設	仁科 安良里 宇久須	津波避難困難区域を 解消するため、津波 避難タワーを建設す る 整備目標：5基	短期	町		ニ
命山整備事業	仁科	津波避難困難区域の 解消及び災害拠点と して命山を整備する 整備目標：1基	短期	町		ニ
津波避難複合施設 整備事業	仁科	消防団詰所機能を兼 ねた津波避難施設を 整備する 整備目標：1基	短期	町		ニ
小中学校統合に 伴う新校舎の建設	仁科	小中学校統合に伴い 津波避難や災害対策 本部機能など防災機 能を備えた校舎を新 設する 整備目標：1箇所	短期	町		ニ
避難場所の環境 整備	全域	避難場所の草刈等環 境整備を行う	継続	自主防	○	ニ
津波避難ビルの 指定	全域	浸水区域内にある民 間施設等について津 波避難可能な建物で あれば津波避難ビル として指定する	中期	町		ニ

I-i-② 安全な避難行動の確保

事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
避難路整備事業	全域	避難場所までの経路について、障害木の撤去や手すりの整備等を行う	継続	町 自主防災 組織	○	ニ
プロジェクト TOUKAI-0	全域	S56.5.31以前に建設された木造住宅の耐震化を促進し、震災時における人命の安全を確保するため、無料の耐震診断や耐震補強の助成を行う	継続	県 町 住民	○	ニ
ブロック塀等耐震 改修促進事業	全域	住民がブロック塀等を撤去等する場合に補助を行う	継続	町 住民	○	ニ
浮石落下防止対策	全域	危害を及ぼすおそれのある浮石の落下を防止するため、住民が自主的に行う防災工事に補助を行う	継続	町 住民	○	ニ
避難路沿いの落下 物対策の促進	全域	建築物等の落下物対策を行う	継続	町		ニ
家庭内の地震対策 の促進	全域	家具類の固定について、固定器具等の購入費用を補助する	継続	町 住民	○	ニ
非常持出品の普及 啓発	全域	非常持出品について、具体的な品目を挙げ住民の整備を促進する	長期	町 自主防 住民	○	チ
世帯別避難計画の 策定促進	全域	避難場所や避難ルート、避難後の家族の集合場所等を家庭内で決めることを促進する	長期	町 自主防 住民	○	チ

I-i-② 安全な避難行動の確保						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
海拔表示看板整備 事業	全域	電柱や看板に海拔表 示を行う	継続	町		ニ
静岡県総合防災ア プリ「静岡県防災」 の活用	全域	県が運用するアプリ の活用を促進し、避 難場所等を広報する	継続	県 町		チ
指定緊急避難場所 及び指定避難所表 示看板設置事業	全域	指定緊急避難場所及 び指定避難所である ことを表示する看板 を整備する 整備目標：全ての指 定緊急避難場所及び 指定避難所	中期	町 自主防	○	ニ
学校施設整備と合 わせた避難路・物 資搬入路整備	仁科	新校舎建設に合わ せ、県道からの強靱 なアクセス道路を整 備し、災害時には避 難路や支援物資の搬 入路として活用する	短期	町		ニ

I-i-③ 観光客の避難対策						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
海水浴場での避難対策	町内	ライフセーバー等と協力し、観光客の避難対策を図る	継続	町事業者	○	チ
観光スポットでの避難対策	堂ヶ島	観光客が多い堂ヶ島において避難誘導看板の設置や観光事業者との連携を図る	長期	町事業者	○	ニ
海拔表示看板整備事業（再掲）	全域	電柱や看板に海拔表示を行う	継続	町		ニ
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用（再掲）	全域	県が運用するアプリの活用を促進し、避難場所等の広報を行う	継続	県町		チ
指定緊急避難場所及び指定避難所表示看板設置事業（再掲）	全域	指定緊急避難場所及び指定避難所であることを表示する看板を整備する	中期	町自主防	○	ニ
災害協定を結んでいる旅館等との連携	仁科 宇久須	災害時の観光客の受入や備蓄、停電対策など対策を進める	短期	町事業者	○	チ
観光事業者間の合同会議の開催	全域	災害時の観光客対策について観光事業者が一堂に会し、対策を検討する	長期	町事業者	○	チ
多言語での情報発信	全域	外国人観光客に対しても正しく情報が到達するよう、多言語による情報発信を行う	長期	町		チ
エリアメールの活用	全域	住民だけでなく広く情報を発信するため、エリアメールを活用する	長期	町		チ

I - i - ④ 情報伝達の充実						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
防災行政無線の整備	全域	町内の防災行政無線の維持管理を行う	継続	町		チ
防災ラジオの普及	全域	防災行政無線の放送内容を個別受信する防災ラジオの普及活動を行う	継続	町		チ
多言語での情報発信（再掲）	全域	外国人観光客に対しても正しく情報が到達するよう、多言語による情報発信を行う	長期	町		チ
エリアメールの活用（再掲）	全域	住民だけでなく広く情報を発信するため、エリアメールを活用する	長期	町		チ

I - ii - ① 避難行動要支援者の対策						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
避難行動要支援者支援計画の策定	全域	避難行動要支援者一人ひとりの個別計画を定める	継続	町 住民	○	チ
重度身体障害者等に対する防災対策の推進	全域	重度身体障害者等世帯における災害情報受信関連機器を検討する	継続	町 住民	○	チ
支援者の育成	全域	災害時に要支援者の支援が行えるよう、民生委員等の人材育成を図る	長期	町 住民	○	チ

I-ii-② 要配慮者等利用施設との連携						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
福祉避難所の指定	仁科 宇久須	福祉避難所として協定を結んでいる事業者と災害時の受入等について協議する	短期	町 事業者		チ
避難確保計画の策定、避難訓練の実施	全域	今後津波災害警戒区域の指定をされることを踏まえ、避難確保計画の策定及び避難訓練を実施する	長期	町 事業者		チ
社会福祉施設の耐震化の促進	全域	社会福祉施設の耐震化を促進する	継続	町 事業所		ニ

II-vi-① 医療の確保						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
救護所、仮設救護病院等の資機材整備	全域	救護所の資機材の整備を行う 整備目標：4箇所分	継続	町		チ
医療救護計画の策定	全域	県医療救護計画に沿った町計画を策定する	継続	町		チ
遺体措置計画の策定	全域	疫病対策として遺体措置に関する計画を定め、遺体収納袋の整備や安置所の選定を行う	短期	町 自主防	○	チ
広域火葬実施体制の整備	全域	広域的な火葬実施について体制を整備し、疫病対策を行う	短期	町		チ
斎場建設	未定	災害時にも支障なく機能できるように、津波浸水区域外に斎場を建設する	短期	町		チ

I-iii-② 健康支援体制の整備						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
健康支援体制の 整備	全域	災害時健康支援マニ ュアルを作成する	継続	町		チ
心のケア体制の 整備	全域	災害時の心のケア対 策を検討する	継続	町		チ

I-iii-③ 災害時のトイレ対策						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
トイレトレーラー	全域	災害時のトイレを確 保するため、トイレ トレーラーを維持管 理する	継続	町		チ
災害用トイレの 整備	全域	災害用トイレを整備 する	継続	町		チ
トイレ環境の整備 (再掲)	全域	指定避難所のトイレ 環境についてオスト メイト対応や洋式化 を行う	中期	町		ニ

Ⅱ-i-① 災害対策本部機能の確保

事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
小中学校統合に伴う新校舎の建設 (再掲)	仁科	小中学校統合に伴い 津波避難や災害対策 本部機能など防災機 能を備えた校舎を新 設する 整備目標：1箇所	短期	町		ニ
代替施設の検討	仁科	津波浸水区域外の施 設を災害対策本部の 代替施設として使用 するための検討を進 める	短期	町		ニ
テレビ会議システ ムの導入	役場	災害時に県や他市町 と連携を図るため、 テレビ会議システム を導入する	短期	町		チ
災害対策本部運営 訓練の実施	役場	速やかに災害対策を 実施するため、図上 訓練等を行う	長期	町		チ
職員の防災力向上	役場	職員向けに災害対応 力を向上させるため の研修等を実施する	長期	町		チ

II-i-② 受援体制の整備						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
ボランティアの 受入体制整備	全域	災害 VC 等と連携し、 円滑にボランティア を受け入れるための 体制を整備する	長期	町 社協 災害 VC	○	チ
自衛隊との連携 強化	全域	集結場所や優先的に 対応する場所等につ いて事前に自衛隊と 協議する	長期	町 自衛隊 自主防	○	チ
災害時応援協定締 結自治体との連携 強化	全域	災害時応援協定を締 結している自治体 と、災害時にも速や かに連携が図れる体 制を整備する	継続	町		チ

II-i-③ 防災拠点整備						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
既存建築物対津波 診断業務委託	全域	浸水区域内の庁舎等 が津波に耐えること ができるか調査する	短期	町		ニ
コミュニティ防災 センター等修繕 事業	全域	地区の防災拠点とな りえる公民館等の修 繕等について補助を 行う	継続	町 自主防	○	ニ
命山整備事業 (再掲)	仁科	津波避難困難区域の 解消及び災害拠点と して命山を整備する 整備目標：1基	短期	町		ニ
津波避難複合施設 整備事業 (再掲)	仁科	消防団詰所機能を兼 ねた津波避難施設を 整備する 整備目標：1基	短期	町		ニ

II-ii-① 自主防災組織の育成						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
町民防災会議	全域	避難行動や地域の避難所運営など町民が主体となり防災対策を検討し実施する	長期	町 自主防 消防団 民生委員 災害VC 住民	○	チ
研修会等の開催	全域	自主防災会長や防災委員に対して防災研修会等を実施し防災意識の啓発を図る	継続	町 自主防	○	チ
防災訓練の実施	全域	年に数回防災訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図る	継続	町 自主防 消防団 住民	○	チ

II-ii-② 消防体制の強化						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
消防団員の確保	全域	少子高齢化が進む中で、女性や学生の消防団加入促進などにより団員の確保を図る	長期	町 消防団	○	チ
消防団の役割の見直し	全域	災害時における消防団の役割を見直し、重機の操作やドローンの活用など資格取得を支援する	長期	町 消防団	○	チ
津波避難複合施設整備事業（再掲）	仁科	消防団詰所機能を兼ねた津波避難施設を整備する 整備目標：1基	短期	町		ニ

II-ii-③ 防災教育の推進						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
学校と連携した防災活動の推進	全域	学校を避難所とした場合の施設利用等について地域、学校、町で連携を進めるため、連絡調整会議を行う	長期	町 自主防 学校	○	チ
防災教育の推進	全域	子どもが率先して避難するよう、災害リスクや避難場所を確認するなど防災教育を行う	継続	町 自主防 学校	○	チ

II-ii-④ 事業者との連携						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
産地直売所の運営による事業者間の連携強化、企業力向上	全域	産業復旧や物資支援ルートの確保のため、事業所間連携や企業力向上を図る	長期	町 漁協 農協 事業者	○	チ
事業所 BCP 策定の促進	全域	中小事業者に対するBCP 計画策定の支援を行う	長期	町 漁協 農協 事業者	○	チ

II-ii-⑤ 防災意識の普及啓発						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
防災広報	全域	町広報などを活用し、防災啓発や防災情報の解説などを行う	継続	町	○	チ
防災講演会の実施	全域	ニーズに合わせた内容で防災講演会を実施する	継続	町	○	チ
防災訓練の実施 (再掲)	全域	年に数回防災訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図る	継続	町 自主防 消防団 住民	○	チ

II-iii-① 計画的な備蓄の整備						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
非常食等備蓄品 整備	全域	帰宅困難となる観光客や職員の分を想定した非常食等の整備を行う	継続	町		チ
非常食等備蓄品 整備	全域	地域住民分の非常食等の整備を行う	継続	自主防	○	チ
自主防災組織育成 助成金交付事業	全域	自主防災組織が行う非常食等の整備について助成を行う	継続	町 自主防	○	チ

II-iii-② 防災倉庫の整備						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
防災倉庫整備	全域	浸水区域外に防災倉庫の新設、既存施設に防災資機材の保管スペースを確保する	継続	町		チ
防災倉庫整備	仁科 田子 宇久須	浸水区域内にある防災倉庫等を避難場所や避難所に移設する	中期	自主防	○	チ
自主防災組織育成 助成金交付事業	全域	自主防災組織が行う防災倉庫整備について助成を行う	継続	町 自主防	○	チ

II-iv-① 孤立地域対策						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
ライフラインの 確保	全域	電気、水道等のライフラインを確保するため、発電機等を各地区に配備する	継続	町		チ
ヘリポートの整備	大沢里 安良里	孤立予想地域におけるヘリコプターの離発着地を確保する	中期	町		ニ
非常食等備蓄品 整備（再掲）	全域	地域住民分の非常食等の整備を行う	継続	自主防	○	チ

II-iv-② 連絡体制の整備						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
IP無線機の整備	大沢里 野畑	道路崩壊等により孤立が想定される地域に事前にIP無線機を整備する	短期	町 自主防	○	チ

Ⅱ-ⅴ-① 文教施設の活用						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
小中学校統合に伴う新校舎の建設 (再掲)	全域	小中学校統合に伴い津波避難や災害対策本部機能など防災機能を備えた校舎を新設する 整備目標：1箇所	短期	町		ニ
廃校予定校舎の利活用(再掲)	田子 宇久須	小中統合に伴い廃校となる学校施設を防災拠点施設として活用する	長期	町 自主防	○	ニ

Ⅱ-ⅴ-② 宿泊施設等との連携						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
災害協定の締結	田子 安良里	避難所不足を解消するため、民宿等と災害協定を結ぶ	短期	町 自主防 民宿	○	チ
災害協定を結んでいる旅館等との連携(再掲)	仁科 宇久須	災害時の観光客の受入や備蓄、停電対策など対策を進める	短期	町 事業者	○	チ

II-v-③ 要配慮者等を考慮した避難所の環境整備

事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
トイレ環境の整備	全域	指定避難所のトイレ環境についてオストメイト対応や洋式化を行う	中期	町		ニ
避難空間の整備	全域	避難所用資機材の整備や要配慮者スペース、バリアフリー、ペットの同行避難の対策を進める	中期	町 自主防	○	ニ
福祉避難所の指定 (再掲)	仁科 宇久須	福祉避難所として協定を結んでいる事業者と災害時の受入等について協議する	短期	町 事業者		チ

II-v-④ 地域の避難所運営体制の強化

事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
避難所運営マニュアルの整備	全域	地域で避難所を運営することを想定し、運営体制等を定めたマニュアルを作成する	長期	町 自主防 災害 VC	○	チ
避難所運営訓練の実施	全域	学校や公民館を活用して避難所運営訓練を実施する	継続	町 自主防 学校 災害 VC	○	チ
避難所との連絡体制の強化	全域	各避難所と行政間の連絡体制を整備するため、IP無線機等の整備を進める	長期	町 自主防	○	チ

Ⅲ-i-① 関係人口・交流人口の獲得						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
大学生と連携した 新たな防災対策ツ ールの検証	全域	大学生と住民の防災 まちあるきの中でア プリ等を活用し、新 たな情報収集などを 検証する	継続	町 自主防 災害VC 住民	○	チ
サテライトオフィ ス誘致事業	全域	企業の訪問やマッ チングイベントの活 用により町内にサテ ライトオフィスの誘 致を図る	継続	町 住民	○	チ
空き家の利活用	全域	お試し住宅整備や 空き家情報バンク活 用を推進する	継続	町 住民	○	チ

Ⅲ-i-② 移住・定住への支援						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
空き家の利活用	全域	お試し住宅整備や 空き家情報バンク活 用を推進する	継続	町 住民	○	チ
サテライトオフィ ス誘致事業(再掲)	全域	企業の訪問やマッ チングイベントの活 用により町内にサテ ライトオフィスの誘 致を図る	継続	町 住民	○	チ

Ⅲ-ii-① 観光誘致施策						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
町の特色を生かした観光施策	全域	夕陽やガラス文化を推進し、観光客の獲得、地域産業の活性化を目指す	継続	町 事業者	○	チ
ロケツーリズム誘致事業	全域	新たな観光客の獲得のため、ロケツーリズムを推進する	長期	町 事業者 住民	○	チ
津波避難タワーを活かした誘客	仁科 安良里 宇久須	津波避難タワー巡りやポケモン GO とのコラボなど誘客に繋げるとともにタワーの位置の認知度向上を図る	未定	町	○	チ

Ⅲ-ii-② 地域のつながりの創出						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
まちづくりの推進	全域	集落機能の強化や協働の促進に向けて、地域おこし協力隊の活用や大学拠点施設の整備を進める	継続	町 住民	○	チ

Ⅲ-ii-③ 健幸づくり事業						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
健幸づくり事業	全域	ラジオ体操や健康づくりに関する活動を推進し、町民の健康増進を目指す	継続	町 住民	○	チ
津波避難タワーの 平時利用	仁科 安良里 宇久須	平時から利用することで体力作りに繋げる	未定	町 住民	○	チ

IV-i-① 道路の復旧						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上の該当
県東部地域における道路啓開検討	全域	県東部地域における統一的な道路啓開方針に基づき、町の道路啓開方法を検討する	継続	国 県 町 建設業界		チ
町内の土木事業者との連携	全域	町内の道路啓開体制を整備する	継続	町 建設業界		チ
道路啓開に必要な重機等の誘致	未定	町内の事業者が浸水区域内に存在し、重機等も少ないことから、重機等のレンタル事業者を誘致する	未定	町 建設業界		チ
SS 過疎地対策事業	未定	道路啓開に必要な燃料等を確保するため、SS(=サービスステーション)整備を行う	未定	町 事業者		チ
災害廃棄物処理計画の策定	全域	災害廃棄物の処理計画を定め、災害時のゴミ集積場や回収ルート等を検討する	継続	町		チ

IV-i-② 水道機能の復旧						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
送水管等の耐震化	全域	重要管路である導水管、送水管を主に耐震化を進める	長期	町		チ
配水池の耐震化	全域	配水池の耐震化を進める	継続	町		チ
非常時の給水体制整備	全域	非常用給水タンクや給水袋の整備方針を決め、整備を進める	長期	町		チ
ライフラインの確保（再掲）	全域	電気、水道等のライフラインを確保するため、発電機等を各地区に配備する	継続	町		チ

IV-i-③ 電気の復旧						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
停電防止のための予防的な伐採の検討	全域	電力会社と協力し、予防的な伐採の検討を進める	未定	町 電力会社		チ
自家発電可能な蓄電池等の整備	全域	燃料に頼らない自家発電可能な蓄電池等を整備する	中期	町 自主防		チ
ライフラインの確保（再掲）	全域	電気、水道等のライフラインを確保するため、発電機等を各地区に配備する	継続	町		チ

IV-ii-① 被災者生活再建支援体制の確立						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
被災者生活再建支援システムの導入	全域	住家被害調査から被災者支援まで円滑に実施するため、システムを導入する	短期	町		チ
被災者生活再建支援業務のマニュアル化	全域	常に複数の職員が災害時に被災者支援業務を行えるよう業務のマニュアル化や研修等を実施する	長期	町		チ
仮設住宅建設予定地の確保	全域	円滑な復旧を行うため、事前に仮設住宅の建設予定地を確保する	未定	町		チ

IV-ii-② 被災者支援策の拡充						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
被災事業者への支援制度の検討	全域	被災した事業者に対して町内での再建を支援する制度の新設を検討する	中期	町 漁協 農協 事業者	○	チ

IV-iii-① 事前復興計画の検討						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
事前復興計画の検討	全域	被災後の事務作業の効率化や復興まちづくりを踏まえた事前復興計画を検討する	未定	町		チ
地籍調査事業	全域	被災後の復興を見据えて地籍調査を行う	継続	町 住民	○	へ

V-i-① 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
既存の津波対策施設等の維持管理	沿岸部	遠隔操作可能な水門や護岸について機能を維持するよう管理していく	継続	町		イ
レベル1津波に対する津波対策の検討	沿岸部	レベル1津波対策の方針を持ちつつ、地域住民と合意形成を図りながら推進していく	未定	県 町 自主防 住民	○	イ
施設の質的強化	沿岸部	漁港海岸保全施設の耐震化や粘り強い構造への整備を進める	未定	町		イ

V-i-② I～IVの対策を補完するハード対策						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
避難経路を保護するための河川整備事業	仁科川を含む洪水が想定される河川	病院までのアクセス道路を保護するため、想定し得る最大規模クラスの洪水による浸水想定を踏まえた河川堤防の整備を行う	中期	県 町		イ

V-i-③ 景観と調和した海岸整備の検討						
事業・事務名	実施箇所	実施内容	実施時期	実施主体	自助/共助 (住民参加)	法律上 の該当
景観計画の策定	全域	津波対策と景観の調和を図るため、海岸部を含めた景観計画を策定する	中期	町 住民	○	チ

第3節 事業・事務の実施による町の未来図

第2節で記載した事業・事務のうち、短期（5年以内、令和6年度までに完了するもの）で完成を想定している建物等を地図に記載し、5年後の町の防災拠点図、未来図を作成した。この図は、将来像を明確にし、本計画の実効性をより高めるものである。

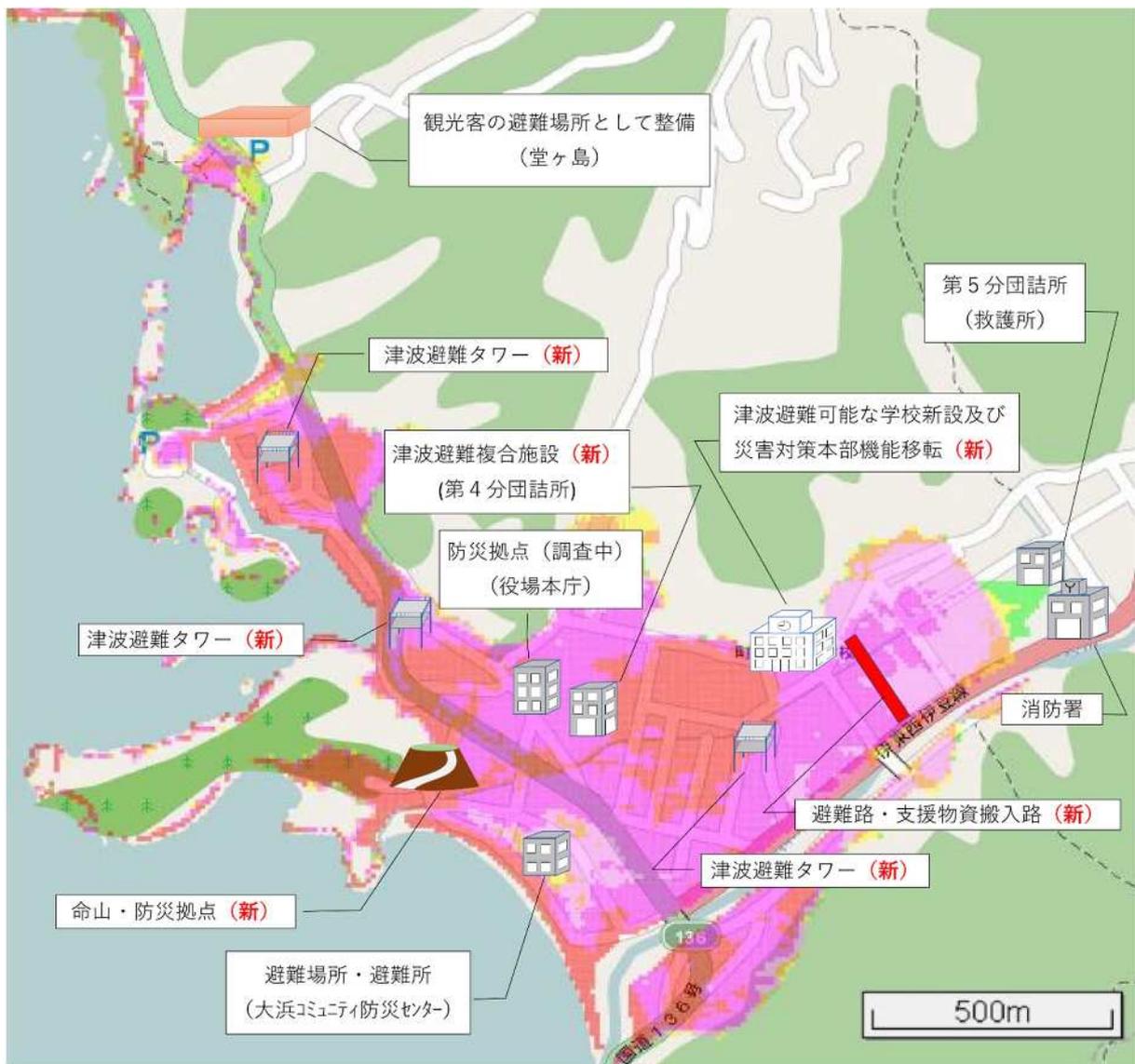


図 5年後の未来図【仁科地区】

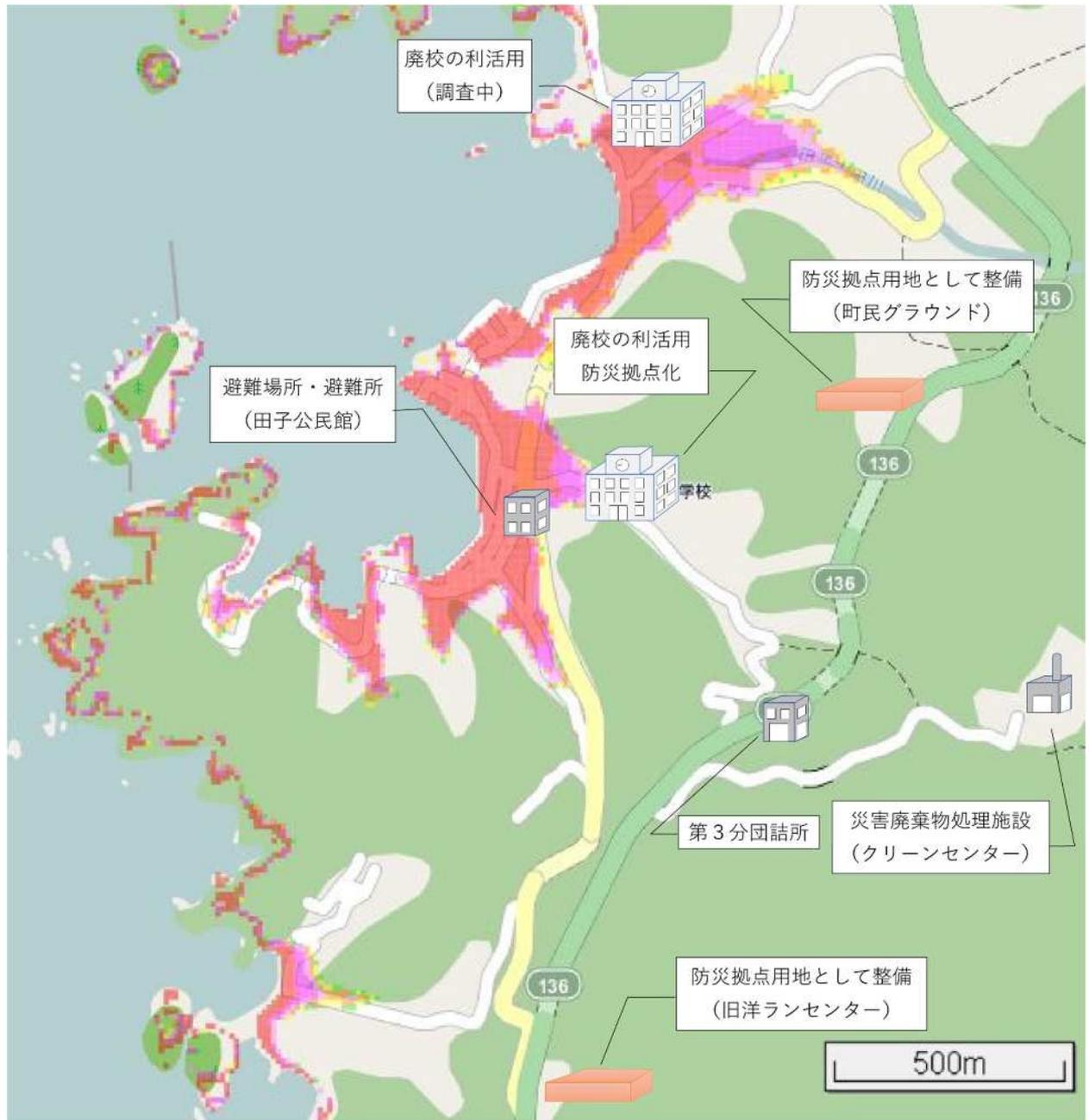


図 5年後の未来図【田子地区】

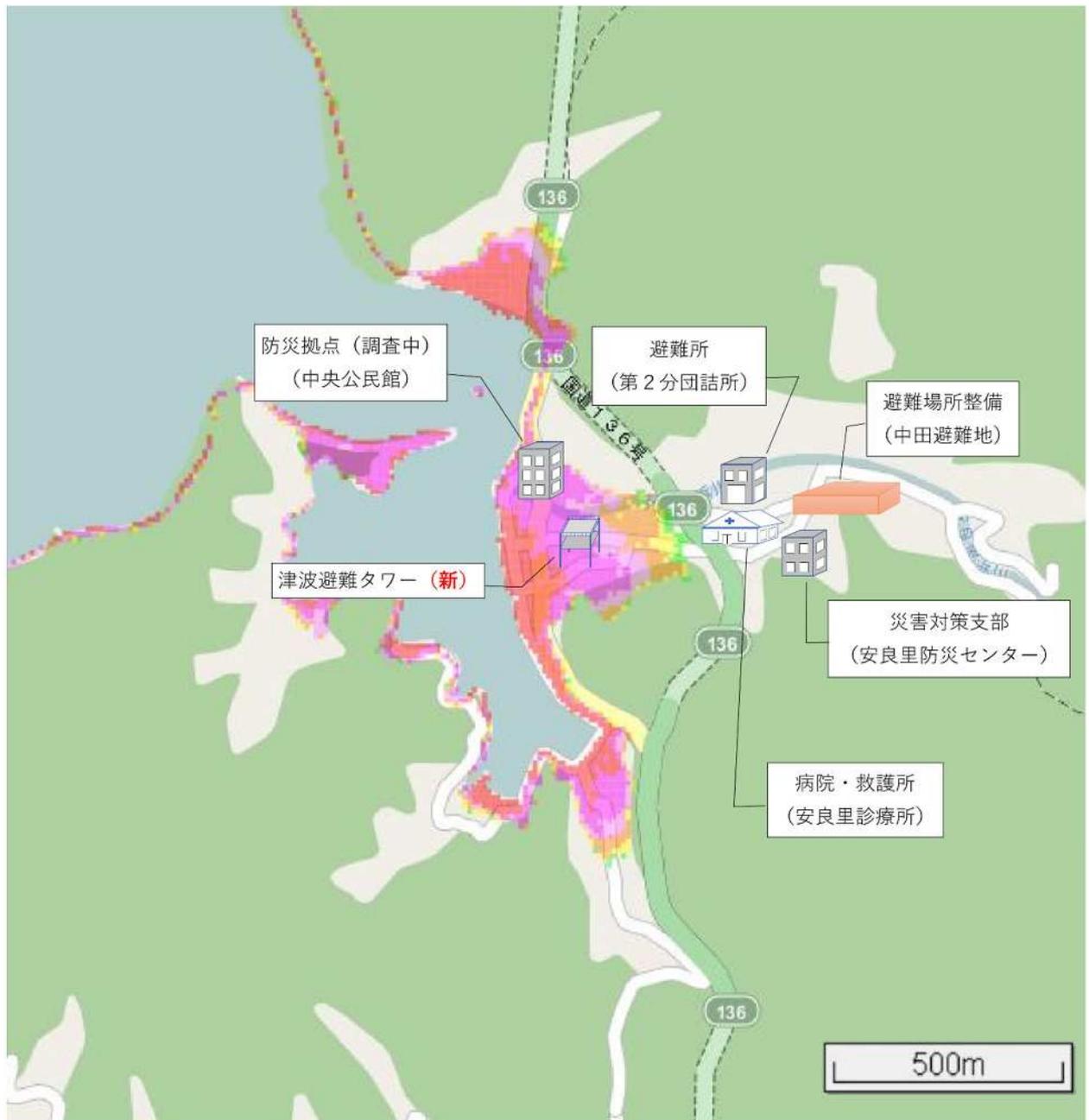


図 5年後の未来図【安良里地区】

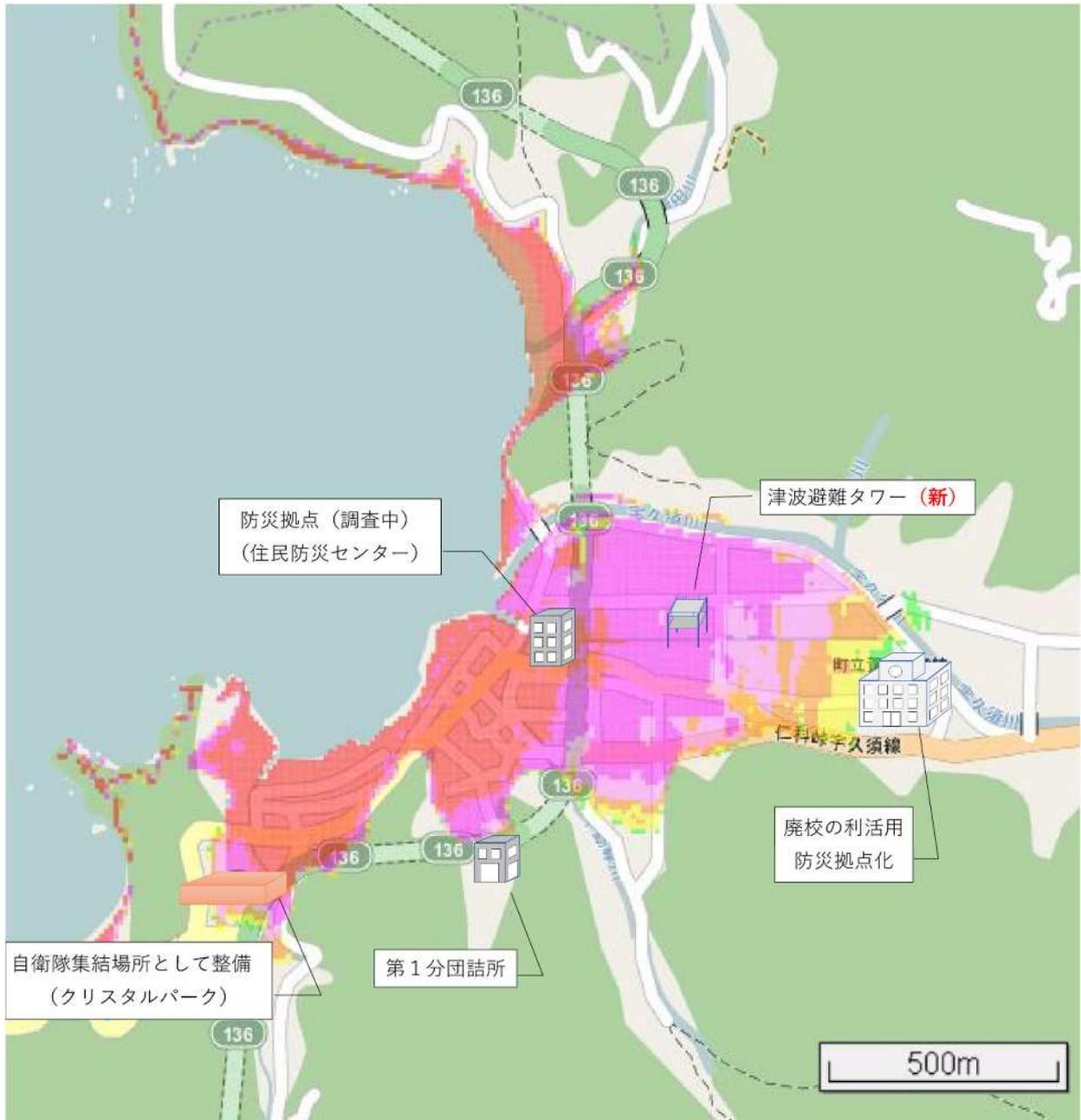


図 5年後の未来図【宇久須地区】

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

第1節 今後さらに検討が必要な事項

(1) 認定こども園の安全対策

現在、町内に位置する2つの認定こども園は両方とも津波浸水区域内であり、早急に対応する必要がある。そのため、津波浸水区域外への移転や津波避難施設の併設などの対応について令和2年度中に方針を決め、園児の安全対策を早急に行う。

(2) 医療の確保

拠点病院や診療所が津波浸水区域内に位置し、医師の確保が課題として残る。そのため、自衛隊との事前調整やD-MATへの要請手段の確保などについて検討を進める。

(3) 津波避難タワーの平時利用

津波避難タワーの平時利用については、周辺の住民や転落等の危険性から平時の利用について、慎重に検討を進めるべきものであるが、その展望の良さや町内に点在することから、観光面での活用を検討していく。また、日頃から昇り降りすることで、体力作りに繋がり、避難行動の促進にも繋がるため、住民の平時利用も検討していく。

(4) 事前復興計画

多くの職員が被災する危険性が高く、速やかに復旧・復興対策を実施するためには事前に検討しておく必要がある。現在進めている防災対策を踏まえ、今後事前復興計画について検討を進めていく。

(5) 津波防護施設

津波防護施設とは、盛土構造物等でその背後地への津波による浸水を防止する施設である。景観に配慮しつつ、市街地への津波被害を減らすためには道路等を津波防護施設として整備することが有効であると考えられる。今後、適地や地域の要望を踏まえ、検討を進める。

(6) 防潮堤整備

ハード対策については、レベル1の津波対策という方向性を持ちつつ、各地区の実状や景観、今後の人口減少を検討材料としながら、町民防災会議等で合意形成を図る。

第2節 計画の見直しと更新

災害の発生状況や社会状況を考慮しながら、見直しを行う。今後5年間は事業計画も多いため、毎年計画の見直しを行う。

また、他の計画との整合を図るため、地域防災計画や総合計画等が修正された段階で合わせて見直しを行う。

参考資料 西伊豆町津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

令和元年10月4日
西伊豆町要綱第7号

西伊豆町津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、西伊豆町津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第10条第1項に規定する推進計画（以下「推進計画」という。）の作成のための協議に関する事項
- (2) 推進計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、津波防災地域づくりに関し町長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 津波防災地域づくりの推進に係る団体の代表者又はその推薦する者
- (3) 国、静岡県その他関係行政機関の職員
- (4) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、町長が指名するものとする。

3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

5 会長は、協議会の会議の議長となる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び研究を行うため、協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、防災課の職にある者、議題に応じて会長が定める委員が、その所属職員又はその属する団体の構成員のうちから指名する者及び会長が必要であると認める者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、防災課長をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会及び作業部会の庶務は、防災課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

参考資料 西伊豆町津波防災地域づくり推進協議会委員名簿

No.	役 職	氏 名	備 考
1	静岡大学防災総合センター准教授	原田 賢治	学識者
2	東京大学生産技術研究所教授	加藤 孝明	学識者
3	第1ブロック会議会長	山地 清志	住民
4	第2ブロック会議会長	藤井 文憲	住民
5	第3ブロック会議会長	椿 素雄	住民
6	第4ブロック会議会長	高井 廣	住民
7	第5ブロック会議会長	平馬 栄	住民
8	民生・児童委員主任児童委員	長島 田鶴子	住民
9	民生・児童委員主任児童委員	山本 豊	住民
10	民生・児童委員主任児童委員	梅田 友子	住民
11	西伊豆町消防団団長	須田 美光	住民
12	災害ボランティアコーディネーター連絡会長	仲田 慶枝	住民
13	西伊豆町社会福祉協議会長	柏木 昇	福祉
14	西伊豆町商工会副会長	石川 一雄	産業
15	西伊豆町観光協会会長	塩澤 一志	産業
16	西伊豆町建設組合長	国本 正徳	産業
17	伊豆漁業協同組合西伊豆統括支所長	槇野 隆夫	産業
18	伊豆太陽農業協同組合西伊豆地区統括支店長	佐藤 清岳	産業
19	賀茂医師会長	池田 正見	医療
20	西伊豆町校長会長	浅賀 重樹	教育
21	静岡県経営管理部賀茂地域局副局長兼賀茂危機管理監	松木 正一郎	県
22	静岡県交通基盤部下田土木事務所長	森本 哲生	県
23	静岡県交通基盤部下田土木事務所松崎支所長	松村 暢久	県
24	西伊豆町副町長	椿 隆史	町
25	西伊豆町総務課長兼副防災監	佐久間 明成	町
26	西伊豆町健康福祉課長	白石 洋巳	町
27	西伊豆町産業建設課長	松本 正人	町
28	西伊豆町教育委員会事務局長	高木 光一	町
29	西伊豆町まちづくり課長	大谷 きよみ	町
30	西伊豆町防災課長兼防災監	長島 司	町
31	国土交通省総合政策局社会資本整備政策課分析官	四反田 智裕	オブザーバー

参考資料 検討体制と計画作成の経過

津波法第 11 条において、「推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる」とされている。

本計画の作成にあたり、西伊豆町津波防災地域づくり推進協議会設置要綱に基づき、令和元年 10 月に「西伊豆町津波防災地域づくり推進協議会」を設置し、本町における津波防災上の課題及び本計画の基本方針、具体的な施策の検討を行った。

作成経過

実施日	会議名等	主な内容
令和元年 9 月 24～30 日	住民ワークショップ (町民防災会議ブロック 会議)	地域の課題整理
令和元年 10 月 7 日	第 1 回協議会	推進計画の必要性 推進計画の概要 今後の進め方
令和元年 11 月 12 日	作業部会 (役場内主幹係長会議)	現状の課題の整理 事業事務の見直し
令和元年 11 月 19～27 日	住民ワークショップ (町民防災会議ブロック 会議)	地域の対応方針の確認
令和元年 12 月 5 日	委員への意見照会	素案に対する意見照会
令和 2 年 1 月 8 日	作業部会 (役場内主幹係長会議)	地域の課題を踏まえた事 業事務の検討
令和 2 年 1 月 15 日	第 2 回協議会	これまでの取組紹介 素案の概要説明
令和 2 年 2 月 3～21 日	パブリックコメント実施	推進計画案に対する意見
令和 2 年 3 月	第 3 回協議会 (書面会議)	推進計画最終案の協議
令和 2 年 3 月 27 日	策定・公表	